刑政第42巻第10号

矯正図書館

刑政

第四十二卷　十月號　第十號

フロイデンタアル教授の訃	卷頭言	
刑政時論	A生	4
アメリカ少年裁判所制度に關する若干の考察	尾後貫莊太郎	6
東洋刑事法制史	佐伯復堂	13
刑事裁判官と行刑官吏	常盤敏太	24
刑務所に於ける成人教育	エイ・シー・ヒル	31
定命説より觀たる犯罪責任能力	ウイラード・ウオーラー	37
犯罪少年の顏貌に就て	藤本慶太郎	46
尸位の懺悔	三水漁夫	50
猫の眼	赤田生	61
オアフ刑務所見聞記	有馬生	64
音樂と感化	高野辰之	66
飽食し得ざる事件	横山利一郎	74
プロイセンの階級處遇——讀者の頁——家庭の頁——海外異聞錄——刑務官練習所授業一覽——彼任辭令——映畫說明　其他		

財團法人　刑務協會發行

急告

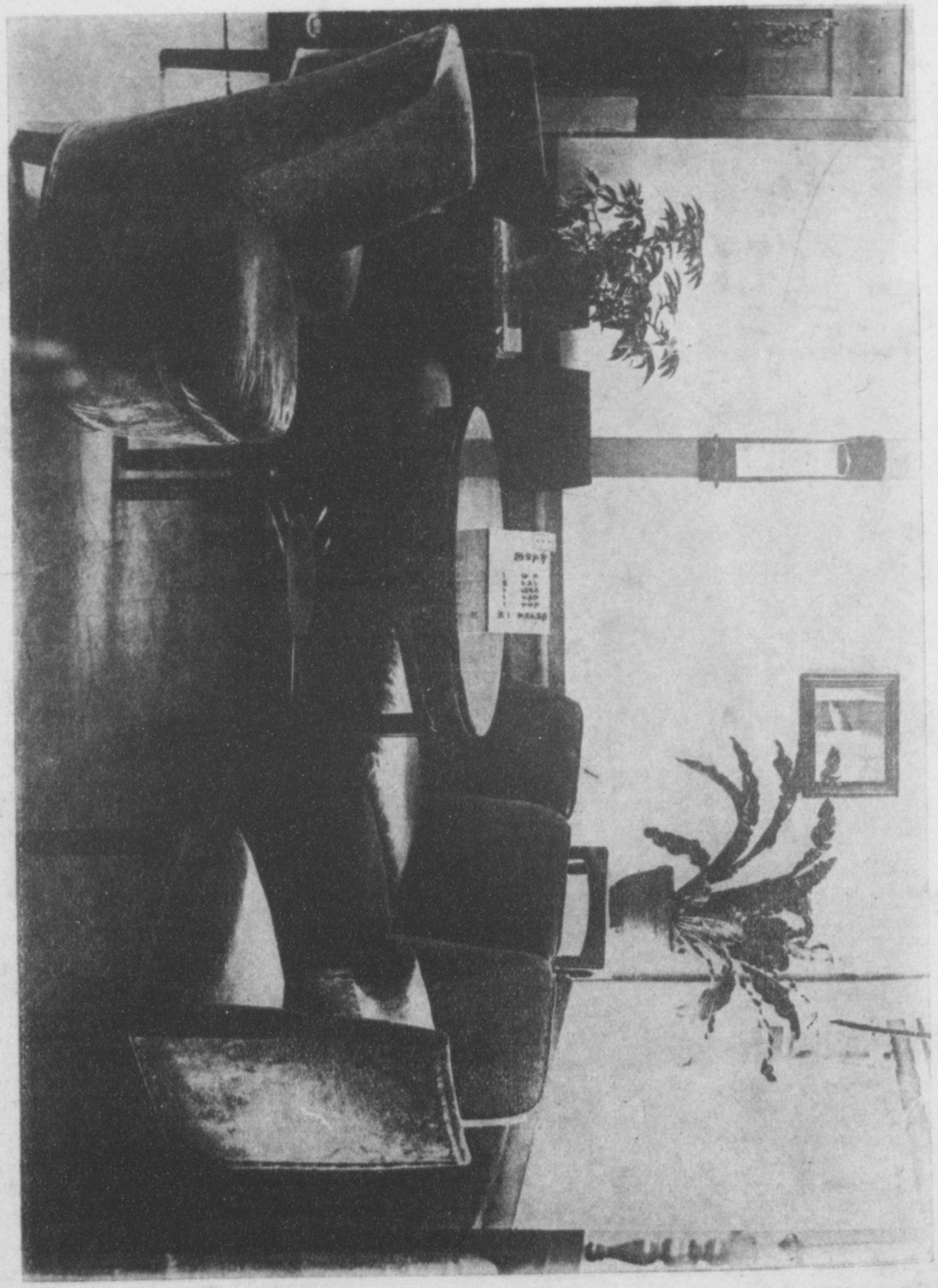
刑政研究資料第二輯
獨逸行刑法規
定價 一圓二十錢
正木亮 辻敬助 譯

第三輯
米佛行刑法規
定價 一圓二十錢
辻敬助 池田克 譯

第四輯
改正獨逸行刑法規
定價 二圓二十錢
森山武一郎 譯

掌中行刑法規

右の書籍はいづれもいくらも殘つてをりません。御入用の方は至急お申込み下さい。



品作製所務刑屋古名

前號の寫眞は獨乙聯邦チューリンゲンのイヒテルスハウゼン刑務所（陸殺處遇）の生活實況

（一）、三數受刑者の日曜日の市中散步

（二）、三數受刑者のベースボール

矯正図書館

刑政

第四十二巻
第十號



矯正図書館



ベルトルド・フロイデンタアル教授の訃

五月の巻頭言に於てエンリコ・フエリー教授の訃を悼んだわたくしが、また玆にフロイデンタアル教授を追悼しなければならぬことはなんと悲しいことではないか。

思へば昨年八月から世界の刑事學界からもはや三人の新派の刑法學者を奪はれたわけである。モリツツ・リイプマン教授とエンリコ・フエリー教授とさうしてフロイデンタアル教授とである。その一人を失つただけでも打撃であるのに三人までもわが派の暁星の隕ちたことの悲しきことよ。

フロイデンタアル教授はかの哲學者―スピノザの追従者としてのヤコブ・フロイデンタアルの令息として一八七二年八月二十三日にドイツ・ブレスラウに孤々の聲を擧げられた。生ひて後の教授は法學者として幾々の辛酸をなめられた。わたくしは教授の法律學者としての生活の中に殊にその刑罰論に於てわれわれに深い印象を貽されたことを忘れることが出來ない。

その刑罰論に於て教授はリスト教授の忠實にして理解ある學徒であられた。さればこそ、教授は刑罰の本質を應報から脱して社會防衛目的に推移してゆかれたことであつた。多くの刑法學者が解釋的探究の領域から狐疑逡巡して出ることを知らなかつた間に教授は敢然としてネガチブなドイツにエルマイラ式の感化制を輸入されたことであつた。一九一



二年にヴイットリツヒの少年刑務所が設立されたのは實にあの頑固爺のクローネをときつけた教授の熱と血との賜であつたのである。

教授は少年を愛された。だが、教授が少年感化に力を致されたのは敢て少年を愛されるその性格に基いたばかりでなく教授の刑罰論が目的刑を基本として居られる關係上當然に少年行刑から初まらねばならなかつたのである。教授が終始一貫して不定期刑制度を强調して居られたことは教授のその刑罰觀に基いて居たとはいはずもがなである。わたくしは不定期刑制度に對する教授の熱心さに付て教授をエルスト・クライン以來の一大暁星として猶長き將來を期待して居たのであつた。

暁年に於て教授がドイツ行刑草案につくされた功績は玆にあらためて擧ぐるまでもない。だが、その草案が具體化する暁までで、さうしてドイツの刑事學界が不定期刑主義をとり容れ得るに至るまで年を貸して貰ひたかつたのである。

さるを此の新派の麟將を備か五十七歳の一生に於て奪ひ去つたいたづらごとをわれわれはどうして恨まずに居られよう。

だが、だが、リイプマン教授を奪はれ、フエリー教授を奪はれ、さうして今また此のフロイデンタアル教授を奪はれ去つたわが新派の學徒どもよ、われわれはそれによつて失心すべきではない。われわれは教授等の魂魄とともに更に更に行刑を教育化し社會化すべき責務を負擔しなければならぬことを知らねばならぬのである。それが教授をなぐさむる唯一の方法なることを知らねばならぬのである。噫。

（あき緒）



待遇の改善

九月十五日發行のサンデー毎日に、東日政治部の記者來馬恭氏が、巢鴨刑務所參觀記をものされてゐる。素通記ではあるが、從來の收容者のみを對象としたものから脫して看守の勤務狀態や生活にまで筆が運ばれてゐる。

吾々の努力は、從來余りに外界に知られてゐなかつた。否犯罪を、累ぬる者が出づれば、忽ちその出身刑務所を揭げその罪を刑務所の責に歸し、社會は刑務官を冷視しがちであつた。最近に至り漸く傳統的な觀念を拭うて刑務官の地位を認識するやうになつて來たが、受刑者を中心とする待遇や施設の改善に比し、刑務官そのものゝ問題は、依然として閑却されてゐる。勅任級の所長が出來看守長の增員となり、漸次その改善の跡があらはれてはゐるが、全体としてことに所謂「下級官吏」の名を冠せられてゐる諸君たちの待遇はまだ何等の內的改善が施されてゐない と云つてよい。かの繁忙な勞働生活をつねに目前にし、自らも味得されてゐる記者の來馬氏さへまざ〳〵とその慘ましい勤務の狀況に接して、今更の如く驚いてゐる。實際刑務官は收入から云つても巡査に及ばず、その職掌は危險率が多く（すくない のは刑務官の人格統一の反響）勤務時間は、破格的超勞働問題である。

當局では、以前からすでに考量されてはゐるが、豫算其他の關係で未だ增員其他の實現がされてゐない。けれど看守の志願者が陸續としてたえない、また劇務であり乍らも辭するものがないといふ理由で以て之を閑却することは出來ぬ重要な問題であることは今更論を俟たぬ。優秀な刑務官を得ることも根本問題ではあるが、優秀たるべくつくりあげることが先決問題である。人は云ふ「刑務官は人格者でなくてはならぬ」と或は云ふ「修養勉學につとめ時代の空氣を呼吸せねばならぬ」と、だが現在の勤務勞働では、余りにそのために余裕がなさすぎる。刑務官も現實の社會態樣の中に生活せねばならぬ。よりよく子供の教育をせねばならぬ。この或る程度の限內以上に昇つてこそ本當の魂からの仕事が生れてくる。これは現實の人間の問題である。受刑者の改善は、刑務官ことに看守諸君の待遇から——我々は、聲を大きくして叫びたい。

記者の感傷

去日の東京の某大新聞の第三面に刑務所を出て社會の嘘を數く大賊傳吉の涙の告白が大々的に載せられた。この見出しだけで吾々は、すぐにその內容が理解出來るやうに、前科數犯の山田傳吉（仮名）といふ男が社會へ出ると監獄で聞いたり考へたことゝは、まるでちがつて「免囚」の悲しさ何處へ行つても救はれる道がないといふ告白なのである。敏感な記者は、全くこゝで感激同情して筆を運ばれてゐるが、併し現在の社會狀態、保護會の有樣としては止むを得ないことであらう。原胤昭氏は、「統計上の頭數だけよいと考へる當局がわるい」云々と感想を之に對し洩らされてゐるが、併し全て地上には或る制約があり狀態がある。全ての釋放者を無條件に收容し保護を加ふるべく保護會は充實してゐない。又一般の感情論や人道愛を以てしてといふより現在では組織化さがある。けれ共又翻つて吾々刑務の目的、それを結實せしむべく努めたることから考へ出したとき、我々は、全ての釋放者に對して、加護する方策を捨て去ることは出來ぬ。この現實と理想の問題が逢着して來ゝに現實と理想の問題が逢着して來る。だが、遠大なる之に對する方策は後日の問題として刻下の問題としては吾々は釋放者を農地に歸せと叫びたい。

現在の都市には、人口即失業者で充滿してゐる。知識階級のみならず勞働者に於ても陰慘を極めて居る。そこに釋放者を更に入れるべき余地を存しない。農村にも農村の社會問題はあらうが、まだ耕されない土地が殘つてゐる。近代の產業組織によつてみわすれられてゐる未拓の世界が存在してゐる。

從來としても可及的に歸農させることが釋放保護の方針ではあつた。併し收容保護を加ふる必要のある人間は、保護場が多く都市にあるが故に、自然殘留することゝなつてゐる。我々は、農村を中心として新しく保護網をしくことによつて、釋放者の失業問題を、先づ緩和したいと思ふ。

——A 生——

刑政第42巻第10号
矯正図書館

アメリカの少年裁判所制度に關する若干の考察

尾後貫莊太郎

一

刑罰が犯罪そのものを罰することを目的とする外に、何等の作用をも有するものではないとするならば、如何に極惡なる犯罪人と雖も、科せられたる刑罰の執行を終りさへすれば、その犯したるところの行爲は償はれさうして再び社會に於ける自由生活を取り戻す權利があると云ふことになるのは、蓋し、當然である。併し乍ら、本來刑法の目的が、それに違犯する人々を改善すべく拘禁することに依つて、社會を防衛しようとするに在るならば、極惡なる犯罪人が、唯、一定刑期を勤め終へたと云ふことだけに依つて、直に再び、その犯罪生活を營むべく社會に解放されるような制度の存在を是認することは出來ないのである。現行の法制は、裁判官に對して完全なる裁量權を與へては居らぬ。所謂罪刑法定主義は、豫め、犯罪の幾つかの種類とそれに對する刑罰とを定め、さうして、裁判官をして有罪の判決を爲すに當り、採るべき處置、即ち科すべき刑罰に付いて疑の起る餘地なからしめてゐるのである。刑法の規定には、强盜罪、竊盜罪、脅迫罪、等々の區別はある。併し此の區別は、行爲の外觀から爲されたものであつて、裁判官は、その何れに付いても、犯人の內部的な意志や、その犯罪行爲の社會的意義やに關して、十分なる考慮を廻らすことを許されないのである。裁判官は、唯、法律の命ずる所に從つて、特定の犯罪人に付き、その有罪無罪を定め、さうして、之を有罪とするとき、

之に對して、直に刑罰の言渡をしなければならないのである。然かも、その刑罰たるや、法律の規定する範圍內に於ける定期刑であつて、何れの刑罰思想に依るとしても、裁判官の量定する刑期を以て、十分にその目的を達し得べしと思惟するものの如くである。裁判官をして豫言者の職能を司らしめんとする制度は、早晩、神の手に返上せられなければならない運命に在るものと謂ふことが出來るであらう。

二

應報思想は、吾々の刑事裁判の傳統的精神であつた。ミード教授の指摘に待つ迄もなく、應報思想の下に於ける、法律違犯者に對する敵視的態度と裁判の假定上の公平無私と云ふ特色は、犯罪を絕滅することも、犯罪人をノーマルな社會的環境へ復歸させることも、到底不可能なことである(1)。吾々が刑法の上に、不合理と不可解とを感ぜざるを得ざる原因は、實に、玆に在るのである。吾々は、此くの如き傳統的精神を以てしては何時の日になつても、社會的善（Social good）を行ふことは出來ない。私は、吾々の現在有する所の、警察檢察、裁判、刑罰、等の諸施設が、犯罪の鎭壓及び抑制と云ふ點に於て、明かに失敗の跡を示してゐる所以に深き思慮を廻らさなければならないと考へるのである。

(1) George H. Mead, "The Psychology of Punitive Justice", Amer. Jour. Sociol., 23 : 590, March, 1918.

法律は、生きた社會的制度である。さうして、それは、伴うて變遷する思想と方法とを具現化し、利用しなければならないものである。吾々の刑法、吾々の裁判所、並にその手續が、一方には、諸々の社會科學の恐るべき程の進歩あるにも拘らず、尙且、中世紀的の應報思想に戀々と執着しつつあつたのは、寧ろ、奇怪事と謂ふべきである。現世紀に於ける法律學上の社會學派——凡

ての社會科學の統一を叫び、その法の單一を主張する學派——の出現に依つて、法律も、最早、他の社會科學より孤立して、自己中心的な、自己滿足的な科學として存在することを許されなくなつたことは、私が玆に敢て喋々する必要もないであらう。吾々は、法律を以て、社會的目的を達する手段として觀念しなければならぬことを、愈々强く認むるものである。法律學に於ける、此の新しい思想は、吾々をして、社會狀態並に社會的進步と云ふことに關聯して、社會的原因並に社會的結果と云ふことを考慮せしむるようになつたのである(2)。

(2) Roscoe Pound, "The Scope and Purpose of Sociological Jurisprudence", Harvard Law Rev., 25: 140-163, December, 1911; 25: 489-516, April, 1912.

三

アメリカに於ける少年裁判所は、實に、此の新しい思想の產物に外ならぬ。それは、法律と、科學殊に醫學生物學、社會學、心理學、等とが並行して、その各の機能を發揮すべく設けられたる、最初の裁判所と謂ふことが出來るであらう。それは、法律のみを以てしては、犯罪に對する妥當なる處理を爲すこと能はざる事實を認めたる結果、生れたものである。それは、考慮を一方にのみ偏倚せしめず、凡ての點から、社會的態樣を見定め、さうしてそれを矯正して行かうとするのである。少年裁判所が、少年問題を取扱ふ態度は、科學的であり、客觀的であり、不偏的である。さうして、その方法は、各少年を各個人に付いて、研究し、處理しようとする所の、所謂 "Social case work" である。

アメリカの少年裁判所の、依つて以て立つ所の、根本原理は、現在の刑事裁判所のそれとは、根本的に異つてゐるのである。そこには、傳統的な訴訟手續に依る制限や、被告人に對する敵視的態度や、罪 (guilt) を

定めて罪刑法定主義と云ふ嚴格な原則に依る刑罰を科する爲めの審理や、を見出すことは出來ないのである。

アメリカの少年裁判所は、少年とその環境とに關する科學的調査を行つた上、その調査に基いて、その少年とその親との關係、並に社會との關係を見定め、さうして、之を按配しようとするのである(3)。少年裁判所の判事は、社會的精神を有ち、且つ伸縮力のない法規に依らず、社會の利益と少年の利益若くは良心の要求する所に從つて、事件を審理し、處理するのである。そこには、陪審員もない、檢事もない、辯護士もない。之れ等は、傳統的な刑事裁判所の必要なる附屬物として、古い法律思想に養はれ、時には芝居的に、又時には興味的に、法廷戰術を弄してゐたに過ぎなかつた。アメリカの少年裁判所は、此れ等の人々の代はりに、觀察司 (probation officer) あり、醫師あり、心理學者あり、精神病學者あり、さうして、此れ等の人々は、少年各個人に就いて、合理的な、正當な解決をもたらさうとして、その少年の、凡ての施設中、恐らくは最も貧弱不完全なる施設、即ち「刑事裁判所」に於ける、法律違犯者に對する原始的な偏見、嫌忌、敵意、等を潔く棄て去つて、出來得る限り、誠意と愛と理解との名に於て、裁判を行はんとするのである(4)。

(3) Herbert H. Lou, "Juvenile Courts in the United States" p. 2.

(4) Herbert H. Lou, "Juvenile Courts in the United States" P. 2.

四

アメリカの少年裁判所の如きは、直の意味に於ける裁判所ではないと云ふ者があるかも知れぬ。成る程、それは、確かに、在來の意味に於ける裁判所と云ふ語を以て表示せらるる性質のものではない。然し乍ら、アメ

リカの少年裁判所（juvenile court）は、その名の示すが如く 明かに裁判所であつて、司法組織の一角に儼然とその地位を占めてゐるのである(5)。

(5) Herbert H. Lou, "Juvenile Courts in the United States", pp. 32-46.

事實、アメリカに於ても、眞面目なる少年裁判所研究者達に依つて、少年裁判所をして司法裁判所たらしむべきものなりや否や、少年裁判所の職能の多くは學校をして之を行はしむべきものにあらざるなきや否や、と云ふ問題が論ぜられたのであつた(6)。少年裁判所の仕事の多くは、その性質上、行政的乃至は教育的であつて、司法的にあらざることは、一般に是認されてゐることである。ベーカア判事 Judge Baker は、此の故に次の如く論じたのであつた——

"It is not the legitimate province of a court to investigate the habits of an alleged delinquent to determine whether or not he should be prosecuted, thus pre-judging before trial his guilt or innocence; and much less should it be its duty, after conviction and suspension of sentence, to supervise his conduct, or to determine whether or not he should be brought again into court, thus making the judge the complaining witness, the prosecutor, the jury, and the executor..... The true function of a court is to determine judicially the facts at issue before it; or, in criminal matters, the guilt or innocence of persons charged with crime."

彼の云ふ所は、論理的である。さうして、彼は、犯罪人の生活、環境若くは遺傳等を調査し、又犯罪人に對する觀察（probaton）事務の監督を爲すが如きことは、裁判所をして、自ら非司法的施設たらしむるものであり、又、此れ等の事柄は、法律學上の如何なる教理にも背戻するものである、と結論してゐるのである。

(6) 少年裁判所の職能を學校の手に移すべきことを主張するもの及び少年裁判所の廢止を唱ふる者の中には Professor Hotchkiss, Dr. Eliot, Judge Baker, Miss Additon, Miss Deardorf 等があり、又此らの人々に反對する者としては Judge Ricks, Professor Thurston, Miss Lundberge, Mr. Merrill, Judge Waite 等の名を擧げることが出來る。

ベーカア判事 Judge Baker の右の議論を反駁する者は、大體、次の 如く云ふのである。曰く、少年裁判所が現に行うてゐる職務の中の多くのものは、行政的であり、又教育的である。然し乍ら、何故に、如何にも、その性質は、行政的であり、又教育的である。然に踏み迷へる少年、頼るに處なき少年、等を保護せんが爲に、法律に依つて、設けられた施設である。然らばその保護的職務を行はんが爲に係る所の手段方法が、行政的であつても、又教育的であつても、少年裁判所本來の存在理由より見て、蓋し、當然の事柄である。然かも、裁判所として、その背後に有つ所の强制力あるが故にその手段方法をして、他の施設が之を行ふ場合よりも、より効果的ならしむることが出來るのである、と(7)。

私は、此の言に首肯を與へることを躊躇しない者である。その云ふ所が、理論にのみ拘泥せず、目的に向つて勇猛に突き進んで行かうとする態度に、われわれは興味を惹くものがあるからである。

(7) Herbert H. Lou, "Juvenile Courts in the United States," p. 217.

五

とまれ、私は、アメリカの少年裁判所運動は、犯罪人處理上の方法と技術との點に於て、多くの教訓を含んでゐるものと考へるのである。本來、裁判所と云ふ施設と裁判所の犯罪人に對する處理方法（treatment）を

實際に當つて執行する施設とは、二にして一、その間、離るべからざる密接の關係を有するものであつて、此の二者を別個の機關とする形式は、唯、因習的なる、刑罰の本質と行刑の理論とを分離した考へ方の産物に過ぎないのであるから、裁判所自體が、自己の定めたる處理方法の實行の衝に當ることは、ソシアライズされた裁判所の性質上、固より論勿き所である。アメリカの少年裁判所が生れてから、既に玆に、四半世紀を經過してゐる。さうして、その運動は、他の諸々の社會的機關との協同と理解との下に、都會地のみならず、又田舍地にまで普及發達の勢を示しつつあるのである(8)。アメリカに於ける、少年裁判所運動こそは、裁判所と云ふものの仕事が、法律的領域にのみとぢこもつてゐるべきものではなく、刑事政策的に、更に又、社會政策的に、擴充せらるべき事實を物語るものである。われわれは、此の事實の裡に、牧野教授の所謂「進歩的な社會的正義」(progrediente giustizia sociale)を見出すのである(9)。さうして、此の社會的正義が、やがては世界の凡ての刑事司法の改革に、その基礎を與ふるの日の來るべきことを想うて止まざるものである。

(8) 一八九九年、シカゴに創設された少年裁判所、即ち Juvenile Court of Cook County が、アメリカに於ける最初の少年裁判所である。併し、一般に認められてゐる所に依れば、之れは又、實に、世界に於ける最初の少年裁判所でもあるのである。爾來、今日に至るまで、ワイオミング州を除く其他凡ての州は、少年に關する probation law を有し、又、メーン州とワイオミング州を除く其他凡ての州は juvenile court law を有してゐる。此のメーン州及ワイオミング州には、少年裁判所こそなけれ、少年裁判所制度の目的たる少年保護事業は、之を出來るだけ多く行つて居り、又、ワイオミング州は、或る形式に於て probation を行うてゐる。尙、少年裁判所は、ハワイ(一九〇九年)、アラスカ(一九一三年)、ポートリコ(一九一五年)、フイリッピン群島(一九二五年)にも各創設されたのであつた。

(9) 牧野教授「刑法の實證論的改正の企」(刑法研究第三卷)。

東洋刑事法制史 【二】

——支那に於ける刑罰の變遷——

佐伯復堂

東洋刑事法制史は端を三皇時代、本書の所謂法律觀念胚胎時代(西曆紀元前二六九七年—仝二二五五年間比)に發する。何れの國でも、かうした太古の部落生活、各成員間の利害關係は、相互の共通點多く、利己即利他、利他即利己を常態となすが故に、人情おのづからまどかに、風俗も亦た厚かつたのであるが、時代の進歩は、社會を複雜にし、經濟の階級に著しき懸隔を起し、炎帝神農氏の勢力が漸く衰退するに及び、後世の侯伯に準ずべき酋長(史に諸侯と稱す)間に於ける侵伐、部落民への暴虐が、到る處に展開し、之が統治者たる炎帝神農氏の實力は、之を征服する能はざるに至り、同じく酋長たりし軒轅氏(後の黃帝)は、干伐を習用して之を平げ、各酋長悉く歸服したに拘らず、蚩尤といふ者一人、一方に雄視して順はず、擅に重刑を作つて弱き人民を亂し、大に暴虐を揮つた。

◇

そこで黃帝、兵を各酋長より增徵し、蚩尤と涿鹿の野に戰ひ、遂に之を擒殺したので、各酋長は皆軒轅氏を尊びて天子となし、神農氏に代へた。之を黃帝といつたのである。當時支那の南方に苗民(三苗)といふ蠻族

があつた。その酋長は蚩尤の暴虐にあやかり、德化を努めずして、制するに刑罰を以てし、五虐の刑を作り、之を法と爲して、以てこの法に觸るゝ者と認むる時は、無罪の者と雖も、直に重刑に處し、事實の是非曲直は敢て問ふ所でなかつた。支那に於ける肉刑の濫觴は、この苗民だといふ說と、この蚩尤だといふ說と、兩つながら傳へられてゐるが、孰れにしても支那の肉刑が文書に現れたる嚆矢は、神農氏、軒轅氏の交にして、由來頗る尙しいものである。

○「三皇五帝」の三皇の名は周禮に見ゆ。その說六あり。孔安國は伏羲、神農、黃帝を三皇となす。今之に從ふ。五常は古帝の稱。亦た五人帝とも曰ふ。三說あり。帝王世紀には、少昊、顓頊、帝嚳、堯、舜を五帝となす。今之に從ふ。○譯註無刑錄卷一刑本。德林按。三皇五帝記尙矣。軒黃以前刑名。不ㇾ可ニ得而稽一。仝書卷十八濫縱ニ呂刑曰。蚩尤惟始作ㇾ亂。延ニ及于平民一。罔ㇾ不ニ寇賊一。鴟義姦宄。奪攘矯虔。』苗民非ㇾ用ㇾ靈。制以ㇾ刑。惟作ニ五虐之刑一曰ㇾ法。殺ニ戮無辜一。爰始淫ニ爲劓刵椓黥一。越ニ茲麗ㇾ刑幷制。罔ㇾ差ㇾ有ㇾ辭。右に對する孔顥達、蔡沈及び德林の注。○丁謙云。肉刑作ニ貴尤之世一。而堯舜以ニ流放一代ㇾ之。(文獻通考)『呂氏曰。五刑自ニ苗民一制ㇾ之。』皆非也。蓋肉刑其來久矣。而堯舜用ㇾ之。(五經大全)。

◇

苗民は五虐之刑を作りしとあるのみにて、五虐とは果して何々であるかが詳かでないが、とにかく一般肉刑の行はれたる中に就て、特に五虐の刑を作りしことは明かである。彼等は鼻を刖り、耳を剕り、竅を椓ち、面に黥する刑を定め、之を法とし、この酷法の下に極度の刑を科したのである。

三皇時代即ち軒轅氏の時より、五帝時代即ち帝舜有虞氏の時まで、刑罰に關する記錄は、絕えて史上に見えないが、帝舜有虞氏の世に至りて五刑の法を施行したことが尙書に依つて遺されてゐる。蚩尤、苗民の行つた

といふ重刑は、一部落內に局限して行はれたが、帝舜の五刑は、あらゆる部落即ち全天下に行はれた。强制權の主體たる國家が、世の秩序を紊し、民の生活を害する者に、定まれる法制に依つて、差別的苦痛を與ふる效果を生ぜしめようとする點に於て、從來部落々々に區々と行はれ來りし刑罰と、全然其立脚地を異にするものといふべく、此意味に於て、法律概念胚胎時代の殼を破りて、法律概念發芽時代に入れるものと謂はねばならぬ。

◇

然らば法律概念胚胎時代に於ける刑罰權の基礎觀念は何かといふに、結局神意であつた。この時代は尙ほ未だ完成せざる國家即ち國家を建成する過程としての部落時代なりしも、相當の刑政は存在した。何となればこの時代とても、協同生活、勢力鬪爭があつたからである。政治は協同生活の在る所、勢力鬪爭の存する所に、必然存在するわけのものである。已に政治の存在を肯定し得るとせば、そこには刑罰の行はるゝとも亦た言を俟たざるとである。支那の部落政治時代の族長は、その氏族の主祀を爲す者で、同時にその氏族の政治首班であつたが、この氏族が起原となつて國家を建成するに至つたのである。這間の消息は、支那の史乘(二)にも明記されてゐる。法律概念の胚胎時代即ち少昊以前の三皇時代は、神意を以て最高の權力とし、以て刑罰權の基礎觀念とした時代である。故に「民神不雜、天地不通」といつて、司天の官職と司地の官職とを嚴別し、司天は神を會め、司地は民を會め、兩者相混ずる途を絕ち、民神相雜えざる所に、敬と不瀆とを含め、以て司天の尊嚴を保たしめた。

◇

司天たるものは人格・聖通、その明は光照、その聰は聽徹ならんか、明神之に降り、人即神となる。この境

地に達する者を、男にありては覡、女にありては巫といつた。當時の巫覡は、次代の聖人といふが如きもので後世尚するに足らざる賤業化した巫覡と、同一視すべからざるものである。法律概念胚胎時代の巫覡は、全部落に於ける無冠の帝王ともいふべく、一切の政刑を裁斷する標準となれる最高權力であつた。女にありては巫といふとあるを見れば、司天の官職は、必しも男子に限らざりしを見出される。之を要するに、法律概念胚胎時代は政教合一の社會となるが故に、この時代には、政治の理想若くは法理の思想ともいふものなく、偏に神意を窺ひ、之を以てあらゆる政治に任じたものであつた。

(一) 楚語。昭王問二於觀射父一曰。周書所謂重黎實使二天地不レ通者何也。若無レ然。民將二能登レ天乎。對曰。非二此之謂一也。古者民神不レ雜。民之精爽不二携貳一者而又能齊肅裏正。其知能上下比レ義。其聖能光遠宣明。其明能光二照之一。其聰能聽二徹之一。如レ是則明神降レ之。在レ男曰レ覡。在レ女曰レ巫。是使下制二神之處位次主一而爲中之牲器時服上。而後使下先聖之後之有二光烈一而能知二山川之號一。高祖之主。宗廟之事。昭穆之世一。齊敬之勤。禮節之宜。威儀之則。容貌之崇。忠信之質。禋潔之服。而敬二恭明神一者以爲中之祝上。使下名姓之後能知二四時之生一。犧牲之物。玉帛之類。采服之儀。彝器之量。次主之度。屏攝之位。壇場之所。上下之神。氏姓之出一。而心率二舊典一者爲中之宗上。於レ是乎。有二天地神民類物之官一。謂二之五官一。各司二其序一。不相亂一也。民是以能有二忠信一。神是以能有二明德一。民神異レ業。敬而不レ瀆。故神降二之嘉生一。民以レ物享。禍災不レ至。求レ用不レ匱。

◇

この降神政治即ち巫覡政治は、五帝時代の初帝たる少昊金天氏に至り、萎靡として振はず、九人の黎氏は、我の職分たる司地を離れて、他の職分たる司天に混入し、民神雜糅の本を啓き、人々・祀を存し、家々・巫をなし、多年踏襲した政教一致の制度は、根柢より崩壞し去られて、また收拾すべからざる狀態となつた。後・五帝時代に至り、帝堯は司天たる重氏、司地たる黎氏の後裔にして舊制を記憶する者を擧げ、復び各自の官職を典らしめ、以て夏商二代に及ぼしたとあるが、當時は已に天の觀念に著しき變動を生じ、司天の官職を最高の權力と見做す時代が經過した。從つて帝堯その人を以て直に配天の大命を承くるに足る人格（盛德）を具備するものとし、盛德の光輝は、四海を被ひ天地に充つるものとし、その司天の如きは、唯舊套を踏襲するに過ぎざるものと觀じたのである。

○楚語。堯復二重・黎之後不レ忘レ舊者一使二復典レ之。以至二夏商一。○虞書・堯典。曰若稽二古帝堯一。曰放勳。欽明文思安々。允恭克讓。光二被四表一。格二于上下一。

◇

この三皇時代に育まれたる神の觀念は、固より多神的觀念であつたことは、前文の上下之神。氏姓之出とあるに徵して明白である。而してこの多神觀念は、時代の進歩に隨ひ、幾たびか洗鍊蛻變し、以て後代の最高一神觀念に到達したのである。この最高一神觀念は即ち天と稱するもので、それ以前に於て天と稱したものとは大に內容を異にするものである。かくして神意政治は自然に天意政治へ發達し、こゝに法律概念胚胎時代の土を脫して、法律概念發芽時代に伸び出でたものである。

一、法律概念發芽時代

(イ) 天意と刑罰

刑罰權の基礎觀念として、天意の何たるを說明するに當り、天とは何ぞやといふとに就き、其意義の固定するまでの過程を要述する。說文の解詁に依りて見れば、天は地上高く仰ぐ蒼々の頂（いただき）で、諸星羅列し、廣遠は得て推測すべきカシ等の意義であるが、これで見ると、天は地上高く仰ぐ蒼々の頂（いただき）で、諸星羅列し、廣遠は得て推測すべき

なき空間を指したものである。この天の意義を推廣して、自然なるものと一致せしむるに至り、自然界の存在、運行、結果まで包括し、更に之に人間界を捲込み、又た之を實體界に結付け、天地の主宰を天といひ、必ず無かるべからざるものも亦た天といふ等、具象より抽象に、淺近より深遠に、單純より複雑に、人智と相伴つて進化し來つたものである。

◇

是故に太古三皇時代には、山川、風雨、日月、星雲、雷電等の如き、自然界の存在作用にて、人力の能く爲す所に非ざる、人智の能く考ふる所に非ざるものに對し、畏怖と崇敬との念に堪へず、擧げて神と爲したるが故に、おのづから多神的觀念に傾きしものなるが、人智の進歩はその非理に嫌らずして、多神を統一する一神の存在に想到し、こゝに最高一神即ち天の觀念を確立するに至つたのである。天は一に上帝ともいふが、上帝は上天の帝王で、下土の帝王と相對する意義を有するのである。即ち下土の帝王は、命を上天の帝王に受け、之を萬民に施すものと信ぜられてゐた。かやうに天の觀念中には、有意的人格を認めたるが故に、刑罰權に就ても、その基礎とする所は、上帝の意志に在つて存したのである。あらゆる政治は、この天の直接支配を受くるに非されば、持續性なきものと見做されてゐたのである。然らば政治上殊に刑罰上に於ける天意は、何によりで認識すべきかといふに、結局民意に外ならぬのであつた。しかし、民意は何故に天意と見るべきかの說明は、哲學的解釋に入りで、法制史の本領に非ざるのみならず、固より別箇の問題なるを以で、こゝには天意は單に民意なりしことを記述するに止めようと思ふ。

○天は朱熹謂の新字典に據れば、諸星羅列之空間也。廣遠無可推測。因人在地球。故視爲包圍地球之大圈體。而與地對待之稱。其實地球亦運行於天空中。且爲甚小之一部分。古或言九天。或言三十六天。皆臆想之說也。

(三)自然之結果。非人力所能爲者曰天。如三天然・天生・及天演・天擇。(三)萬物之主宰也。(周禮)「天有時以生。有時以殺。」(四)(五)(六)(七)(八)(十)必要なきを以て省略。(九)凡必不可無者曰天(漢書)「王者以民爲天。民以食爲天。」○上帝は天帝。詩書及び易等に用例頗る多し。略して帝とも記せらる。○有意的人格の用例は、大雅・文王之什・文王皇矣、生民之什・生民、尙書の周書・康誥・呂刑、召誥等、等。○民意は天意なる用例。虞書・大禹謨等、等。

(ロ) 天意は民意

法律概念發芽時代即ち處書に現れた帝舜禹湯の時代には、帝王は天意を代表する意味に於て君主なる資格あるものとして認識された。而してその天意の發現は、主として民意の歸する所に見出さるべきものとされたのである。換言すれば、民意は天意、天意は君意、君意は民意たることを理想とした。然らば天意とは果して如何なる內容を有するか。天意自體は、人智を以て測知すべきに非ざるも、その發現する所を概括すると、そこには政刑の基礎觀念たる幾多の道德思想を含有することを看取される。即ちその第一は、天意は至神であるといふ點である。所謂天帝は全智全能で、人の善惡に於て、聽かざる所なく視ざる所がないが、その視聽は、總て民衆の視聽を藉りで發現する。換言すれば、天は最も聰明なるものである。それは民の視聽に因りで爲さるゝものであるといふのである。

○大雅文王・文王「上天之載。無聲無臭。儀刑文王。萬邦作孚。」○大雅・蕩・烝民「天生烝民。有物有則。民之乘彝。好是懿德。」○周書・康誥「天畏棐忱。民情大可見。」○泰誓逸文左襄三十一年。「民之所欲。天必從之。」○虞書・大禹謨、「天聽自我民聽。天明畏。自我民明威。達于上下。敬哉有土。」○周書・泰誓。「天視自我民視。天聽自我民聽。」

而して民衆の視聽は、如何なる點に於て善惡正邪を鄭別するかといふに、畢竟民衆自身に固有する規範の力によるといふ。この規範力は所謂天の則で、天則を人性に取つて見れば性善若くは懿德である。民意は一般的に見れば、自己の保存と發達とに在つて存すといふも、自己の保存發達は、社會を除外して考ふる能はざる以上、協同生活の規範は、社會の一員として共存共榮する自己の有する規範力と一致する所に、天意の存在を發見すべきである。人の性は善なりと見るは、必しも孟子の創見に非ずして、周代の召康は已に道破してゐる。

○大雅・生民・卷阿「豈弟君子。俾ニ爾彌ニ爾性一。百神爾主矣。」○商書・湯誥。「若ニ有ニ恒性一。」

しかし、之と同時に人の性は惡なりと見るも、必しも荀子の創見に非ずして、周代の召公は夙に言及してゐる。

○周書・召誥、節ニ性惟日其邁一。

◇

召公は一面に性を彌（終）ふといひ、一面に性を節すといふは、當時性に定說がなかつた爲でもあらうが、一步を進めていへば、性の見方の差である。性の天理よりすれば、善となり、從つて正となり、性と共に常あるも、性の人欲よりすれば、惡（不善）となり、從つて邪（不正）となり、情により動く。是故に民衆各自の意識（人欲）を超越した天帝の意識即ち民衆一般に於ける眞の公論 天理 に拂らざる政刑を施すは帝王道の本領であらねばならぬ。規範は人間法即ち人則であつて、自然法即ち天則でないといふ論もあるが、自然法に規範を認識するは、その當時の通念であつた。翻言すれば人則即ち天則。天則即ち人則といふ考へ方であつた。この見地からいつて、自然法の規範を象り取つて人間法に適用するのが、帝王道の努力すべき點とせられたのである。帝王道の客觀的存在は自然法及び民衆であつて、主觀的存在は人間法及び懿德である。而してこの融合無碍の妙境は、帝王道即民衆道、民衆道即帝王道といふべきである。

虞書・皐陶謨に、「天工人其代ニ之。天叙ニ有典一。勅ニ吾五典一。五惇哉。天秩ニ有禮一。自ニ吾五禮一。有ニ庸哉。同ニ寅協ニ恭。和ニ衷哉。天命ニ有德一。五服五章哉。天討ニ有罪一。五刑五用哉。政事懋哉々々。」○周書・旅獒に、「不レ役ニ耳目一。百度惟貞。」○周書泰誓に、「天矜ニ于民一。民之所レ欲。天必從レ之。」○商書・太甲に、「欲敗レ度。縱敗レ禮。以遠ニ戻于厥躬一。」○周語、靈王二十二年に、「象ニ物天地一。比ニ類百則一。儀ニ之于民一。而度ニ之於群生一。（中略）克厥ニ帝心一。皇天嘉レ之。胙以ニ天下一。」○洪範大意。○虞書・大禹謨に、「罔レ咈ニ百姓一。以從ニ己之欲一。」

◇

第二は天意は至公であるといふ點である。天に私覆なし。天意は善に福し惡に禍して、人々をして顯明・異懼する所あらしむる。そこには人間の差別がない。極めて平等である。若しそれが平等に行かされば、自己又は祖先の積善若くは積惡の應報であるといふ觀念である。この觀念は全然當時の產物であるや否は斷言し難いが、かうした思想はその當時にも芽生えてゐたものといふことは、「易」の文言によりて推定される。之と齊しく天意の至公を毀害する結果に對しても、亦天に代つてその公平を期する爲、止むを得ずと認めたる行爲が是認せられたのであつた。この公平の至極境は即ち至公で、至公を包擁する母は至中即ち中道の至極境である。

○商書・太甲曰。「惟天無レ親。克敬惟親。」周書・蔡沖之命。「皇天無レ親。惟德是輔。」○虞書、大禹謨「民協ニ于中一。」○又曰。「人心惟危。道心惟微。惟精惟一。允執ニ厥中一。」

この中道といふのが、その當時に於ける道德の根本主義で、あらゆる觀念を廻つて依立したのである。抑々道德上よりいへば、善者が福を享け惡者が禍を享くるが如き、法律上よりいへば、正義が勝

ち不正が破るゝが如き、皆公平の意義に於て見るべきものであつて、換言すれば、原因結果の相待關係である。

○周語。「天道賞レ善而罰レ淫。」○虞書・大禹謨。「君子在レ野。小人在レ位。民棄不レ保。天降二之咎一。」○商書・湯誓。「有夏多レ罪。天命殛レ之。」又曰。「夏氏有レ罪。予畏二上帝一。不二敢不レ正。」○夏書・胤征。「今予以二爾有衆一。奉二將天罰一。爾衆士。同二力王室一。尚弼レ予。欽承二天子威命一。」○商書・君陳。「予曰レ辟。爾惟勿レ辟。予曰レ宥。爾惟勿レ宥。惟厥中。」○周書・呂刑。「民之亂。罔レ中聽二獄之兩辭一。」又曰。「哲人惟刑。無疆之辭。屬二于五極咸中一。有レ慶。」等。○易・文言。「積善之家。必有二餘慶一。積不善之家。必有二餘殃一。」

◇

第三は天意が至仁であるといふ點である。即ち天地生々の仁德によつて、人間欽恤の誠を致す政刑を施すことである。仁愛の觀念は、正義の觀念と融合して、こゝに始めて帝王道の妙用に任ずるを得るもので、帝王道よりいへば、正義は仁愛の基礎觀念に立脚せされば、到底天意と吻合する能はざるもので、かの制刑の根本を以て、百聖一心、萬古易ふべからずといふは、全くこの點を示したものである。元來正義は法治の至寶であるが、その至寶たる所以は、仁愛に依立せざる正義を、採つて以て政刑に運用せば、往々慘酷に流れ、天意に背馳する結果を齎すのである。帝王道は德治主義であらねばならぬ。而してその德治の基礎は、實にこの仁愛の觀念に存在する。德治と分離した法治、仁愛と分離した正義は共に天意の達成を期する所以でない。

○虞書・舜典。「欽哉々々。惟刑之恤哉。」○仝・大禹謨。「汝作レ士。明二于五刑一。以弼二五教一。」「皐陶曰。帝德罔レ愆。臨レ下以レ簡。御レ衆以レ寬。罰弗レ及レ嗣。賞延二于世一。宥過無レ大。刑故無レ小。罪疑惟輕。功疑惟重。與二其殺一不レ辜。寧失二不經一。好レ生之德。洽二于民心一。」○易・謙卦・彖。「天道下濟而光明。」

之を要するに、政刑に發現する天意は、主として至神（聰明）、至公（中道）、至仁（正義）の三大觀念の表現としても見られてゐた。三大觀念を具有して、社會民衆のあらゆる基礎觀念となり、同時に帝王道に於ける刑罰の根本觀念となつてゐた。之に由りて帝王となるものは、眞の天子と見られ、之に由りて人民となるものは、眞の天民と見られたのである。

——歿本丑「刑事裁判官」の職分と研究——
常盤地太
矯正図書館

刑事裁判官と行刑官吏

——坂本氏「刑事裁判官」の觀たる刑務所を評す——

常盤敏太

最近新らしく本「刑政」に掲載された二判事の論文は、わたくしの目をそばだたしめた——わたくしも今日迄刑事裁判官に對し、曲りなりにも一つの見解を有してゐたのであるが——わたくしの讀んだ範圍では論者の何れもが、裁判所に於ける目的刑論者の急先鋒であられる様に窺はれることが出來た、一は尾後貫學士の「裁判の基本觀念と行刑」であり（註一）他は坂本學士の「刑事裁判官の觀たる刑務所」（註二）何れも聽者讀者の如何によつては、刑事裁判に對する警鐘であり、行刑に與ふるよき忠告であらう、然り忠言的警鐘である、兩氏の所說は表面甚だ簡にして且今日既に牧野先生一派によつて陳腐化された言を以て綴られてゐるにも拘らず——兩氏の此の種の御意見を初めて拜承するわたくしにはその所說の內容奥行の程は知るべくもないのであるが——世にはこれ程のものすら辨へぬ裁判官の大部分であることを、兩氏と共に甚だ慨かはしく思ふものである（註三）換言すれば刑務所を觀ざる刑事裁判官がどれ程多いことか（註四）

〔註一〕尾後貫學士「裁判の基本觀念と行刑」（刑政第四十二卷第八號）

〔註二〕坂本英雄氏「刑事裁判官の觀たる刑務所」（刑政第四十二卷第九號）

〔註三〕坂本氏（前揭第二四頁）は「先づ從來吾々の先輩の時代から習慣づけられ來つた相場による刑の量定の現行制度を打破しなければならぬ」と

尾後貫學士（前揭第一七頁）は「刑罰の理據を應報に置く考へ方は現在尙多くの裁判官の頭腦を支配してゐる所である」と述べられて居る

〔註四〕坂本氏（前揭第二四頁下段九行目）に「內部を考察

すれば……と」あるけれども刑務所の高壁や獨房やを見た判事は全部であつても眞に觀たと云ひ得る判事は果して何人あるだらうか、況や考察する者に至ては、現在の刑務所が應報的思想の支配を受け、封建制度の殘骸であるとの同氏の意見と全然反對の意見に到達する筈である、然し同學士は判事では著明な犯罪研究者である、從つて或はゲンツ博士の所謂ユートピッシエな刑務所と現在のそれとを比較して考へられるのではないであらうか、然らば私も同學士と共に多くの不滿を現在の刑務所夫自體に對して有するのである、然し斷つて置かねばならぬのは飽くまで刑務所の刑事裁判所に對する比較の干係に於てではないことである

尾後貫學士（前揭第一八頁）に「量刑を事とする裁判官が概念的な刑罰に即して能事畢れりとなし敢て行刑の實際に觸れやうともしない」と

而も刑事裁判所及び刑務所を觀られる兩判事の觀察の結果に寧壤の差異があるのが面白いことに感ぜられる、次にその所說を顧みつつわたくしの意見を述べさせてもらひ度いとおもふのである。

先づ坂本學士の所說を觀やう、曰く、「刑罰の目的は、勿論應報的であるといふべきものではない、目的主義的に觀なければならない、私共は毎日どの位の刑罰を量定したら果して被告人を犧牲に供しなくて社會を防衛し得べきか、そして社會を防衛して且被告人を改善せしめ得べきかに、苦しみつづけてゐる」と（註一）、わたくしは、同判事の態度の眞摯なるに、自ら尊敬の意を表するものである、然し、同判事の所謂私を除いては何人そんな苦しみを續けてゐる、共があるであらうか、不幸にして私の眼には秋官生活十年を出でずして形式化しつつある殆んど全部を——僅少の例外をもつて——見るやうな感がしてならない、なんと舊き、新らしき、應報刑論者の裁判所に多きことよ（註二）、ほんとうに、「從來その先輩の時代から慣習付けられ來つた相場による刑の量定の現行制度を、打破」せられんことこそ希望に堪へない、そこには新らしく伸んとする苦しみはあらう、然し、同志判事の苦しみが續けば續く程、その尊い受難にはやがて報ひらるるときが來るであらう、健鬪を祈つて止まないのである。

〔註一〕坂本學士前揭第二四頁

〔註二〕尾後貫學士（前揭第一八頁）は謂はれる、「量刑を事とする裁判官が概念的な刑罰に即して能事畢れりとなし敢て行刑の實際に觸れやうともしない」と

同學士（前揭第一七頁）に曰く、「刑罰の理據を應報

に置く考へ方は現在尚多くの裁判官の頭腦を支配してゐる所である」と

然るに、他方刑務所の實際に對して、考察を加へられた坂本學士曰く、「現行刑務所制度の實質は、刑罰應報思想の下に形成せられたものであると云ふことは、何人も異論あるまい、異論を有する人は、實際の內部を考察すればその包藏せる疑惑は、雲散霧消することであらう、斯くの如く現行收容制度は應報主義的であるが故に、若しそこに何等かの改革を附加せずして、目的主義的に刑罰を量定せられたる被告人に、刑罰を科するならば、それは親の心子知らずで、折角裁判所で苦しみ抜いた刑罰の量定をしても、何の效果をも齎らさない結果となる」と（註一）、自由刑は最近の制度とはいへ他の刑罰と同樣に應報思想を抱く人々によつて形成せられたものであることにはわたくしは反對しようとは思はない、現行監獄法が普國監獄則（內務省所轄司法省所轄に分れし當時）や獨逸自由刑執行に關する原則等を手本として立法せられた以上、實質形式共に應報思想と牽連のあることはわたくしも否定するものではないが、これが直ちに、刑務所制度が、今尙應報思想の權化でででもあるやうな結論とは、ならないのである、わたくしの樣な異論を有する人で、實際の內部を考察しても、そこが應報思想に漲つてゐようといふことに對する疑雲は愈々濃厚となるばかりである、杏反對に古い高壁の中に育つてゐる、伸々たる目的的思想的行刑の若木を見るのである、此の目的刑的若しくは教育刑的思潮（註二）、から刑務所のみが取り殘されてゐると觀らるる論者は、現在の刑務所の高壁に、眼眩みたる故ではないであらうか、それにしても行刑官は社會との交通を遮斷された受刑者夫自身ではなかつた苦である、裁判官が論者の樣に、新らしい目的思想的外氣を呼吸してゐると同樣に、若しくは夫以上に、刑務官吏も之を呼吸してゐる、我刑法に改正豫備草案があれば、我行刑法にも劣らぬ用意がある、刑法が相對法定刑（註三）、の制度を採用すれば刑務所は、行政官吏として、假出獄の權限を獨占しつつ不定期刑を實際的に施行する、誠に少年法の制定と同時に、刑事裁判所方面以上に刑務所には目的思想的活動が開始せられてゐる、曰く少年刑務所の設立、曰く少年の學校敎育、作業養成、曰く健康及び家庭干係に對する深甚の注意、曰く保護等が之であるのみならず、わたくしは、屢々行刑官の方面から裁判官の行刑に對する無理解と、無關心の歎聲を耳にし（註四）、又判檢事の側に於ては刑務所の實際を知らんとは努めず、徒らに、「刑務所では何をするかわからぬ」と謂つた風の言辭を耳にした事であつた、元來情に於て又實際に於て、數ケ月、數ケ年を通じて朝夕顏を合はせてゐる同一人を憎み通せるものではない、實際的に行刑への經驗ある人は、（心理學的にも）如何に憎みの同情よりも困難なるかを知るであらう（註五）、それは刑務官吏も亦人間であるからである、誠に近年の行刑は我國に於て、目覺しい進展をしてゐるやうである（註六）、監獄法法典こそ昔日立法當時の儘ではあれ、刑務所こそ悉く改造され、その內に盛られた、思想なり、行刑の實際は、通常人の想像、憶測、否裁判官のそれよりも遙かに進んでゐる、最近の川越少年刑務所に遊んだわたくしは、枯渇した財政の中から歐米のそれにも劣らぬ行刑の新空氣の吸收と實施に努めてゐられることを實見し赤城所長初め主任連の努力に非常な敬意を表したことであるが、他の刑務所とても同樣であらう（註七、）その作業への努力、敎育一般、之等を一丸としての累進制度の採用は、その行刑の分野に於ては、餘りにも明々白々のことである。誠に累進制度の採用は、我國に於ては目下試驗中の名を冠せられてゐるにも拘らず、殆んど全國的の施設として司法省行刑局の是認するところであり、廣く歐米の實例の成果を比較考量し、學說の容るべきものを研究し、之等粹を蒐めて今や我國に於ても統計上、その成果を收むるの秋に迄立ち到つてゐるのである。此の間、文獻としても正木學士の「自由刑執行の累進制度」（註八）、辻學士の同一研究がある（註九）、殊に實際上行刑の衝に當らるる正木學士の著、「行刑上の諸問題」及び最近の論說「アメリカに於ける行刑の重點」は、その內容に於て行刑の敎育的思潮及び自治的活動に指導的原則と批判とを與へてゐるのである（註十）、斯くして行刑には、その舊器に新らしい御馳走が盛られつつあることを知らなければならない。これ正に坂本學士の謂はれる樣に、行刑改良が「刑事政策上の問題たるに止まらず社會政策上の問題として當面緊急の事業」であるからでもあらう（註十一）、この事は既に牧野博士一派の長い主張であり、今日は既にその實行期にあることなのである（註十二）、それであるから、その「從來の相場に依る刑の量定制度を破壞することに努力し、刑の量定に一新機軸を開拓しても結局無意義に終らざるを得ない」（註十三）、ことを按ぜらるるよりも裁判所は各自自己の分野に於て、その所信に勇往邁進して後慮なきものと謂ふことが出來ないであらうか、

【註一】坂本學士、前掲第二四頁下參

【註二】正木學士「今日の行刑思潮」、（刑政第四二卷第七號第六頁以下）參照

【註三】牧野博士「日本刑法」第四五四頁

【註四】由來獨逸は保守的な國民である、殊に法律實務家に於て甚だしい　わたくしは屢々ハンブルク系の行刑官、コッホ氏やゲンツ博士から一九二七年の頃同樣な歎辭を耳にしたことである

【註五】之と同樣なことはキール大學で行刑の講座を擔當する實務家ゲンツ博士によつても述べられてゐたことである

【註六】成程我國の行刑も吾々の行刑の理想には余りに遠いことを認めなければならないのであるが、先頃歐米行刑觀察を終へられた岡部學士や正木學士の言はれてゐるところに依つても行刑の新傾向的精神に於ては決して歐米の殿尾ではあり得ないのである、尙時田學士「獨逸人の觀たる日本行刑法」（刑政第四一卷第一號第二號）參照

【註七】我國の豫多摩は更なり、巢鴨、小菅等を觀られた方にして伯林のテーゲルやプレッチエンゼー、其他フラウエンゲフエングニスを參觀せらるるならば思ひ半に過ぎるものがあらう

【註八】正木學士「自由刑執行の累進制度」（法學志林第二五卷第六號乃至第十號）同學士、「行刑に於ける二つの問題」、（刑政第四二卷第九號）

【註九】辻學士「累進處遇制度に就て」、（刑政第四〇卷第四號）

其他中島利吉氏「累進處遇に關する一考察」（刑政第四〇卷第六號）

牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」（第五〇頁以下）參照

【註十】正木學士「行刑上の諸問題」、1學士「アメリカに於ける行刑の重點」（法學志林第三一卷第八號以下）

【註十一】坂本氏、前掲第二五頁

【註十二】牧野博士、前掲に明らかである

【註十三】坂本氏、前掲第二五頁

坂本氏曰く、「裁判所が、刑務所に接近することを以て、權限の侵害であるとか、何とか解するのは、錯誤の極端のものであつて、むしろ刑事の判事が、被告人と接近することは、之を大に歡迎してほしいものである。彼の少年に對する不定期刑中、何年の執行を以て、出所せしむべきかの問題、又は假出獄の時期の問題の如きは、或裁判官の現に實行してゐるやうに、當然被告人（受刑者？）に接近してゐる係の判事の意見に依つて、之を決定せしむるを完全のものと見るべきであらう、各被告人（受刑者？）の個性に疎い刑務所の長官が、其時期の裁定を爲すよりも、遙かに優れるものではあるまいか」と（註一）、わたくしも刑事の判事が被告人と接近することは大いに之を歡迎すべきであるとの同氏の言葉には贊

成である、然し、その立言の立場が異ることを、申して置き度い、それは刑務所の人々や其他が、裁判所の刑務所に接近することは權限の侵害であるとして甘受せず若しくは抗辯するの事實に直面してではない、逆に餘りにも一般の裁判官は、刑務所訪問の勞を執られないからである、正に坂本氏の論據と、反對である、尾後貫學士も亦主張せらるる、「……刑務官の仕事に理解と同情とを惜しまず相連絡し、相調和してその實際的任務に當らねばならぬことを痛感するものである、……多くの刑彙者は、その刑罰觀に修正を加へねばならない運命に逢着してゐるのである」と（註二）、洵に行刑へのより進んだ理解や同情の爲に、刑罰觀立替の爲に、裁判所の刑務所への接近が痛切に觀迎せらるるのである、或は坂本氏は、受刑者の出獄に干する委員會の委一員として之への干與を主張さるるのではあるまいか？　少くとも裁判官の干與によつて之を決定せしむるを完全なるものと見られてゐる點に於て、左樣に判斷せらるるものではあるまいが、之は今日の狀態では私達の首肯し得ない點である、さうして之は同氏の行刑への考察が獨斷と獨尊に終始してゐることを證するものではあるまいか、同氏は、「或る裁判官が現に實行してゐる」（註三）、と主張され此の種奇特の裁判官の存在に付いて、之を是認するのに吝でない、わたくしも受刑者に接する程度の高下淡濃が裁判官と行刑官との間に如何に甚だしいかを見遁す譯には行かない、而も之は受刑者を知ることの疎密の直接の原因となるのである、況んや、「各被告人（受刑者？）の個性に疎い刑務所の長官」が——新任早々ならばいざ知らず——今日の行刑上あらう筈のものではないのである、行刑官の爲にも立言者の爲めにもわたくしは敢て事實に對し曲言せられない事を希望する、假令大刑務所に於て所長は受刑者達の個性の知悉に困難があるとしても、之には對策がある筈である、所長の命を奉じ主旨を體して手足の如く分擔活動する下級刑務員がある筈である、わたくしは出獄其他假出獄等の決定については、同氏に反し刑務官吏の、裁判官に遙に優れるものであると、斷言したいのである、此の點でも少くとも行刑が人と人との問題として考へられる場合に於て、わたくしは刑務官吏に對する信任が保存されねばならぬと思ふ（註四）、殊に、刑務委員會の組織を無批判的に是認せらるる如き同氏の說には大反對である、その方法、組織の如何によつては、刑務委員會の存在は、必ずしも否定すべきものでないかも知れない、然し、如何なる場合でも制度上刑務所の長

官よりも優つた委員が、あらう筈がないのである（註五）、普國に於てはその職務及び執行規則第四十九條第五十條に依つて、各刑務所に評議委員會の設置を命じてゐるのであるが、前普國行刑局長、クライン博士は、幾度か此の刑務所の姑役たる委員會が無用の長物否行刑の障碍物なるを歎ぜられたことである（註六）、

（註一）坂本氏、前掲第二六頁

（註二）尾後貫學士、前掲第一九頁

（註三）坂本氏、前掲第二六頁

（註四）正木學士「行刑上の諸問題」第五四頁參照

（註五）小河博士「監獄學」（明治二十七年第三一二頁以下）正木學士「行刑上の諸問題」（第五一頁乃至第六六頁）參照

（註六）拙稿「正木學士著行刑上の諸問題を讀みて」（刑政第四二卷第五號）參照

最後に坂本氏に依つて色々考想せられた結果、刑務所には封建制度の怪物が横行して受刑者の改善を妨げつつあるとのことである、わたくしにも行刑の改善を妨げつつある事情の多々存することは直ちに是認さるる所であるが、それが果して社會主義者の好んで口にする封建制度であるかどうか知らない、それにしても行刑改良につき飛行機で旅客輸送をやるやうな危險な際物を無批判に刑務所の中に入れる代りに充分なさうして精密な研究と試練とが望ましいのである、それには何よりも識者――刑事の裁判官に限らず――の具体的のいろ〳〵の注文を刑務所では欲してゐることである、唯思はせ振りの注文や封建制度の打破などと云つた抽象的な注文は如何かと思ふものである。わたくしは行刑への興味を感じてからまだ數年にしかならない、それにも増して此の拙稿を草するに當つては勿論三ケ月の時間は與へられなかつた（註一）、然し假令不肖に三ケ月が許されたにしても、よく「眞理に十分に、そして自由に更に高尚に導いてくれ」ようとは思はれない（註二）、只前よりいささか識り得たことを土臺として現在の所感を其儘に綴つて裁判所と刑務所に關するわたくしの考への一端を陳べることとしたのである、大方の叱正と教示こそ最も期待さるることである。

（註一）或る學者は「三ケ月位で急造した批評的意見や蒐集された素材では研究として許されない」と屢々語られたことである

（註二）坂本學士「思想的犯罪に對する研究」（司法研究第八輯報告書集第六緒言第二頁）は曰く「吾々のために恵まれたる三月間の研究生活は吾々を煽動的から冷靜に、外面から眞理に十分に、そして自由に、更に高尚に吾々を導いてくれた」との感想を述べられたことである

刑務所に於ける成人教育【五】

エイ・シー・ヒル

六、讀書は學校の觀念と如何なる關係ありや？

讀書は學校の觀念に表はれたる計畫を補助し之を完成するに付いて最大の重要性を有する。讀書によつて人は立派な人物と接し、かくて人生に於ける興味を廣め、野心を大きくすることができる。

アール・ピー・ムレー

讀書は學校の仕事と密接な關係がある。最近の調査によると、我々は讀書の重要性を見縱つてゐたといふ事實が明かとなつた。公立私立の如何を問はず學校として爲しうる最善の仕事の一つは價値ある讀書を大いに奨勵することである。刑務所に居る凡ての者に對して正則なる讀書科を設けなければならぬといふのが私の意見である。

ジエー・ジエー・スリヴアン

學校といふものに價値あらしめるには讀書をその監督に屬せしめられなければならぬ。それは著々と奨勵されなければならぬ。圖書室は注意深く選擇し自由に使用せしめられなければならぬ。讀書はあらゆる方面から學校の觀念を補助し刺戟する。之れなくしては最善の結果は得られない。

エドウイン・シー・ショウ

廣く讀書の機會を與へなければならぬ。最も良き看讀書籍を與へよ。さうして凡ての方面に付いて最善を求むる趣味を發達せしめるやうに努めよ。

エル・エフ・スミス

良書を讀むことは艱難辛苦せる多くの人々の様にならうとする最善の手段を與へ、又社會に對して今迄と違つた態度を與へる最善の手段を與ふるものである。

ヘレン・ピー・ストーン

讀書の科程を適當に選擇し、監督することは、穩かな、誰遜な方法で、而かも有效に最高のアメリカの理想を教へ込むものである。

ジョン・ピー・ブルンソン

七、刑務所の圖書室は何人が管理すべきか？

刑務所の圖書室は、學校の設備の一部として學校が之を管理監督すべきである。收容者の讀書は、今迄閑却されて居た收容者の心を作るに付いて機會を與へるものであるから、それは密接に學校の仕事と連絡せしめなければならぬ。

受刑者の讀書は之れを悧巧に監督しなければならぬ。この監督なくしては、讀書は有效であるよりは有害なものとなるであらう。藝術についての好い趣味を養成し、善き文學に對する愛好心を發達せしめることは、かゝる監督の望ましき特色である。

アール・ピー・ムレー

刑務所の圖書室は經驗ある圖書掛の管理に囑すべく、又密接に刑務所の學校と連絡せしむべきである。受刑者の讀書は或る程度迄之れを監督すべきである。けれどもそれは具体的に讀み物を選擇することによつてゞはなく、暗示を與へることによつてなすべきである。看讀書籍を返還せしめる際に、その讀後評を提出させる様にするのは、好い考へである。

ヘレン・ピー・ストーン

刑務所の圖書室は教育係の絶對管理の下におかなければならぬ。教育係は書籍を選擇し、その使用規則を作成したりするに付いて、自由なる裁量を許さるべきである。その中には讀書の監督も之を包含しなくてはならぬ。

ジエー・アール・クローリー

刑務所の圖書室は主席教師が之を管理すべきである。又受刑者の讀書は、もし充分書物の價値を知り且つ受刑者の讀書慾を理解できる人が監督するのなら之れを監督すべきである。

書籍及び定期刊行物は學校の觀念と密接なる關係がある。看讀書籍の教化力は實に著しい。それは、教はつた教訓の印象を續けさせかくして之れを強めるか、又はその反對の方向に走らせて教師の仕事を弱くするかの何れかである。學校はまた讀書力を發達せしむる、賢明なる指導者たるべきである。

アール・エッチ・タイス

教誨師が政府の認可によつて圖書室を管理すべきである。

九、授業時間は晝間とすべきか、夜間とすべきか？

エル・エフ・スミス

夜間授業を行ふことについて異議はありません。

エドウイン・シー・ショウ

授業を行ふは晝間でなければならぬ。人間の心は、夜間の休息によつて休められ、新たにせられるもので、朝間の方が働らきは最も工合が好い。夜間は、肉體のみならず精神も一日の働らきによつて疲れてゐる、さうして試驗によつて示された様に成績は明かに劣るのである。

アール・ピー・ムレー

授業は是非晝間にしなければならぬ。學課は夜間豫習させるべきだが、授業時間は晝間にしなければならない。晝間は生徒が最も元氣に充ちてゐるときであるし、又還境も好く働らくときである。

ヘレン・ピー・ストーン

私は刑務所で夜間授業を行ふに付いて滿足な理由をきいたことがない。爲すべき仕事の價値、受刑者の性格、年齡、人工光線の苛烈、等々これらは授業を行ふ唯一に適當なる時期が何故に晝間であるかの理由となる。

ジエー・アール・クローリー

正則なる授業は晝間に行ふべく、特殊教育は夜間行ふべきである。

アール・エッチ・タイス

晝間、夜間何れも可。刑務所の事情如何によつて之れを決すべし。晝間授業の方が望ましい、また之れは受刑者を半日は學校に出席せしめ半日は作業に從事せしめることによつて、便利且つ有利に行ふことができるであらう。夜學は晝間授業を行ふことのできない處だけで行ふべきである。

エドウイン・シー・ショウ

晝間行ふべし。

ジョン・ピー・ブルンソン

十、外國語の書籍及び雜誌の差入を許すべきや？

私は刑務所の學校で外國語の書籍雜誌を用うることに反對である。我國語たる英語を覺えるだけで受刑者は充分多忙なのだ。

ジエー・ジエー・スリヴアン

刑務所の學校では唯英語だけを教ふるべきで外國語の書籍を許してはならない。もし外國人の受刑者が容易に彼等の自國文學を讀みうる様では、我國の國語や習慣を覺えることに殆んど興味を感じなくなるであらう。これは殊に刑務所學校に席をおく者に付いて然うである。けれども、外國語で育てられ、年も老い、しかも英語をよく理解できないが、さりとて學校に出ることをも强制されない様な者はその自國語を讀むことによつて喜びと利益を得てゐるのであつて、これらの者には特に特權を許

すべきだと思ふ。

アール・ピー・ムレー

學校には如何なるものでも外國語の書籍新聞は許してならぬ。學校は英語を教へ、善良なるアメリカ人を作るためにあるのだ。とは云へ、この目的は或程度迄外國語の採用によつて挫かれるだらう。

ヘレン・ピー・スートン

英語で書いた讀み物でも、多種多様に數多くあるのであるから、私は、刑務所に外國語の書籍、新聞、雜誌の差入を許すことに反對である。大部分の受刑者は無學であるか、又は英語を讀み書きできないかである。經驗から見ると英語を教へる直接の方法が唯一の正確にして適當なる方法であることが明かである。外國語の雜誌を用ひることは刑務所の學校の觀念を阻害する。

ジエー・アール・クローリー

我が刑務所生活に於ては外國語は何等特有なる働らきを有たないのが原則である。外國人の受刑者はすべてアメリカ人の生活に於て善いとされることを學ばねばならぬ。アメリカ化といふことが行刑政策の一部の目的であるといつてもよいのであつて、從て外國語を奬勵することは賢明ではあるまい。けれども、適當に監督さへすれば、全然外國語の雜誌新聞を排除し去る必要もないであらう。

エドウイン・シー・シヨウ

外國語の書籍雜誌は刑務所に於て一般に讀ませてはならない。

アール・エツチ・タイス

差入を許しても可し。けれども或る制限を付して、殊に小說の領域に付いては制限を付して許すべきである。

ジョン・ビー・ブルンソン

十一、通信教授は如何なる程度迄刑務所の學校に於て實用的且つ有利なりしや？

改悛しようとする異常なる大望と、稀れなる忍耐力を有する少數の受刑者に對してのみ、通信教授は行はれもすれば、有益でもあるのである。

二三の者は通信教授で成功するであらう。けれども大多數の收容者は、學校とか教師とかの印象をもたず、且つ自ら接觸しないのであるから一生懸命にはならないであらうし、從て何等實際的の利益は受けないであらう。

アール・ピー・ムレー

通信教授は刑務所に於て立派な仕事を爲してゐる。けれども不幸にして大多數の通信學校は無責任である。

ジエー・ジエー・スリヴアン

通信教授は稍々上級の生徒には利益があるであらう。つまり彼等にとつては、普通の學校では、彼等が釋放後從事しようと欲する仕事についてより高等の教育も授ける設備がないのである。

ヘレン・ピー・ストーン

私は一般的には通信教授は實行もできなければ利益にもならないことを知つた。利益を得てゐる受刑者もあるにはある。けれども、通信教授が價値をあげるには受刑者の性質如何による。すべて通信教授は充分に監督しなければならない。これは通信學校で授ける科程にも關係がある。私は大概の處で行はれてゐるやうな通信教授の教用は殆んど信じない。

アール・エツチ・タイス

通信教授が有效だつた例もある。過去二年間に於てその一例はオハイオ懲治場にあつた。けれども、主としては刑務所の學校でその個有の義務を行ふべきである。

エドウイン・シー・シヨウ

刑務所に於て通信教授を行つたことについて有する私の經驗は私をして之れに付いて積極的なる發表をなさしめるには不充分であつた。けれども、通信教授を受くるにあらざれば得られない知識と訓練を受刑者に得さしめることに於て通信教授にも價値があるといふのが私の意見である。

ジョン・ビー・ブルンソン

大學教育を經てきた者にとつては通信教授によつて益することができよう。けれども、この州に於ては大學教育又は之れと同等の教育を受けたやうな受刑者は千人に付いて一人もゐない位である以上、又受刑者の平均學校教育は五年以下である以上、通信教授は我が刑務所に於ては何等役に立たないと思ふ。

ジエー・アール・クローリー

本刑務所に於ては通信教授を受けてゐる者はみな役に立つてゐる。けれども、通信教授を受けてゐるもの、數はごく少ない。

エル・エフ・スミス

草花の教育的價値

刑務所の多くの男女は草花に對して非常な愛好心を有つてゐる。で、道德力としてこの感情を利用することができる樣に思はれる。ニューヨーク州オーバンの女子刑務所の主席教師は教室に草花を持つて行くのが常であつ

た、さうすると受刑者達は非常に喜んだ。彼女達は刑務所と續いてゐる花壇で働らくことを許された、さうして草花を栽培し世話する機會を大きな娯しみとした。シンシン刑務所のローウェス典獄 Warden Lawes は、構内の廣庭を草花と灌木とを以て美しくすることによつて、評判の惡かつた彼の刑務所内の生活の改善に付いて尊敬すべき貢獻をなした。その方面に經驗のある受刑者はこの草花の花壇を世話することに大きな誇を感じ、すべての受刑者が之を享樂する。

かく人間の美的性質に訴へるといふことは、刑務所外に於ても刑務所内の男女の處遇に付いても有效に廣く利用していゝとの樣に思はれる。自然及び藝術に於ける美の影響は人間の道德生活に利益を齎さずにはおかない。

本派本願寺社會部長交迭

多年本派本願寺社會部長として活躍されてゐた藤音得忍氏は、今回、龍谷大學教授に任ぜられたので、その後任として、山崎精華氏が就任された。

戸田則素大人選 靜岡賤機會

薔薇

なつかしき友の賜れる白ばらはかをり床しく
咲き初めにけり　其愚

打水の露をふくみて白さうびさきにほひけり
町の夜市に　皓月

うつくしく匂ふ垣根に立よれど手折がねたり
白ばらの花　機月

筍

うきふしのしげきよなれど心して高くものびよ
庭の竹の子　森雪

雪にふし風にたはめる親竹のうきふししらぬ
庭の竹の子　蘇山

親竹の千代におとらぬふし見せてまたきのび行く
庭の竹の子　皓月

人とはぬ宿にしあればとくのびて小鳥まねけよ
窓の竹の子　澤濤

A Deterministic View of Criminal Responsibility

Willard Waller

定命說より觀たる 犯罪責任能力【上】

米國ペンシルバニア大學社會學教授 ウイラード・ウオーラー

この一篇は昭和四年一月及二月「刑政」に連載せるウエーバー氏の「似而非科學と犯罪責任能力問題」と併せ讀まれたし

（一）

サイエンス（科學）は公平で偏見に捉れることを肯じないものである、かるが故に、決して物の價値を定めようとはしないのである。宇宙間に存する因果關係の機構を一々探し出して之を記述するのが眼目で、決して此の關係を、善いとか惡いとか、非難したり稱讃したりするものではない、世界の現象を、智識上にも實用的にも、之をコントロール（統制）するのがその目的で、それ等の現象に關して何等特別の主義學說を立てるのが目的ではないのである。

現象界に因果關係の存してゐるといふ假定は、現象界に於ける調査研究の必要條件（sine qua non）であるから、今日行はれてゐる鬼神論（デイモノロヂー）（demonology）——

自由意志説の事を茶化して云——の支持者にして、自分達の御氣に入りの妖怪共にあらゆる特權を保留してをかうとするものが、屢々科學的研究方法の普及に反對するのは毫も怪しむに足らないのである。而して、人類の一番大切にしてゐるその守護神たる自由意志（free will）の存在が人間の行爲（human behavior）の研究に科學的（サイエンティフィック）方法（メソッド）を應用せんとする人々によつて疑はれて來た今日、兩者の論爭の熾烈になつて來たのは、あながち期待されなかつたことではないのである。

自由意志の問題の取扱はれる場合には、自然と二つの見方が生じて來るのである。即ち、定命説（determinism）（デターミニズム）—凡の所謂道德上の撰擇は心理上並に其他の要因（コンディション）（ヤオリー）によつて豫め定められた必然的な結果であるといふ學説（ポオラン）的な見方と、自由意志説（libertarianism）（リバータリアニズム）又は（indeterminism）（インデターミニズム）——二者一つを撰ぶべき場合共いづれを撰ぶも全く自由なりといふ説（フリー）（タリズム）的なそれとである。定命論者はあらゆる人間の行爲（アクション）は行爲せしむるものがあつて生ずるので、行爲の科學的（サイエンティフィック）な研究は行爲の由て以て生ずる法則を實證することができると信じてゐるのである。この定命論に基いて行はれる研究は人間の行爲の合律性（レギュラリティー）を明かにせんとするのである、之に反して自由意志論者（libertarian）は、人間の行爲の全部又は一部は因果關係の範圍の外に在るものと信ずるのである。で、この見解は、人間の經驗の特殊性とか、不再歸性とか、箇々の主觀的な生活の獨立性とかいふものを特に力を入れて主張するのである。しかし現代に於ては徹頭徹尾自由意志の存在を信じてゐるものは極めて少ないのであるから、自由意志派の陣營は、主として自由と因果關係との原則の間に或る妥協を見出した人々の占むる所となつてゐるのである。定命論者は主として社會科學者、社會學者、犯罪學者、心理學者、精神病學者、經濟學者、政治學者、哲學者、其他職業上の習慣やら、心持が人間に關する其人の思索に科學的方法を適用せしむる傾きのある人々によつて成立つてゐるのである。而して、世界が多方は自由意志論者によつて取りさばかれて行く間に、定命論者は人類に關する事實を蒐集し分類し而して解説してゐるのである。然しながら早晩社會生活の實際と社會に關する學説とは摑み合ひの爭鬪をしなければならなくなるのである。全く異つた立場に在る人々の間の議論といふものは、爭論を戰はしてゐる人々が爭ひを根本問題に限るために十分相互の見解を了解しないが爲めに、單にそのために、往々にして無益の

業に終つてしまうのである。で、双方の議論の基礎的な假定と論理の進行とを幾度も想起するのは有益な事と思ふ。此の一篇は特に最近のアメリカ刑法學會雜誌（Journal of the American Institute of Criminal Law and Criminology）に掲げられたシー・オー・ウェーバー氏の論文「似而非科學と犯罪責任能力問題」（C. O. Weber, Pseudo-Science and the Problem of Criminal Responsibility）（昭和四年一月「刑政」所載）を目安にして書かれたものである。ウェバー氏の論文は論理も精到で、最近の犯罪學の著書に現はれた定命説に對して時にはきび〳〵したと思はれるまでの攻撃を加へてゐるのである。然し、それは決して抗辯を挾むことのできないやうなものではないのである。筆者はウェーバー氏の主張と照し合せてデターミニズム（定命説）の概念を玆に再び檢討して見るのは無益な事ではあるまいと思ふのである。筆者が玆に特にウェーバー氏の論文を撰んだのは、その論旨が惡るい爲めではなく、むしろ巧妙なためで、而してその主張に抗して十分に答ふることを得たならば、自由意志説の立場を一層小氣味好くたゝきつぶすことができると思ふからである。

（二）

その論文で、ウェバー氏は、「犯罪者に對する傳統的な態度の是なることを辯護し、而して、この新しい意見に對し、新しい意見の常に乞うて已まないもの即ち批判なるものを試みようとするのである」（昭和四年一月「刑政」五十四頁）と曰つてゐる。彼は又、「その誇稱する「事實」の城砦より新しいクリミノロヂーを逐ひ出し、古るい運命説に對する盲目な空理的な信仰に過ぎざる其本性を暴露して見ようと思ふのである」（同上「刑政」五十七八頁）とも曰つてゐる。彼は、歷史的な所謂刑罰の失敗といふことに疑ひを挾み、精神上の缺陷は犯罪の原因をなすものでないといふ自分の主張を統計を假りて支持しながら、犯罪の心理的並びに精神病的な説明の妥當性を或點まで疑つてゐるのである。且つ、自由意志の事實たるの證據として、內省から來る個人々々の爲つてゐる「撰擇」と「努力」との經驗を擧げてゐる。ウェーバー氏の制限附きの自由意志説の立場は次の氏の文章から明瞭にならうと思ふ。

「是に於てか、一人の犯人が、如何に精神に欠陷があらうが、榮養が不足してゐようが、變態的であらうが、

毫もかまわない。如何にその行爲は微小なりとも、斷じて恕すべからざる一つの要素は常に存してゐるのである。各箇の犯行については、その酌量すべき事情は之を許容しなければならないが、しかし、此等の事情の總計は斷じて人間の性質を成すものの總計と等しくはあり得ないのである。犯罪の要素にして量定し得るものは終に機械的なものに過ぎないので、決して生きたものでないのである。人間といふ要素は別に存してゐるのである。刑事裁判の審理に際しての問題は、犯罪を促した要素が抑制し得る以上に猛烈であつたか、はた又、犯人の意志に責を歸すべきであつたかの疑問を決することである。犯罪が行はれたが故に意志を「弱」いものとして他を問はないのは全くさばきの意義を逸してしまうことになるのである。科學的なさばきの道が、犯罪の行はれた際現に存してゐた內外の要素を數へ擧げるに過ぎないものならば、酒が咽喉を通つてしまつたのだから、醉つたことを攻めるのは馬鹿氣てゐる、といふ醉漢の申分けにも、我々は立派に承諾を與へ得るのである」

（昭和四年二月「刑政」三十四頁）

ウェーバー氏の立論の荒筋を箇條書にして見ると次のようなものにならう

（一）定命說の假定を基礎とする宿命觀的思想體系は全く臆說に過ぎないもので學說としての名を僭するものである。

（二）吾人は事實に徵して、(A)定命論者によつて彼等の所信の証據として擧げらるゝ事實は決して証據にはならないこと。(B)箇性の表現たる「撰擇」と「努力」は因果律の領域以外にあるものゝ如くであることを發見するのである。

（三）以上よりして吾人は刑事裁判に關する現在の制度を是認し得るのである。

（三）

人間の智識の相關的のもので且不確實なものであることは、吾人の知れる限りの最も確しかな動かすことのできない事實の一つであるように見えるのである。我々の思索といふものは思想體系によつてその方向を定められ且つ排列按配されて行く傾きがある。而して、かゝる思想體系は、相關聯した信念とか論理的証明とか慣習とかいふものから成り立つた複雜極つたもので、その成立要

素をなすものゝ各部分々々は相互間の關係では眞であり、で從つて各部分は一つは他を支持して行くのである。一つの思想體系は常にその基礎となつてゐる特殊の事實、由て以て事實たることを証明すべき特殊の法則、及びその事實中より重大なりと考へられた事物の見方を抽象して來る一つの方法とを有つてゐるものである。かくして、人間の智識は、相扶け相扶けらるゝ多くの事實と信念の集つた一つの自由に浮遊する島のやうに考へられないこともないのである。然し、固よりその体系を成す各部分のトータリテイー（總計）は必すしも眞なりと云ふことはできないのであつて、これは物質の總計の比重がより大なりといふことの眞でないのと同じである。

刑法の思想体系といふものは、まとまつた完成したシステムとされてゐたのであつて、今でも或る派の人々にとつては依然としてさうなのである。其体系は人間の意志は自由であるといふ觀念の上に基かれたものである。この思想体系を成す報復とか、有罪の程度とか、犯罪の責任とか、刑罰とか、いふ相關聯した概念は、意志の自由を信じてゐるものにとつては、証明され得べき事實としての論理上の緊實さを有つてゐるのである。人間の意志が常に自由であると信じてゐる人や、又は現在の刑法の思想体系が已にまとまつた完成されたシステムであると思ひ込んでゐる人と議論するのはむだな事で、徹底的な意志自由論者は科學（イスムス）の根本的な假定を許容することを拒むし、また一方、科學者（シテイスト）は意志自由論者の出發する原則の妥當性を否定するのであるから、議論は全く其處でおしまいになるのである。

しかし、事實上、論理的に飽くまで意志の自由を確信して憚らないものは現在ではたんとはないのである。意志の自由に與みする論者でも、全然自由だとは言はず、部分的に自由（partly free）だとか又は場合によつて自由（sometimes freec）とか云ふのであつて、かくして人間本來の特權の或るものを失ふまいとしながら、しかもまた部分的に定命說（デターミニズム）を許容してゐるのである。かゝる論者は近代科學の是認した事實に適合して行かうとするために要害堅固な論理の城砦を犧牲に供したもので、そのために攻撃に暴露さるゝに至つた特殊な彼等の立場は、定命論者からも自由論者からも兩面から攻撃を受くるようになつたのである。彼等の思想体系は事實上は終始一貫した信念より成る自由に浮遊する一つの島ではなくして、勝手な考へ方で綴ぢ合はされた釣り合ひのとれてゐない觀念のホッヂ・ポッヂ（ごたまぜ）なので

矯正図書館

ある。若し意志自由論者にしてサイエンティフイック・ツルース（科學的確實性）を求むるあこがれを棄てゝしまうことができたら、攻撃非難を受けずにゐられたのであるが、一度彼等が自己の論據を証明せんがために客觀世界の事實に訴へようとする科學的方法に依るに至つて、彼等は科學上の假定の妥當性を許容しなければならなくなり、而して遂にインコンシステンシー（前後撞著）の迷宮の中に落ち込んでしまつたのである。

ウエバー氏はこの好い加減な自由意志論者の不幸な群れの中の一人に屬するのである。科學的方法の妥當なるを許容しながら、にも拘らず彼は古い〳〵哲學上の觀念を保存せんことを欲してゐるのである。これが彼の論理をして前後撞著せしめた所以で、自分で安心できるだけにでもこの撞著を免れようとするために彼は非常な苦痛を受けてゐるのである。例へば智識の標準についての彼のステートメントを見ても分明るのである。それは次のようなものである。

「科學的方法をもひつくるめて、一切の思索といふものは二箇の必要條件の下に立つもので、而して此の二つのもの〳〵一つは論理的に常に他のものに先立つものである。即ち、

（一）我々の智識は相矛盾しない幾個かの原則の上に築かるべきもので、而して、

（二）我々の智識はその原則の取扱つてゐる事實と一致してゐなければならないものである。この後の必要條件は論理的前者よりも一層根本的なものとなるのである」

如何にウエーバー氏が大事な此の二つの法則を、兩つながら自から之を犯して平然としてゐるかは、以下論ずる所によりて自ら分明にならうと思ふ。

（四）

定命論の假定の上に立てられた刑事學の思想体系は全く之と趣を異にしてゐるのである。それはたしかに事實上終始一貫した信念と實行とからでき上つた自由に浮遊する一つの島なのである。其處には報復とか、有罪とか、刑罰とかいふ觀念は毫も存在してゐないのである。ヂャスティス（さばき）といふ觀念さへもないのである。定命說を奉ずるクリミノロヂスト（刑事學者）は、犯罪者と他の社會との關係から犯罪者を研究し、その研究から得られた行爲の豫斷の上にのみ、その活動の基礎を置くものである。固より定命說の思想体系は古い昔の形而上學

的な思想体系よりも一層大きな絶對的妥當性を有つてゐるものと主張するものではない。たゞ後者に對する唯一の優越點は、ただ科學のみが智識上からも實際上からも世界の現象をコントロール（調整）することができるといふ事實から出て來る實益の大きい處に存するのである。純理哲學的な自由意志說は信仰でその妥當なることを主張せんとするのであるが、科學的定命說はその成し遂げた事功によつてその妥當なることを證明せんとするものである。兩者の間には議論は成り立たないのである。人は只だ兩者の內いづれか一つを是認する外はないのである。しかしながら、科學的定命論者と純理論でない手加減をした自由意志論者との間ならば、議論は立派に可能なのである。

古來の因襲的な立場から犯罪責任能力（criminal responsibility）（クリミナル・レスポンシビリテイ）の問題を解決しようとする人々は、今まではかなりその目的に成功して來たのである。これは、恐らくは、彼等が法律の微細の點に通じてゐるために、自說の概念を取扱ふ點について反對派の定命論者よりも、巧妙な手腕を有つてゐるのと、又一つは、科學的事實と數字と公式とに是非共賴らなければならないので、自然科學を信奉するもの〳〵言論文章が暢達明快を欠くの憾みがあるためである。然しながら、また一方、此等の因襲的な思想體系を辯護するものの不利な點は、刑事法が後から〳〵と斷片的に定命派の調査研究の結果を採用しなければならなくなり、且つはまた、現代に生息するもの〳〵常として何人も自己の行爲又は他人の行爲を解釋するに當つて、時としては是非共定命論の依て以て立つ原則を適用して來なければゐられなくなつたがために、自然と終始一貫した論理を支持して行くとができなくなつたことである。之に反して、デターミニスト（定命派）は、たとへ古い時代のついた制度を背景として有つてもゐず、道德上、宗教上並びに法律上の哲理のシステムによつて支持されてもゐず、且つは、時代のテストを經て有用たることの證せられた已に出來上つた論法で武裝されてもゐないのではあるが、少くも論理は全くコンシステント（終始一貫）であり得るのである。

近代の社會思想中に一つの位地を占めてゐるデターミニズム（定命說）は、

（一）科學的眞理の發見に助けとなる有用なる假定であり、且つ、

（二）（a）普遍的な因果律を是とすべき證據の優勢を占む

るに至り、(b)人間の行爲（human behavior）の由て來る所ありて生ずるものなることを明かにする心理學精神病學並びに其他社會科學上の證據の急激に增加するの事實に基く論理的歸結であり。

(三) 近代に於ける我等の社會的習慣の多く、といふよりは、實は近代の道德的機構の大部の基礎となつてゐる原則

であると言はれて然るべきであらう。

(一) 眞理の發見の助けとなる原則（heuristle principle）としてのデターミニズムは、凡ての科學的發見の基礎となつてゐるのである。何人も因果律が普遍的なものであると假定することを辭せない限りに於てのみ初めて科學的（サイエンティフィック）であり得るのである。固より、因果律が普遍的であるといふのは假定であるが、それは一切の科學的な思索をして可能ならしむる假定なのである。この假定の正しいか正しくないかは結果を見て判斷する外はないのである。

(二)(a) 定命說で人事を解釋しようとするのは、定命說を普遍的なものと信ずべき證據の優勢なるよりして生じた論理的歸結なのである。人事に於て自由意志說を主張する人々でさへも、世界の人事以外の他の現象を解釋するに當つては努めて超理論（超自然）主義（asuper-naturalism（スーパーナチュラリズム））を排斥してゐるのである。此等の現象は、天界の大きな遊星の運行から無限小なエレクトロン（電子）の運動に至るまで、一つ一つ相次いで因果律で定められて（determined）ゐるといふことが事實上證明されるのである。宇宙に於ける他の凡ての現象がデターマインされてゐると信ずべき立派な理由の存してゐる時に當つて、地球といふつまらない微々たる遊星に棲息してゐる人間といふ小つぽけな動物の行動が因果律の外に立つものと假定するのは、頗る解しがたいと云はなければならないのである。

(b) 人間の行爲の因果關係は恐らくは終に徹底的に證據立られないかもしれないが、心理學や、精神病學や、社會學（ソシオロジー）にこの因果關係の存在を示す證據の日を追うて急激に增加するのを見ると、或は案外に速くこの關係が證據立てられる日が來るかもしれないのである。

(三) 定命說の概念は日常の我々の社會生活の多くのもの〳〵基礎となつてゐるのである。吾人の生活に於て、行動の自由の存することを通常とする場合に於てさへも、その自由の行使さるゝ方法は豫知し得るものであるといふことは屢々人の知る所で、これが人事に關する科學的な

且つ定命論的な解釋の骨子なのである。徹底的な自由意志論者も、屢々大平無事の日に於て、同じ仲間の行動は豫知することができるものであるといふ信念を基にして行動することを免れないのである。若し他人の爲す所のもの〳〵豫想に倚賴することを避けようとすれば、全く世と離れて獨棲孤立の人とならなければならない。日常の生活でも、彼は、自分の食事はこれ〳〵の方法で調理せられ、洋服屋はこつちの注文通りに仕立てくれるだらうし、彼の男は貸した金を返しくれるだらうとか、返してくれないだらうとか、已に初めからさう信じてかゝつてその信念に從つてそれ相當の行動をとるのである。固より、かゝる行動は自分の意志でどうにでもなると言へば言へるが然しながら、事前に當つて豫言のできる任意的行爲は已に任意的行爲ではないので、コースド・アクション（由て來る所あつて生じた行爲）である。サイエンス（科學）は人間の行爲に存する或る合律性（regularities）を發見して、是を遊離せしめて後精確に是を叙述せんと努むるものである。而して、是れ實に過去を基礎として未來の行爲を豫斷せんとするがためで、かゝる試みはその本來の性質としてデターミニスティツク（定命說に依るもの）だと曰はなければならないのである。若し、社會の一員たる個人が日常の生活で一々其度毎に彼の所謂意志の撰擇を新たにして行かなければならないとすると、社會といふものは全然存在するわけにはいかなくなるのであらう。で、少くとも此の意味で、社會の道德的秩序には因果律が基となつてゐるといへるのである。

さて、以下少しくウェーバー氏の論文の詳細に亘つて批評をして見たいと思ふ。固より、氏に對して特別の意趣があつてするわけでは無いので、彼の論文に存する誤謬と矛盾とが自由意志說には典型的に存してゐるからである。（未完）

Journal of Criminal Law and Criminology May 1929.



矯正図書館

犯罪少年の顔貌に就て

在前橋　藤本慶太郎

犯罪少年及不良少年には前々號の本誌に述べたる變質徴候の他、正常少年には稀なる一種特異の顔貌を有つて居るものがある、此の顔貌は築變徴候と稱するものでもなければ、又變質徴候のやうに深き意義のあるものでもない、而して其の價値も亦高くないのである、然し、顔貌なるものは言語に次ぎ精神表徴の寫眞とも云ふべき程のものであるから、顔貌の如何によつて、ある程度までは其人の精神内容の狀態やら氣質やら性格やらを略ぼ察知することが能きるは勿論、其の他如何に生まれながら幸薄く、荒寥たる人生の行路を辿り來りしか、或は如何に世の荒き浪風に揉まれ來りしか、或は又如何に其の身の背景に悲慘事の潜み居るかなど即ち其の人の過去現在を推知し得るのであつて、更に之れを細別すると

一、貧弱顔貌　百十九人
二、恐怖顔貌　二十三人
三、憂欝顔貌　三十七人
四、險惡顔貌　百十人
五、痴呆顔貌　百七十六人
六、老人顔貌　十二人
七、顳癇顔貌　十人
八、怜悧顔貌　六十四人

一、貧弱顔貌及個人的處遇にも教養指導の上にも必要にして、輕々に看過し去ることの能きない一條件と思推するのである。

二、恐怖顔貌とは何か心の裡に一種深甚なる不安でもありさうに、ギヨロ〳〵あたりを見廻し、恐れと戰きとを表はしてゐるやうな形相を謂ふ。

三、憂欝顔貌とは物思ひに沈み、苦悶に惱み愁ひの雲に鎖され居るやうな形相を謂ふ。

四、險惡顔貌とは雙の背釣りあがりて、眼光險しく、人の隙を窺ひ、何かの機會に乘じて物を掠めんとし、時に物凄きほくそ笑ひを漏らすといふやうな形相を謂ふ。

五、痴呆顔貌とは茫として表情其の面に現れず、心中何の希望をも抱ける樣子なく、平氣の平左で濟まし込み我不關

六、老人顔貌
七、顳癇顔貌
八、怜悧顔貌

一、貧弱顔貌とは顏色蒼褪めて活き活きした元氣のよい樂しげな表情を缺き、何處となく病氣らしき面窶れのしたやうな形相を謂ふ。

抑も異常顔貌とは如何なる形相を指すかといふに、元來顔貌なるものは頗る多型的であつて之れを學問上より調べると、少なくとも四十八種に分類することが能きるのである、それは煩雜にわたり且つ稗益する所なきを以て私は先づ學問上の原則に自己の經驗を照して之れを左の八種に分類したのである。

焉と言はぬばかりの相をなす所謂馬鹿づらをして居るものを謂ふ。

六、老人顔貌とは艶々したる血色なく、面皮に皺を生じ、眼の力ドンヨリとして少しも少年らしき若々しさなく、如何にも荒涼たる世の風潮に揉まれ具さに辛酸を嘗め苦勞を積み重ねたるさまを現はし居る形相を謂ふ。

七、顳癇顔貌とは顔形四角張り、眼が飛び出して少しく光を含みそして何處にか恐怖を抱けるがやう見ゆる形相を謂ふ。

八、怜悧顔貌とは眼球の働き鋭く表情巧にして、心に潜める荊棘を隱し、外面に優しき笑を裝ひ、俗に謂ふ盜みをする猫ほど優しき姿を見せたがるといふさうした形相を謂ふ。

そこで、私の取扱ひたる犯罪少年八百四十人中

正常顔貌の者　二百九十人（三四、五二%）
異常顔貌の者　五百五十人（六五、四八%）

でありて、更に之れを細別すると

貧弱顔貌　百　十　人
恐怖顔貌　二十三人
憂欝顔貌　三十七人
險惡顔貌　百　十　人
痴呆顔貌　百七十六人
老人顔貌　十二人
顳癇顔貌　十人
怜悧顔貌　六十四人

であつた、之れ等の顔貌は、其の種類によつて收容後の經過中、處遇及教養指導のよろしきを得れば治るものなり、或は全然治らざるも月を追ひ年を重ぬるに從ひ餘程見よき形相に化し行くものである。故に犯罪少年及不良少年を取扱はる當面の方々は言ふに及ばず、一般の學校に於て兒童の教育に携はる諸士は、豫め異常顔貌のあると云ふことを心得置かれ、以て實際に臨まれんことを希望す。

今之れを外國に於ける學者の研究的業蹟に求むるに私の淺學また發見せざりしは遺憾とす。聞く、多年教養に從事し居らるる土山學院々長池田千年氏は同院に於ける收容兒に就き研究せられ以て感化教養指導の上に効果を收められたりと、即ち左に揭ぐるは同院長の院兒に就て調べられたものである。

院兒百四十三人中

尋常顔貌の者　七十人
異常顔貌の者　七十三人

異常顔貌を細別して

恐怖顔貌の者　三十四人
顔面の發育異常の者　七人
斜視の者　一人
眼鼻耳口の疾病又は瘢痕　七人
凝視の者　十八人
眼の色異常の者　二人
痴愚顔貌の者　四人

であつて、約半數以上は異常顔貌なりしを知ることが能きるのである。

さて、私は顔貌の狀況を調査し、尚疾患の有無を檢診してゆくと同時に身體の各部に創痕やら灸痕の現存するものある

を發見するのであつて、それにより一面には彼等が家庭や奉公先にあつた當時過まれる育て方や指導を受けたことが判かるのである、尤も創痕、灸痕は正常少年にもあるもので敢て怪むに足らないが犯罪少年及不良少年にはそれが意外に多く發見されたので、異樣の感に打たれた譯である。

そして其創痕の現存する部位はと云ふに、頭面、顔面、手足等であつて、犯罪少年六百十二人中、創痕のあつた者二百五十九人（四二、三二%）で、更に之れを細別すれば

頭顱に創痕のある者　百六十四人
顔面に創痕のある者　四十五人
手足に創痕のある者　五十人

である。そして之れ等創痕の出來た原因を各個人に就き親しく問診したところ一は自働的一は他働的であつた即ち

自働的に屬するものは、家庭や學校で悪戯遊びをして居り樹から落ちて石に打ちつけたり、兄弟や友達とふざけて居つて縁側より落ちたり、自轉車の稽古中おちたり、自轉車で疾走中荷馬車や人力車に衝突したり、工場に雇はれ中器械に觸れたり、惡戯して二階より落ちたりして怪我をしたといふの類であつた、中にはダイヤー不良團組織當時結黨式を擧ぐる際連判狀に血判するとてナイフを持つて傷つけたといふ珍らしいのもあつた。

他働的に屬するものは、學齡時代より盜癖がありて家庭の金錢を屢々持出すので兩親に棍棒や煙管で打たれたり、隣家や附近の家に忍入り發見されて被害者より怒鳴り込まれ兩親の爲めに薪にて毆られたり、繼母より幼弟の傳を言附られたがその弟を捨置き自分勝手に遊んでゐたのを見つかり火吹竹で打たれたり、父の留守に少しの事より母と口論し曲尺を以て打たれたり、畑の仕事を惰け他へ遊びに出懸けた爲め父に鍬を以て打たれたり、工場が烈しく躰に堪へぬので無斷で缺勤した爲め繼母に棒で打たれたり、奉公先が面白くないので逃歸つた爲に繼父に煙管で打たれたり、學校の友達の學用品を盜んだのが現はれて父と繼母とに衝突したり、惡戯して二階より落ちたりして怪我をしたといふの類であつた、中にはダイヤー不良團組織當時結黨式を擧ぐる際連判狀に血判するとてナイフを持つて傷つけたといふ珍らしいのもあつた。

他働的に屬するものは、學齡時代より盜癖がありて家庭の金錢を屢々持出すので兩親に棍棒や煙管で打たれたり、隣家や附近の家に忍入り發見されて被害者より怒鳴り込まれ兩親の爲めに薪にて毆られたり、繼母より幼弟の傳を言附られたがその弟を捨置き自分勝手に遊んでゐたのを見つかり火吹竹で打たれたり、父の留守に朝寢をして工場へ行くのが遲れ繼母に棍棒や煙管で打たれたり、繼母に「碌な仕事もせぬ癖に大飯を喰ふ」と怒鳴られた揚句火箸で打たれたり、奉公中雇主や兄弟弟子や主婦に「ノロマ野郎飯ばかり喰つて碌な仕事もしやがらない」と罵られた上算盤や職業用曲尺や鋸や鐵線などで打たれたり、盜みもせぬに賣上金を盜んだと濡衣をきせられ白狀せよと縛られた上算盤で打たれたり、使ひ先にて犬の喧嘩を見てゐて金を落した爲め主人に樋で打たれたり、女中が依怙の事をするから喧嘩を吹きかけいじめて遣つたことが知れて

主婦に擀木で打たれたり、主家の子供を連れて遊びに出懸け活動寫眞の看板にみとれて居る中に子供が人に足を踏まれ負傷したので主婦に曲尺で打たれたり、感化院收容中又は奉公中或は在學當時友達と喧嘩をして石を投付けられたり、棒や下駄で毆られたり、ナイフを以て切付られたりして負傷し、碌々治療をせぬので斯く創痕を殘したといふの類であつた。

次に灸痕の現存する部位を見るに臍部、下腹部（恥部の直上）腰部　打指、足趾、足蹠等々であつて、其數は創痕に比べると少なく、六百十二人中百三十六人即ち二三%であつた。而して之れ等少年の點灸された理由を問診したところ之は皆他働的のものであつて、其の理由は極めて單純で虫の氣があるからとか、寢小便の癖があつて將來奉公に行つても追ひ出されるとか、盜癖があるからとか、兩親の言附を聞かず口答へをするからとか、家出の癖があるからとかいふので實父母や、繼母や、祖母、叔母等に捉へられて點灸されたといふのである。

保護者達の爲したる此の打擲及點灸の動機は其の子の惡癖を矯め、不良行爲を懲戒し、又は病氣を治すといふ點にあるのであつて其の志や深く咎むべく又惡むべきことではないが、其方法餘りに過酷にして慈愛と溫情とを缺き居る亂暴さには驚かざるを得ないのである。

嗚呼、斯の如く彼等少年は兩親及其の他の保護者より過酷なる取扱を受け、子供心にも沁み沁み其の無情、無慈悲なるを憤り吾家や主家を飛出して、終に浮浪者となり、偷盜兒となり、ヒネクレ者となり、イヂヶ者となり、邪推深くなり、僻み根性となり、片意地となり、强情者となり　自暴自棄して野獸性となり、頑强邪惡性となり、殘虐性となるのであつて、美しき人間性の扉は全く固く閉されて仕舞ふのである。

此の憐れな少年を救ひ、其の固く閉されたる魂の扉を開き純良なる人間、完全なる國民たらしむべき任務を負へる者は先づ同情と誠實と熱心とを以て之れに臨み、溫顏と慈言とを以て之れに接し、彼等をして常に溫き懷に抱擁され居るが如き心地を起さしめ、愉快と平和に滿たさしめつゝ指導訓育してゆかねばならぬのである、若し其處に一點たりとも彼等の改心を疑ひ、嫌厭の念が萌したならば萬事休すである、なぜならば、さうした疑念や嫌厭の情は、いくら深く內に隱しても直ぐ彼等の心に感應し反映せずにはゐないからである、感化教育の仕事は術ではないのである、科學の應用ばかりでは駄目なのである、博大なる愛、火の如き熱情、之れが感化教育に當る者の最大必要條件であることを知らねばならぬ。

以上異常質貌の調査を了すると同時に不圖創痕、灸痕の現存するを發見したればこれをも檢診し其の狀況を附加し愚見を述ぶることとはなしぬ。



尸位の懺悔 (三)

三水漁夫

○偶然飛込む看守下宿屋

長野縣知事より九月の中旬に來れと私の先生を經て通知を受けた。夫れで事情を話してお暇をもらひ長野縣へ行つた。知事に面會すると、少し早過ぎたがマア十日か十五日ばかり待つてもらひたい、この下の町に役人の下宿屋がある、そこで遊んで居よ、とのことで止むなくその下宿屋に行李を解いた。田舍の下宿屋のことゆゑ間數も少なく、またここに下宿して居る人は縣廳の小役人と看守が四五人居るらしい。ここで一部の看守と交を結ぶと將來面白くないと警戒しつつも彼等の話頭に依り參考になることもあらんかと折々耳を聳だててゐた。すると一と間を占めて居る年長者で部長らしい者の室へ朝夕二三人集つて話して居ることがあるが、或る晩の談片を綜合して見ると、

「道路工事の爲め假り監房を設け囚徒を派遣して居る主任の看守長が、商人に支拂ふ金を費消し、其手段に外部より侵入した形跡を造らんとして自ら外柵を越え處々に足跡を念入れに造るところを巡警看守が見て典獄に密告したが、典獄はその看守長を庇護する爲め密告者を叱り付けたゆゑ、密告者は更に書記官宛に投書して大問題となつた、典獄は出張先きでは必ず不品行がある、また部下から贈りものをすればよい方面へ向ける。」

等、典獄の評判が頗る悪いようである。ところが此處の下宿人は皆夫々の勤め先きがあるが、私丈毎日遊んでゐる、五六日すると看守の一人が私の室に來り親切さうに、

「僕は宿の主人に聞いたが君と同縣人だ、この間から話さうと思つて居たが君は何か目的があつて來たのか、誰かに頼んであるか、もし知人がなければ僕が心配しよう。知事も書記官も同縣人だがこれは頼むわけにはいかん、收稅の方なら課長の次席に同縣人がゐる、又監獄署に出る積りなら典獄も同縣人だ、これなら何か持つて行つて頼めばわけはない。知人のない處へ來てはお互に困るから僕が心配しよう。」

と獨りでしやべつて居る。私はあいてにせずどうかなるだらう位な曖昧な返事で居たが、夫れからは毎晩來てうるさくて閉口した、時には宴會に行くから羽織を借せとて、衣桁に掛てある羽織を着て出ると云ふ頗る厄介な看守であつた。

或る晩またこの看守等三四人が例の部長らしい者の室での話に依ると、

「典獄は學務課長に轉じ、保安課長がこの後任となつた、この新任典獄は極めて嚴格な人で署内の大革正をやるらしい。某某看守長四五人は罷められるとのこと、罷めらるる看守長に緣故ある看守はみな慄あてゐる。」

私は十五六日間も空しく待つて居た際ゆゑこのことを聞いて漸く任官の期の來るを知つた。その翌日の夕方彼の厄介な看守が階下から梯子段を駈け上り私の室へ飛込むや、

「來た々々、縣廳から呼出狀が來た。僕がいま下に居たら縣廳の小使がこれを持つて來た早く披いて見給へ、知事官房とあるからたいしたものだよ。」

と云つて私の顏をキヨロ々々見て開封を促してゐる、私は豫期したことゆゑ今直ぐ披き見たくもなかつたが、親切氣のある彼の爲めに開封した、彼はこれを一瞥するや又飛出して同輩の室の前で、

「三號室へ縣廳から呼出狀が來た、知事官房からだよ、禮服着用出頭これあるべくだよ。」

と云ひながら這入り込みいろ〳〵と私の批評をするようであつた。

翌朝私は行李の底よりフロックコートをとり出しズボン釣りを附け替へなどして居ると、彼の厄介な看守が出勤がけに私の室を覗き、驚異の眼付をして居たが、

「ご仕度が出來たら成るべく早く縣廳へ御出掛けがよろしいですよ。」

と俄かに言葉づかいも叮嚀のやうであつた。多分彼等の評議でこの度の改革で自分等の上役になるものと思うたのであらう。

縣廳へ行つて知事から辭令を受け、直ぐ監獄署へ廻り典獄に挨拶した。尤もこの時私の外今一人裁判所書記で、私同樣書記兼看守長になつたものがあつ

た、夫れと二人で。なる程典獄は宿の看守等の噂の如く嚴格らしい、そして性急なセツカチで神經家らしく常に指の爪を噛みつつ應對する人である。私は先づ典獄に、

「官舍があると聞ましたが直ぐ這入れませうか、實は私の下宿には看守が四五人居ります、同宿は避けたく思ひますゆゑもし官舍の都合がつかねば直ぐ他の下宿を捜す積ですが。」

典獄は我が意を得たりと云ふ顏付きで、

「看守と同宿はいかぬ、四五日の後には君等の這入る官舍も空くが今の處は狹いながら一つある、君等は獨身だから當分そこで我慢するサ、飮炊婆も炊具なども用意さしてある。」

セツカチだけに手廻しがよいと私共は悦んで直ぐ下宿を引き揚げて官舍へ這入つた。それから二三日の內に看守長とか或は書記兼看守長とか云ふ新任者が三人あつた、いづれも警部又は警部補からの轉任である。

○其の當時は新式を誇る監房の構造

典獄は新任、看守長連は過半交迭而かも經驗なき警察出のもの、居殘つた看守長だちも途方に暮れて居る、しかしこの監獄署は近年の改築で所謂小原重哉先生の香港輸入なる監獄則附圖に依り企畫されたもので、一文字形ではあるが二階造りの向き合ひ監房、木造でこそあれ現時の建築と左程異たところはない。

其頃までの新築監獄署は皆この式で、私の見たところでは仙臺集治監、宇都宮、熊本、埼玉の夫れなどが附圖に則つて造られてある、しかるに明治十九年か同二十年頃かと思ふが、廣島の監獄署が火災に罹つて多數の收容者を燒き殺したと云ふので、十字形や放扇形の構造では火災の際一層この慘害を甚しくするので、算木形として火災を一二棟で防ぐことを必要とし、府縣會で豫算を審議する際算木形でなければ通過せず、又私が後に內務省に居たときに記錄を調べて見ると監獄建築構造準則案と云ふものに監房は必ず算木形とし、各棟の間隔は五間を要すなど規定され、監督官廳も廣島の火災に怖え給を吹いたものと見える。夫れゆゑ廣島の火災後明治二十三年頃迄に落成し又は建築着手の監獄は悉く拍子木

を竝べ擴ろげた形で、本元の廣島は勿論山口、神戸大阪、京都、其他澤山あつたが、明治二十三年獨逸より監獄學教師を雇聘してより、刑務一新と共に監獄の構造も前の監獄則附圖の夫れに戻つて、これに改良を加へ現時に至つたのである、もし廣島監獄署の燒き殺し事件なかりせば、監獄の構造丈は現時の要求には及ばずとも多少進歩を見たであらう。

筆は餘事に走つたが新式の監獄を持つ丈衛生、作業の點丈は大いに前任地より勝つて居ると思つた、醫者も專任者が二人居て、病囚も少なく手當てもよい、また工場も廣く業種も多い、それに新任典獄は新式監獄だからとて頻りに新式を觸れ廻し部下を督勵するが、如何せん御自分は無經驗で看守長の半數も亦同樣、事務の統一も出來ず聯絡も付かぬ、私は拜命するや庶務掛と云ふのであつたが、典獄より萬般の事柄に注意して意見あらば遠慮なく云へ、知事からも聞いたことがあるから、將來新式監獄に恥ぢないやうにやらなければならぬとのことであつた。

夫れで居据り看守長だちと相談して、每日退廳後一時間居殘つて監獄官會議を開くことにした。ところが舊弊革正と云ふ旗幟の許にある典獄や警察出の看守長は、居据り看守長等の意見は善惡に關せず一蹴する傾向である、私は常に中介者のやうな立場であつたが斯樣な狀態では改良も覺束ないと獨りで慨いて居た。

○突然たる典獄の交迭始めての巡閱官

その頃のここの行刑は懲戒主義とか感化主義とか云ふ劃然たる方針は素よりなく、只惡いことをした者だから拘禁して置くが、規則上役業は休ましてはならぬと云ふ觀念であつたやうだ。然るにこのセツカチ典獄は役業は苦役でなければならぬが、關西地方で試みて居る罪石などの如きは不可である、苦役でなければ收入の多い仕事を見附けねばならぬと、その頃としては多少考へをもつて居たやうである。それで道路工事の外役は益々擴張される、紙漉工を始める、絹機工を起すなど漸次施設の見るべきものがあつた。

或る時內務省參事官宇川盛三郎氏が始めて巡閱に來ると云ふので上席看守長が縣境まで出迎へすることになつて居た、すると出迎への日の朝早く上席看

守長は俄かに他出できない事情が起つたゆゑ私に出迎へせよと云ふのである、私は直に出發して夜に入り之を迎へて歸り宿に送りて後典獄の官舍を訪ふと門は固く締りて荷物抔を取り片付けた狀況である、訝かしみながら上席看守長を訪ねると、

「典獄は今日休職になつて官舍を引拂つた。夫れは昨夜昵懇な某縣警部が來たゆゑ其宿で饗應したところ、宿の待遇が冷淡だとて主人を呼び付け、ビールを襟首から注ぎこんだり、盃を投げ付けたりした爲め主人が怒つて告訴すると云ふとであるゆゑ、告訴に先んじて今朝辭表を出された次第だ。」と。私は多少輕舉ではないかと思たが、その責任觀念の強き自決と知事が直に處置した果斷とは疾風迅雷的で頗る痛快であつた。もしこれを今日の狀態とすれば、先づ主人にわびる、上司に泣き付く、上司も亦穩便主義で紛擾を重ね、益々官吏の威信を墜すこととなるであらう。現に不能と認められて退職若くは貶轉を促されてもなほ噛り付かんとして叩頭百拜、或は權門にすがり、又は舊緣を求めて其地位を保たんとする卑怯未練のもの多き今日の狀態に比すればその高潔は眞に驚嘆すべきである。

私は翌早朝巡閲官の宿に行つて典獄休職のことをも語り、案内して來ることに上席看守長と約束して歸途表門前を過ると俥が二臺ある、宿で寢付いたと思つた巡閲官の不時の巡視である。皮肉なことをやるものだなと思て居たが、或は典獄の休職のことを宿からでも聞て囚情視察と出かけたかも知れぬとも思つたが、翌朝行つて見ると典獄休職のことは私の話で始めて知つて驚いてゐた。

この宇川と云ふ人は佛蘭西學者で、その頃の新しい監獄學者として自ら任じて居た。私は種々外國の監獄のことども頗る有益な話を聞いて大に參考となつた、隨行は内務屬の神谷彦太郎氏で後に高知、京都の典獄になつた人、この隨行が書類などを調べた丈で始めての巡閲もすんだ。

せつかく作業其他の事務も緒に就かんとしたときに、突然この典獄を失うたのは遺憾であつたが、その後任として間もなく石川縣警部より轉任して來た典獄は、溫厚な人格者で前任者の施設を繼承して着々歩武を進め工場の增築拘置監の分離などをした。

ここでもまた假設工場の紙漉場から出火の騒ぎがあつた、囚人が密かに煙草を喫して吸殻を反古の中

に落したからである、前任地のときとは違ひ防火具も備り、訓練もしてあつたゆゑ一棟丈けで大した被害はなかつた。盜み煙草と監獄の火災、これはいつの世までも警戒を怠てはならぬ。

○捧ゲ槌の罰で知事のお褒め

その後私は上田の支所長となつた。ここでは刑務官たりし動機のK釋放者が謂つた幾百人の囚徒から神様のやうに尊敬さるる典獄と同樣だが、果して尊敬を受たかどうか、拘禁囚人は三百五十人内外役業は外役と藁工に限られて居た、いろ〳〵苦心して木工と蔓工僅かな鍛冶工を設けた位賭博の本場で囚情は極めて荒らい。犯則者があると懲罰より先きに毆る、直立さすると云ふ仕來りである、毆ることだけは嚴禁したが、直立は漸次に禁止しようと思ひ當分默許して居た、さてこの直立の罰と云ふが頗る振つてゐる、藁工の者ならば打槌、其他の者なら飯器、時にはこの飯器の中へ水を滿々と容れてある、夫れを兩手で目八分に捧げ、擔當看守に面して直立せしめ普通二十分間、もし捧げ方が動搖すると其都度十分間の延長である。

或るとき知事が交迭して新任知事の巡視、まさか知事の巡視の際は直立はさして居まいと思ひ、案内して工場に入ると凡ての工場で三人もこの捧げ槌、捧げ飯器の禮をやつて居る、知事は夫れを尻目にかけて通過したが、私は赤面の至りで屹度不都合を責められることと覺悟して事務所へ伴ひ歸り、支所の概表に二三枚の意見を附して提出した。知事はこれを通覽して面白い考へだ、わしも君の意見に同感だと頗る御機嫌がよい、さて懲罰件數表を見て何と云はるるかと恐縮して居ると果して、此表には工場内で立たして居る數は入れてないのだらう、減食や屏禁よりアノ方がよいだらう、野蠻じみて居るやうだがアレは良い方法だと意外のお褒めである。私は實に驚いた、が夫れはその筈であることを覺つた、知事は曾て内務省より英國に派遣されて英國監獄の空氣にかぶれ、大阪府書記官や京都府知事のとき例の罪石を試みて得意とした人で、その晩歡迎會の席上でも罪石の効能や捧ゲ槌の賞讃をされたには私は恥入た次第である、概表に附した私の意見に讃同されたのもこの捧ゲ槌がお氣に召した爲めではなからうかと密かに思つた、しかし知事に褒められてもこの

直立の罰は數月ならずしてその跡を絶つた。

○監獄官練習所の創設

內務省では警察官練習所を設けて獨逸から教師を聘して警察官の養成をして居たが監獄官には夫れがない、私どもは隨分不滿であつた、然るにこの頃の噂では監獄官の練習所も設けらるる、そして獨逸から傭聘する教師は該國監獄界の第一人者クローネと云ふ人だと聞いた、おそ蒔ながら我々の方にも新智識を受け入るることのありがたさを感じて居たが、先づ第一着に典獄を召集して二ケ月間大體觀念を與へることになつた。しかし傭聘の教師はクルト・フオン・ゼ・バツハと云ふ人で、クローネの指名した同國の實務家とのことである。クローネは或る事情の爲め傭聘が出來ないゆゑ、このゼ・バツハを代りにしたらしく思はれた。

典獄の練習が終ると私ども支署長は本署に呼ばれて典獄から所謂新智識の傳講を受けた、印刷した直譯的身分帳や名簿原簿などは內樣を加除改訂せば、事務上の利便となるぐらゐの感じで別に新しい說もなく、事務取扱方が主なる講習であつたかのやうであつた。私も練習所の入所は心密かに望んで居たがこんなことではと聊か失望した、この傳習が終ると典獄は私を別室に呼んで、九月から始まる第一期の練習所へは君に行つてもらいたいがさしつかへはないかとのことである。差支は無論ないが練習所は事務上のことが主であるかと聞くと、我々の時は短日數ゆゑただ大體に過ぎなかつたが此次には萬般に渉つて教授する樣子である。夫れならと云ふので多少の期待を以て入所することとなつた。

小菅集治監の一隅に假設された寄宿舍で、集つた人數が九十四人、年齡に制限もなくまた撰拔試驗もせず府縣思ひ〳〵の撰出ゆゑ、五十歲を越えた中老もあれば筆記も覺束ない人も居る。私は二番目の年少者であつた。學科は僅か三科目で倉富勇三郎氏（現樞密院議長）の日本刑法、小原重哉氏の日本監獄法、ゼ・バツハ氏の獨逸監獄法、これは內務屬小河滋二郎氏の通譯である、この外ゼ・バツハ氏の號令の許での操練、この操練が年長者だちには一番に氣の毒であつた、姿勢の整はぬ中老を遠慮なく列外に引張り出し幾回となく練習さする、さうして自分がその怪しき眞似をして一同を笑はせる、中老先生は眞赤な顏で一生懸命に行進などして居るがとても上達の見込はない。

私は日本刑法や日本監獄法の構義にはあまり期待して居なかつた、殊に小原氏の講義ときては先生が囚獄權頭時代の古くさいところを基礎とし、火刑磔刑などの沿革が主であつた、尤もこの先生は米華と號し多少人に知られた書伯である爲め、黑板はいつも圖解で充たされて居た、その繪が眞に迫てゐる。私はこれをノートに寫して今に保存して居る、ゼ・バツハ氏の講義は私の唯一の期待で一言一句も洩すまいと筆記もし質問もしたのである。この先生は學者でないだけ私どもは仕合だ、とかく學者の講義は沿革だの定義などと云つて、短期の教習では實用的本論に入る前に期間を經過するのであるゆゑ、また實務家であるだけに監獄の管理事務の處理に就ては得るところが頗る多かつた、而して行刑の主義に就ても可なり詳細に渉つたがこれを約言すれば、

「遇囚の要は嚴格ならさるべからす、紀律秩序は常に確保し反くものは嚴罰すべく、克く刑の目的を鑑み彼等の健康を保全すべし。」

と云ふにあるのであつた。彼はその頃のクローネの持論を其儘承け繼ぐのであるゆゑ、嚴正隔離即ち獨居主義を高調して居て、教誨堂や運動場も個別隔離の施設が必要だが、經費に沮まれてその設備の出來ぬは遺憾であるなど云うて居た、其頭は個別處遇や累進制に就てはあまり言及せなかつたが、私どもはこの講義の爲め漸く行刑に就ての心眼を啓くことを得た。

私は入所中別に同僚に惡感を抱かるるようなことはないと思つて居たが、卑劣の同輩があつて便所杯へ落書を度々された、私の名を書た石塔や平仄も覿字も合はぬ詩で罵しられたり、猿を書いて私に擬したりして、同室の年長者などは私の爲に心配して誰れかがかかる惡戲をするか、何の爲に憎まるるかを詮索したがどうも判明せない、つまり質問などが同輩に對する皮肉に渉り、或は食堂や浴場へ最づ先きに飛び込むからだろうと云ふことであつた。

修業試驗には年長者連は殊に心配した、私は日本監獄法の試驗もあると聞いて一寸面喰らつた。と云ふのは死刑の沿革や遠島追放などの講義は筆記してない。ノートを繙いて見ると米華流の繪畫のみである、つまりこの繪をたどりたどつて答案を作つた、

矯正図書館

夫れでも試驗の成績は優等で褒狀を貰つた一人であつた。練習所退散に際し芝の紅葉館で懇親會を催したとき、席の一隅より猿、猿との聲がして杯を投げ付けられたが幸に當らなかつた、夫れで落書をした卑怯の同輩も判明した、その理由はつまり操練の際彼は私の直前に居た爲め、彼の足どりが悪いゆゑ常に彼の足を蹴つたのである、その憤りがここに至つたのだとは中老先生も頗る稚氣であつた。

この第一期の練習生九十四人の內一人は入所中典獄に榮進し、一人は中途病氣で退所して九十二人の修業者で、數年の後には十六七人も典獄となりて共に勤めて居たが、歳月の經過或は退官し、或は物故して大正十二年には私一人となり今では其跡を絶つた、往時を回顧すれば實に感慨無量である。



科學と立法

科學は眞なりと認められたる原理に從つて、何の憚る所もなく、極端な斷定を下しても差支ないものである。立法者はさうはいかない。立法者は、手の届く所にあるものを、しかも有用なもののみを以て自ら甘んじてゐなければならないものである。科學は中間の道を行くことを知らない。斷じて妥協を肯んじない。しかしながら、立法者は、相拮抗して下らない力の並行四邊形の中に立つ場合には、只だその對角線上を行くものである。

ベルリン大學教授
ウイルヘルム・カール
（有名なる老刑法學者）

獨乙聯邦プロイセン(普)でも いよいよ階級處遇

うわさの高かつたように、ドイツ聯邦プロイセンに於ても、議會の協贊あり次第、いよ〳〵來る十月一日より階級處遇（Strafvollzug in Stufen）に關する司法省の命（フェルフュルグスヌング）令が實施せらるゝ筈である。しかし、階級處遇に關するこの命令は直ちにプロイセン全體に施行せらるゝのでなく、先づ手初めにベルリン行刑管區（Bezirk des Strafvollzugsamts in Berlin）にのみ施行せらるゝことになつてゐる。是れは、先づ手近のベルリンでこの新らしい行刑規則の實行上の効果を試して看て、然る後に、プロイセンの凡ての行刑管區に新規則の實施せらるべき期日を確定せんが爲めである。しかしながら、他の行刑管區の長官（Präsidenten）も已に今より廣汎なこの省令の規定を一々實施すべき準備を怠つてはならないので、長期受刑者と短期受刑者との分離、並びに性格異常のため敎化困難のものと一般受刑者との分離については、特に今よりその準備が必要とされてゐる。尙ほ、未成年の受刑者は刑務所內の少年區（Jugendabteilung）に收容すべき用意を怠つてはならないのである。しかし、ベルリン管區に於ても、被服、自治、並びに居房の裝飾に關して二級及び三級受刑者に規定せられてゐる處遇上の緩和方法はこの命令の全部の管區に施行せらるゝを俟つて初めて許可せらるゝのである。

尙ほ又た、この命令の實施に先ち、管區の長官は、定められたる三級の階級に受刑者を編入するために、是非共必要なる準備として、直ちに受刑者の性格調査（Persönlichkeit-Erforschung）を始めなければならないのである。已に司法大臣もその訓示に言つてゐるやうに、今直ちに新令による階級制度を各行刑管區に一々

矯正図書館

之を實施するのは倒底不可能な事なのであつて、之を實施しようと思へば、先づ、改善顯著のもののための特別施設（Sonderanstalt）及び釋放に近い受刑者のための過渡施設（Ausgangsanstalt）が今尙ほその施設なき多くの行刑管區に一樣に建設されなければならないのである。で、右の缺陷を補ふために、已に現存せる利用し得べき右の施設の數の割合に應じて數個の管區を聯合せしめる案が計畫されてゐるのである。もつとも、此の場合には、最も中央區に近い懲役監（Zuchthäus）及び禁錮監（Gefängnis）が二級及び三級の受刑者のための行刑施設としてどうかといふことが疑問になつて來るのである。

ベルリン管區のプレジデント（長官）たるドクトル・カール・フインケルンブルヒが已に我が紙上で公言してゐるように、ブロイセンのこの新しい階級處遇に關する命令は、拷問器具や眞闇な屛禁房を有つてゐた舊式の刑罰執行に代ふるに、受刑者の社會復歸をその目的とし、三つの階級に分たれた處遇方法によつて刑罰を執行するといふ愼重に考慮せられたる社會教育的なシステムを以てせんとするものである。で、いよ〳〵十月一日から先づフインケルンブルヒの管區からこの新しい命令が實施さるゝことになれば、其時こそ實に大規模の行刑改良の幕が切つて落さるゝわけで、只だ獨りドイツばかりでなく廣く國際的な興味を惹き起すに十分で、併せて、わがブロイセンの司法大臣たるシュミツト氏の功績を語るものといへるのである。

Berliner Tageblatt, 16. Juli 1929.

◇會員推薦

左記本會基金寄附者を本會贊助會員に推薦せり。

金壹百圓也　山形縣西田川郡加茂町　秋野光廣

金壹百圓也　同　縣東田川郡十六合村　石川長右衞門

猫の眼

赤田生

（二）

緊縮と流行

緊縮といふ言葉が流行となつて來ました。

自動車をやめてテクリ、三食を二食とし、うまいものをくはずにまづいものをくふ——がうしたことが、まづ緊縮の目安となつてゐます。だが自動車を廢することそのことが緊縮なら世界一周を短時日でやつつけたツェッペリンの壯擧は贅澤の極であり、一夜はしれば六千圓をふいにする軍艦をやたらに航行させることも非緊縮だと云はねばなりません。

だが、緊縮は、さうした消極的なものでなくして、量と質とに關係せねばならないやうです。安物かひの錢うしなひでは、何にもなりません。處が、往々之をはきちがへてゐるやうです。ことに、お役所の仕事には、形式に囚はれたことが往々あるやうです。

徳川の或る時代には、ひどく百姓の豪奢をいましめたことがありました。從順な彼等はその布令に勿論したがひましたが、決して富みませうが、冷靜に世界全體を眺めると、緊縮風が余りに下に强くあたりすぎてゐるやうな處がないでもありません。昔なら、地位や身分が、或ることを保證してゐるまでしたが、現在ではそれが許されるべく、多くの人は目ざめすぎたやうです。

社會全體が、能率的に、さうして緊縮せよ、かう叫びたいものです。

スカートをみじかくし、靴下を短かくする——これも緊縮だとは、云はれませう。だが、多くの人は之を一の流行と見緊縮だとは云ひますまい。男が頭の髮を長くし女が短かくするも、これも緊縮の道に叶つてゐるとも云はれませうが衆人は之を是認しない。だが、バイブルにもあるやうに、自分の目に大きな木の片のさゝつてゐるのに氣づかずに人の塵をのみ氣にかけてゐることが往々あります。三を二にすることに氣をつけて一の効しかあがつてゐないことに氣づかない。

小僧だつて自動車を利用した方が便利で安くあがる場合がある。

先づ、いかに、何を節約すべきか？を研究せねばならないでせう。

精神療法

これは支那での昔話である。

或る豪家の翁が宴會から駕でかへつて來る途中うと〳〵してゐると輿夫が肩を入れかへんとした其刹那まさにひつくりかへさんとした。不意打をくつた翁はそれから不意に身をおこさうとすると頸がうなだれて地の方に向くが眸は上をむいて足もとがわからぬといふ怪奇な病氣にとりつかれた。そこでいろ〳〵の名醫に

みせたが、何の効がない最後にそのころ有名な嘉言先生の來診を乞うた、嘉言先生は、一應その容体をきくと、かるくうなづいて、屈強の輿夫を選びうんと酒をのませて輿に翁をのせ、よいさ〳〵と庭内をかけめぐらせた。よつぱらつた輿夫は、無理矢鱈にかけめぐる「やめてくれ〳〵」しきりに翁は輿のなかゝら叫ぶが、まだ〳〵やれ〳〵と嘉言先生は、かけ聲をする。とう〳〵翁がへと〳〵になつたときに初めて、輿からおろさせたがそのときはすつかりと病が癒えてゐた。嘉言先生は、内臓の位置がくるうてゐたのだからもとに直すのだ、とそのとき說明してゐるが一のおもしろい療法ではありませんか？　神を信じたゝめに病が癒へたり瀧にうたれて病氣を直したりするのもこの一種の療法でありませう。精神病的素質の多い受刑者に對しても、かうした方法の何等かゞ適用されたら或はその効果があがるかも知れません。勿論、正しき信仰を破壞したり戒護上の支障を來たすやうでは困りますが、さしづめスポーツなども、自然〳〵のうちに或る精神的缺陷を矯正することが出來るやうに考へられます。

犬は、主として肉食をします。だがあれだけでは足りない樣です。彼等は、或る内的な衝動を感じると、草つ原へいつて柔かい青い葉をたべます。猫も同じです。お天氣を豫報するたゞめではありません。

蓋し自然は、必要なものを、或る程度までめぐみます。そこに又自らの德を具してをります。彼等はちやんとその必要なものを自ら感ずるのです。科學や知識にたよるやうになつてから、人間は、その自然の德をわすれて終ひました。

たが、まだ〳〵人間の知識の及ばない功德を自然は、ひそめてゐます。ことに精神障碍に對するものには、自然的な世界に療法が殘されてゐるやうです。

常識と良心

「上　の命令のまゝに動く――」ことは、團体的に生活するものゝ必須條件で、軍隊の機敏な統一ある活動のごときも之によつてはたしうるのでありませう。けれど、いかに外にあらはれた行動が形式上合法的でありましても、機械として動くのでない以上、その行動は、本當に生きて働くわけにまゐりません。

軍隊のやうな一の命令に服して動くものさへ、そこに上官に對する敬愛や自己の使命に對する確認がなくてはならないが、更につねに「人」を相手する「お役人」にとつては「上官の命令なるが故に行ふ」ではその對手の　を動かすことは出來ないと信じます。役人の道德が癒痺したと云はれるのは、傳家の錆刀が無性にありがたがられ、自分の仕事に役人が確信をもてなくなつたせいではありますまいか？「たゞ唯々上官の命のまゝ」に動いてゐるやうで、どうして道德的な矜持がもてませう。大事をおこさないかはりに、そこに自ら心にごまかしと空虛が出來るのはあたりまへのことです。

何も上官の命令に反することが偉いのではないが、そこには、役人には、自ら常識があり良心がある。その間に、適宜はたらかせてこそ仕事の妙味がわいてくると云ふものです。實際だれだつて、强制された仕事には勢が出ません。それを奪はれて規則通りにやらねばならなくなるとかなりな窮屈さは退屈をうみます。世間でも、無理な法律の强行は、人民の德性を害するのであります。

こゝらあたりは、上官の頭を一つ洗濯すると共に、われ〳〵は法律や命令によつて思惟する前に、「良心」と「常識」とを以て行動したいと思ふ。一体教育には、ルールは、ない筈のが當であります。ありとするならば、それは自然の道であります。世の中を眺めてみても、法律や規則のみ形式的にいつたら大變でせう。電車にのることからが、やれ契約がどうの、期間がどうの、證書としての切符は、民法上の何にあたり……などゝ叫び出したら、とてもやりきれない。そこを、「車掌は誠意お客は好意」と人間味たつぷりにゆくところに電車道德があり乘車世界が生れて來るといふものでありませう。

裁判でもだから仲々人間味のあるのがこのごろ生れます。男子にも貞操を守る義務がある――といふ樣に判決もその一つでありませう。

帝都の小舟

米國から來た觀光團の或る客が雨の日の帝都には小舟がゐりはしませんか？と失禮な皮肉を申したさうです。誇る帝都をまるで沼地の如く眺めてゐます。ですけれど、さて斯ふ云はれてみても之に反駁が出來ないのが東京の姿であります。全てが徹底してをりません。それも未完成の故でなく丁度日本の狹い鐵道のやうに、基礎の出來たまがりくねつた既成品だから始末におへません　教育でもさうであります。今迄のあやまつた教育の目的が現在の破綻を來したのです。

人をつくる仕事はことに大切であり重要であります。完全にそだてるべく責任と義務があります。

あやまつて「つくりぞこなひ」のない「ひねくれた木偶にならない」やうに戒心したいものであります。

雨がふれば、泥濘の道と化し、走る自動車はどろよけをつけてない――と科料に處せられます――通行人の顏はおろか家屋裏まで豪壯なハネをぶつとばしてゆきます。こゝに靴の自動洗濯器といふすばらしい發明が必要から生れましたが、とにかくこれが帝都の現狀なのであります。

この姿は敢て大東京の道路ばかりでなく、日本の現在の文化文明の表徵であります。全てが徹底してをりません。それも未完成の故でなく丁度日本の狹い鐵道のやうに、基礎の出來たまがりくねつた既成品だから始末におへません　教育でもさうであります。今迄のあやまつた教育の目的が現在の破綻を來したのです。

人をつくる仕事はことに大切であり重要であります。完全にそだてるべく責任と義務があります。

あやまつて「つくりぞこなひ」のない「ひねくれた木偶にならない」やうに戒心したいものであります。

渡米通信

太洋丸船上にて

「オアフ」刑務所見聞記

有馬生

布哇寄港の序に少時間を利用して、「オアフ」刑務所の參觀に出掛けました、八島より成る布哇の首都たる縣廳所在地ホノルゝにある唯一の刑務所は恁んなものかと、一行五人自動車で見參したのが午後三時。

玄關（鐵格子門扉あり）に立番せる看守に來意を告げ、刺を通じたるに玄關側の一室から、ドアーを排して出迎へたのか、所長ジョン・シー・レン氏で、ゴマ鹽頭の骨格逞ましい六十に近い豊頬赭顏の大兵男、快活に來訪を喜ぶ旨を述べつゝ卓上にあつた在監人日表を取つて與へ、直ぐに内部を觀て呉れとの手取り早き米國流の遣り口には感心させらるのであつた。

導かれて各事務室から領置、用度、作業等の各倉庫に至る、何事も簡單で一見するところ、無用の品物、無用の手數を省く主義を明瞭に物語つてゐる、續いて監房、工場、運動場等の巡覽に及んだ。

此日の在監人總數四百七十一人内少數の女と被告人があり、それだけが別に一棟をなし、内に事務室、倉庫、監房、死刑場があり、他は十字形より成る監房である、右の死刑場には絞殺の綱も釣されて何時でも命令一下に即時執行出來る樣に、諸器具が準備されて待つて居る風情がある、そして直ぐ其隣室には、近く全米を戰慄せしめたる殺人事件の被告少年布哇生れの禍永某が嚴重なる監護の下に拘禁せられ、死刑宣告に對する控訴も破れ、今は上告中のところ、迚も助かりさうもない、日ならずして此場所でハングせらるゝのだと語りつゝ、其器具の使用法など叮嚀に講釋せらるゝのであつた、我國のそれと殆と變りがないが、一つ子供らしく面白く思つたのは、絞首臺の踏板を落す役目を嫌ふ所より、之を行はしむるに當り、他の見へざる所より器械仕掛けに三條の糸を引き、以て三名の看守に各一本宛の糸を同時に切斷させ、誰たるを知らせずして板を落さす事である、それに就て可笑かつたのは、熱心に聞かされた幽靈談であつた、一笑に付す譯にも行かず、他の役人に何んな事實があるかと念を押せば、之またいと嚴肅な面持で、死刑を執行した後には、屹度變な事がある、或は夜中戸をノックする音が聞え、又は奇聲が聞えるのだと云ふ、斯く云ふ役人の面貌に氣が付いて見ると、何れもカナカ土人の血をうけた合の子役人たるが判り成程と其頭の程度も推量されたのであつた。

同行者中に本年大學を出た二十餘りの妙齡の婦人があつたが、何の事もなく通されて、大手を振つて一緒に監房、工場等多數の荒らくれ男囚の中を視て廻るのに、案外彼等は平氣である、それは實に豫想外であつた。

拘禁の狀態は、如何にも自由放埒である、勿論嚴正分房、夜間分房、並に晝夜雜居の區別があつて、自由放埒の反面には極めて嚴酷な寧ろ虐待に等しき地下獄式のものもあり、自由の背後に非常に威嚇が用ひられてあるに驚くのである、細な規則や手續を知るの暇がなかつたが、つまり元來が共和國である丈に凡てのやり方が突飛なるは迚も我々の常識論では行けぬ事は道理である。十二年前の建物で今は時代後れたるを免かれぬ、それでも は惜しまぬ處より、堅牢を第一とし、採光、通風、其他の工夫に至つては、頗る徹底的に構造されて遺憾がない、要するに彼等の主義は拘禁の確實を第一とし、健康保全は第二とするを大眼目とし、其他は技藝の問題となせるの觀あるは掩ふ事が出來ぬ、雜居囚の寢臺の如きは五疊敷に寢臺二つの割合にて二三百疊もある明皎々の大廣間に白色の寢臺に白布を掩ひたる毛布を延べ、見渡す限り整然列を正したる狀は實に得も云へぬ美事さである、而して格子戸外より監視するに止めてある。

定役とて別に設けがない、唯々構外に農場があり、行狀の良好なるもののみ、其處に出業させられ、云はば運動半分で、從つて工賃の定めもない、他は殆ど遊び半分に、限られた手細工に樂器ユカレリ製造や、編物の如き仕事をやつて居るもある、また房外の廣庭に思ひ思ひに會合雜談の時間を與へられるもあれば、監房内にのみ起居させられるもあり、また中には刑務所外に單獨外出をさへ許さるるもある、刑務所内いたるところ煙草を吸ひ吸ひトランプ遊びやら音樂演奏やら、好き〳〵の合宿生活をさせてある如く、まことに呑氣至極の體である。

監守も全部で三十五六名、夜警は六名で濟むと云ふ、が實は嚴重なる圍ひに唯閉ぢ込める點から見れば當然の事と思はされた、監守の体格の偉大なるに至つては揃ひも揃つて、眞に美事なもの、態度の堂々たる、音聲の强、なる、自ら威壓を感ぜしめぬはない、思ふに之は唯一の採用條件として他は余り顧みぬのではないかとも見える位である。

敎誨敎育の如き一見する處、ホンの申譯的の程度である、惟ふに當局の考は威喝の効によりて再犯を防止し得べしとせんかなれど、併し乍ら割合に再犯者なきは、同地は就職難なき產業地であつて、生活の安定を得るに便利多き所以も參考せねばならぬ、要するに單に峻嚴其物の効を過信する結果を廣れしめた。

滿目の光景より察するに、放任の結果實權は下へ下へと移り上役になる程に實情に暗く、斯くして遂に行刑は其意義と尊嚴とを根底より失墜するに至る、之れ當然の歸結かと思はせるのであつた。

日は西山に沒せんとする頃匆々に辭して一を出づ、概見のまゝ感想と共に一筆を呵して御座側に呈す

音樂と感化（一）

高野辰之

一、序說

音樂が人を感化せしむる上に至大の効果を擧げるものであることは、東西兩洋の書に反復記述せられてゐることであるが、最も巧に之をいひ現してあるのは、シエクスピヤのベニスの商人の終なるロレンゾとジエシカの對話中に見えてゐる一節である。ジエシカは「おれは基督信者どもの仲裁なんぞを聞いて、頭を振つて、溜息をついて、我を折るやうな、そんな骨無しの、泣面の阿呆扱ひにされたくないのだ」と言ひ切るシヤイロックの娘である。シヤイロックはいふ迄もなく猶太人で、ベニスの商人バツサニオに金を貸したが、期限が來ても返さないので、証文の上にあるが如く、其の科料として借主の胸から一ポンドの肉を切取らうといひ張るのである。さうしてベニス公爵の法廷に訴へて出る男で「たましひにかけて誓言します、人間の舌の力では、わしの心を變へさせることは出來ません」と頑張る處の殘忍者である。

此の男の娘だけに、ジエシカは情人のロレンゾが月下で音樂を聽かむといふのに對して、好い音樂を聽いたつても、ちつとも面白くないといふ。これに對してロレンゾは音樂の力を說いてかういふ。

あのあばれ盛りの家畜や、まだ馴らされてゐない若駒なんかでも、狂氣のやうに跳廻つて、吼えたり高嘶きしたりするのが、彼奴らの血氣壯んな証據でもある持前でもあるのだが　あれらでも、若しふいとラツパの聲を聞いたり又は何か音樂の調を聞いたりすると、いつの間にか立止つて、其のあら〳〵しい目の色までもおとなしやかな目つきになる。それは全く音樂の魔力なんだ。それだから詩人が昔オルフユースといふ樂の名人があつて、音樂の力で、木をも石をも流れをも動かしたなどと言ひ傳へたのさ。だつてお前、どんな冷淡な頑固な兇暴な者だつても、音樂を聞けば、一時は性質が一變せざるを得ないからね。少しも音樂の素養がなく、美しい調を聞いたつて、少しも感動しないやうな者は、きつと謀叛したりわるだくみをしたり、强盜をしたりするよ。そんな奴の感情は、夜のやうに遲鈍で、冥府のやうに暗黒なんだ。そんな男は信ぜられないよ……あの音樂をお聽き。

（坪内博士譯）

社會を觀察しても、其の底に透徹する眼光を有してゐたならばならなかつた。すなはち梁の武帝は古樂を弘めようとして自ら攻究した雅樂を定め、唐の高祖は梁や陳の樂には南方吳楚の音が多く、周や齊の樂には北方胡虜の音が多いからといふので、南北を斟酌し、參へるに古聲を以てして、遂に唐代雅樂大成の基を確立した。今わが國に傳つてゐる雅樂には、此の唐から輸入したものが多いのである。又宋の代には徽宋帝が博く知音の士を求めて新に大晟樂を制定し、舊樂の淫哇の聲を禁じ、これを奉ぜざる者は、謠ふ者と聽く者とを問はず罪に坐せしめた。明の太祖も亦前代の樂章が詞を用ひて容悅をなし鄙陋耳目にし難きものあるを慨き、樂の大改正を斷行した。此等は皆治國要道の一として行つたのであるが一面には前代の因襲から去らしめる必要があつたのである。

わが日本國にあつては、曾て一度も革命といふが如き忌むべく厭ふべきことは無かつたので、支那の如き意味に於ける音樂の大改正は行はれなかつたが、既に天平の昔に於て、禮樂尊重の思召を述べられた詔が出てゐる。すなはち天平十五年聖武天皇の御時に皇太子であらせられた阿倍內親王（孝謙天皇）が天武天皇制定の五節儛をお舞ひになつた。此の時に天皇が此の舞に關して、これは天武天皇が

支那にあつては極めて之を簡明に敍してゐる。孝經に「移レ風易レ俗莫善於樂一」とあり「導レ之以レ禮樂一而民和睦」とある又禮記にあつては「禮樂不レ可二斯須去一レ身。致レ樂以治レ心則易直子諒之心油然生矣」といひ、これによつて政治の可否を判ずべきを說いては、凡音者生二人心一者也。情動二於中一故形二於聲一。聲成レ文謂二之音一。是故治世之音安以樂、其政和。亂世之音怨以怒、其政乖。亡國之音哀以思其民困。聲音之道、與レ政通矣。

といふ。極めて抽象的な說明であるが、理はこれに他ならない。殊に支那の如き易姓革命の度々ある國に於ては國朝の革まる毎に、事物を一新して以て前代の慣習を忘れしむる必要があつたのである。さうして音樂の改正なるものは事實に於て度々行はれた。尤もそれは朝廷の樂のことであるが、之を下に及して上下和平の道に資せようとしたのであれば、其の目的は音樂一般の上に亘るものとして考ふべきである。彼の上代堯舜以來周の世に至る迄禮樂を尙んだことは、經書の上によく見えることで大國だけに大仕掛な樂が行はれたのであつた。大規模のものは荒廢し易いので、幾度となく恢復の途を講じなけ

上下乎齊倍和氣豆無動久靜加爾令有爾波禮等樂等二都並豆志平久長久可レ有登隨神母所思坐豆此乃舞乎始賜比造賜比伎

と仰せられてゐる。これより以後に於ても歴代禮樂を重んぜられたのであつて、中には御自身堪能でわたらせられたお方も多い。全く洋の東西や時の古今を問はず名君賢相と稱せられた者は、皆音樂の風教上に於ける偉力を認めて、其の雅正と善美とを庶幾うたのである。彼の一七九七年、ナポレオン一世が伊太利征伐中、佛蘭西音樂院の總裁はナポレオンに書を寄せて、伊太利の諸府に於て雅正善美の樂曲を採集して、貰ひたいと申出でた。ナポレオンは承諾の旨を報じて、其の返事の中に、「諸美術中に於て性情を陶治し、風俗を移し易へることに最も大きな力を有するものは音樂である。故に音樂は立法官の最も保護奬勵しなければならぬものである。蓋し名家の作に係る雅曲は性情を養ひ人心を化するの神妙であることは、彼の理論ばかりに拘泥して、敎化の實効力を缺く處の倫理書なんかと比べものになるものでない。」といつてゐる。大英雄が空論を排して、施設上の經論を說いたものとして傾聽しなければならぬ。こゝにいふ立法官は行政官の意をもこめてあるのであらうが、我等は思想善導の叫ばれる現代に於て、これ迄の謬まられたる音樂政策が、悲しむべき現狀をつくり出す所の一因であつたことをも述べなければならぬ。しかしながらこれに先立つて、音樂の利害に關しての實例四五を擧げ、次いで音樂の種類と之を現代の感化事業の上に如何に使用すべきかの方策を述べて見ようと思ふ。もとこれ識者の間に論議せらるべくして、まだ論議せられたことが尠いので、方策として私の述べることが、一場の空談夢說として終るかも知れぬが、私は其の然らざることを希望して止まぬのである。

二、音樂の利

由來音樂の人心に衝動を與へることは、强烈な作用を起す劇藥が人體に影響を及すと同一である。劇藥も其の極量以下に於て適度に服せしむれば、効能神の如くであり、音樂も亦時に應じ、場合に應じ、且つ人に應じて强弱宜しきに合ふものを選んで、謠はせたり聽かせたりする時は、心に和平を導くこともあり、鼓舞激勵ともなつて活躍をなさしめることになる。これが利があり害がありする所以であつて、而して度を超えざる限りは、人心敎

化に對する大妙藥として、之を推重しなければならぬ。

音樂が如何に生物の情を動かすかは、軍馬が樂隊の奏樂をきいて、勇ましい進行曲には、眼の色を變じ、踴躍して敵中に突擊をも始むべき姿態をとり、哀みの曲には首をうなだれて歩むのも懶げに見える此の一事によつても判ぜられる。鹿にも此の性情があるといふが、象は特に强い。佛蘭西が共和政治を施いた第六年目のことだといふが、一日ルツソー兄弟や著名な音樂師達數十名が、植物園に會合して演奏を始めた。樂は館の樓上で演じ、象は樓下にゐたので、音響だけを耳にしたのである。ところが音樂が始まると、牡象牝象ともに食を止めて聞き入り、相共に喜ぶものの如くであつたが、勇壯活潑な曲には大いに感動して大聲を發し、柱に據り、欄を握り、時に手足を動かしたりして、疑もなく舞蹈するものの如くであつた。而して看守人に、喜んでのことか、怒つてのことか、はた恐れてのことかと問へば、固より歡喜してのことだと答へたのであつた。次いで優美閑雅な曲を奏すると、象の擧動は前と反對になつた。節奏の緩急强弱を異にするが爲に、かう違つたのであつて、音樂の象に與ふる影響は、毫も人類に與ふると異る所が無いことが知られた。犬に此の性情があり、鼠にもあり、又種類によつては蜥蜴や蜘蛛にもこれが具つてゐるといふ。

まして人類は、あらゆる種族を通じて音樂に對する感受性が强く、赤兒は單調な子守歌で眠に就き、三歳の兒童も、勇ましいラツパの音を聞いては母の懷にありながら兩手を張り、肩を聳やかして活躍する。彼の小學程度の子供が見世物や輕業小屋に行きたがるのも、一つは其の囃に呼びこまれるのである。葬儀に際して奏する笙と篳篥との音には大人も腸にしみる思ひをするが、子どもが之を聽いて泣出す事は誰もそれを目擊してゐるであらう。かの野蠻人は其の文化程度からいへば、文明人の子どもに當るものであるが、同じく吉凶何れの出來事にも舞踊をなして、歌も謠へば樂器をも扱ふのである。而して子どもは成長するにつれ、野蠻人は文化の度の進むにつれて、音樂に動かされることが、次第に强くなつて、遂には彼のピアノ又はバイオリンの如きものによつて演ずる複雜な樂器や、大仕掛な管絃合奏樂をも味ふに至るのである。

古より將帥又は大政治家と呼ばれた者は音樂を利用して鼓舞又は平和に向つての導きとなさしめた。又秀でた樂人はそれによつて身の難を免れた。二三の例を示せば古く希臘のピタゴラスは、一群の壯士が怒に任せて一貴

矯正図書館

族の家を襲はうとするを見て、歌媛に命じて嫻雅な、そして悔い改める意を含む曲を奏せしめた。すると壯士達は立ち所に怒を鎭めて、平靜に歸したといひ、同じく希臘の詩人にして學者であつたインペドークルス（Empedocles. Ve 455-395）も殺害の意志を抱く者に、琴曲を聽かせて其の心を飜さしめたといふ。我が國にあつても、三重の采女は盞に落葉の浮かんでゐるのを知らずして雄略天皇に捧げて、天皇の御怒に觸れ、まさに天皇の御劍のさびとならうとする時、長い〳〵巧妙な歌を謠つて許されたことがある。（古事記）又博雅の三位は三とせの間逢阪山の蟬丸が許に通つて琵琶の秘曲を傳習したと傳へる篤志者であり、又造詣も深くて天晴斯道の達人であつたが、何事によつてか式部卿親王の怨を買ひ、親王は壯士等をして之を殺害せしめようとした。月明の夜壯士等は博雅の邸を襲うた。折しも博雅は寢殿の西の廂の間にあつて、大篳篥を吹きすさんでゐた。其の悽涼悲愴の音は、壯士等の心腸にしみ入つて、彼等は覺えず袂を濕し、遂に害を加へ得ずして歸つたといふ。又一夜盜人が博雅の家に入つた。博雅は物蔭に隱れて盜人の去るのを待つて、物を藏しておいた厨子を見るに、たゞ僅に篳篥だけを殘してあつた。そこで把つて之を吹くと、盜人どもは痛切な感傷氣分に誘はれ、それが激烈な悔悟心を呼び起すこととなつて、盜んだ物は途に棄てて去つたといふ。これは至極の名人が不逞な徒を征服した話であるが、其の程度の上にこそ多少の差はあれ、常人の吹奏や唱歌も均しく聽者をそれ〴〵の程度に於て動かすことはいふまでもない。樂人の助元は職務怠慢の廉を以て、左近衞府の寄の中に幽閉せられた。此の寄の中には蛇が棲んでゐると聞いてゐたので、蛇嫌の助元は戰慄してゐた。夜中果して一頭の大蛇が現はれて、鎌首を上げて、三尺許りの舌を出して近寄つて來た。助元はぞつとすると共に氣がぼうつとしたが、腰の笛を把つて、還城樂の破の部を吹くと、蛇は首をたれて其の音に聽き入り、やがて引還して害を加へなかつたといふ。還城樂は見蛇樂で、印度に於て天から降つた白馬が蛇を退治する樣を模した舞の曲で、至極適當な曲を奏したといふべきである。支那にも此の類の話はいくらもあり、近くフイリツプパーマーにもこんな話がある。此の人は歌ひ手としての大家であつたが、清貧で借金を返し得ない。一日債權者が憤激してやつて求て酷しい催促をした。パーマーは閉口してハーピスコード（舊式のピアノ）を彈じ、感慨悲歎の曲を奏した。すると債主の怒は忽ち散じて、債權

を放棄したばかりでなく、他より催促せられた場合の用意にとて金圓を與へて去つたといふ話も傳つてゐる。もつと危い場合即ち剌客に窺はれた時にも、此の人の立琴に合せた歌が鬼神を泣かしめる程の絶妙さであつた爲に免れたといふ話もあつて、東西共に音樂の偉力を稱へることに於ては其の軌を一にしてゐる。

但此等は個人又は小群集に向つての事であるが、ナポレオンは此の運用術に最も巧な人で、三軍指揮の間に於て、時に禁ずる曲もあり、最終の攻擊にばかり用ひる曲もあつて、戰績はこれが爲に著しく擧つたといふ。彼のアルプス越に於ても難所に向ふ毎に活潑な樂曲を奏せしめてよく成功したと傳へてゐる。

米國の國歌のヘール・コロンビアも亦好適例となすべきである。其曲は一七八九年にフワイルズ（J. Feyles）の作つたもので、ワシントンが大統領就任式を擧げる爲に紐育に入る時、トレントンに於て始めて之を奏し、名づけて大統領進行曲といつたものであり、歌詞は十年後（1798）に判事ジョセフ・ホプキンソン（Joseph Hopkinson）の選んだものである。當時英佛二國の間に不和が生じて形勢が容易ならず、アメリカにあつても、英國に與する者と、佛國に力を入れるものと二つに分れた。其の上英佛二國が合衆國の國權を冒したので、形勢はます〳〵險惡を極めて、遂に大統領も首府フイラデルフイヤに國會を開いて、和戰何れかに決することを定めなければならぬことになつた。けれどもワシントンの眞意は局外中立にあつて、而して之を主張したので、議はまとまらず、殊に佐佛黨を激昂させて、建國以來の大事變ともなりさうであつた。此の時フイラデルフイヤに、コックスといふ名高い歌ひ手であつて、此の形成を輓回するには、大統領進行曲に愛國の歌を附けるより他に策はないと思つた。さうして之を判事のホプキンソンに圖つた。當時此の曲は國歌の如くに考へられて、それに歌詞を得たいとは何人も考へてゐたことであつた。そこでホプキンソンが試に一篇を草して之をコックスに與へた。コックスは之を民衆に廣告して演奏會を開くと、毎夜滿場立錐の餘地がなく、聽衆は反覆唱奏して、いつしか合唱部が成立つに至り、府民は夜な夜な街頭に集つて處々で之を合唱した。それがいつしか聯邦中に傳播して民心を協和せしめて、自ら治安の維持となり、國家富强の基を確することとなつたのであつた。これは衆人の心を支配して、よく國家を泰山の安きに置いたものとしての好適例であらう。

矯正図書館

刑務所の創立紀念日設置に就て

諫早　老骨漢

人間が生れるや誕生日と云ふものがあり、その死するや命日と云ふものが出來る、倶に人生の二大紀念日であつて古今東西貴賤上下の別なく此事實に付ては各人各別に年々歳々反覆慶弔せられるのである。

近來は紀念と云ふ事が色々の面に於て提唱せられる樣になつて來た、陸軍に陸軍紀念日あり、海軍に海軍紀念日あり、九月一日は震災紀念日であり、十月一日は司法行幸紀念日であり、支那には國恥紀念日とやら云ふものがあり、勞働者階級には五月一日のメーデーと云ふ一種の紀念日がある、此外何々紀念碑、何々紀念館、何々紀念塔、何々紀念物等々數へ來れば限りがない、今にツェ伯號に依る世界一週紀念デー杯も生れる事であらう、紀念と云ふ事は申す迄もなく其當時の出來事を殘し傳へると云ふのが主眼であつて、之に依つて後世の人々をして其當時を偲び、其人の品格風貌を追慕し又は當時の苦心や努力等を追懷して現在の餘惠を感謝すると共に、稍もすれば忘れ勝になる世人の記憶を喚起一新して精神の修養に資するのが目的である。

×

斯樣に新しい紀念事業や、紀念日が雨後の筍の樣に簇出するにも不拘、可成古い歷史と功績を有する刑務所に對して何故に之が創立紀念日と云ふものがないのであらうか！私は刑務に携はる一員として當局者や先輩諸氏が此事に付て一言も言及せられぬのを甚だ怪しくも思ひ又遺憾に思ふものであります。

刑務所に創立紀念日がないと云ふ事は其沿革的觀念にも因るのであらう。

牢屋時代や監獄時代の刑務所は所謂人間の塵捨場の樣に賤視せられて穢はしい處として扱はれたのである。けれ共刑務所の名稱が變ると共に行刑の目的も變遷して今日の刑務所は一の敎化機關である。刑務所に收容せられるほどの人間は成程社會の塵芥見た樣なものが大部分ではあるが併し、それが爲に刑務所を不淨視するのは大なる間違であつて夫れは正しく便所と浴場とを取り違へた見解であらうと思ふ。

學校が未完成なる子弟の敎育場であるならば、刑務所は壞れた精神の練り直しをする成人敎育場である、即ち一は未完成品の完成場であり一は出來損つたものゝ改造場である。併も其衝に當る職員の勤勞や努力の點から考へて見ても迚も前者の比ではないのである。

×

學校に創立紀念日の催しがあつて、刑務所にそれがないと云ふ事は叙上の意味からしても既に不權衡である。私は色々の點から考察して刑務所の創立當日を紀念日とすると云ふ事は頗る意義あること

私は以上の如き理由に依つて刑務所の創立當日は之を紀念日と定め、學校が其創立紀念當日授業を休んで創業者の功績に對して感謝の意を表し、幾多名爲の人士を生み出した自校の功績を祝福すると同じ樣に、其當日は受刑者に對して臨時役業を免じ、創立以來幾多の良民を社會に送り出した功績を彼等と共に祝福し又社會組織こそ誇らしきものではないけれ共之等のものを收容して敎化矯正の任に當る刑務所に何の忌むべき處があります?寧ろ勞を多とし之に對して感謝の念を以て敬意を表すべきではあるまいかと思ふのであります。

毎年全國の刑務所中二三ケ所宛は新築落成式が擧行せられる、今春は我九州に於ても佐賀及浦上の兩支所の落成式が擧られた、其度毎に司法大臣を初めとし來賓諸氏から新たに竣工した刑務所の前途を祝福すべく祝辭が述べられるのである。既に其創立を祝する所以のものは、その刑務所をして將來多數の不健全分子を敎化改善し以て善良なる國民を造り出すべく、より善き成果を收めん事を期待するからであらう。

×

社會組織の缺陷が生んだ危險至極な不良分子を刑務所に於て敎化し改善し再び社會の良民として送り出す、その事が何程社會人に幸福を與へて居るか知れない、而已ならず實際に於ては改善不能の者も尠くはないのであるが之等の者と雖も兎に角社會から全然隔絶する刑務所に收容してある間は社會人は枕を高ふして寢られると云ふものである、如何に警察制度の完備した現今に於ても不逞の徒の橫行に對して萬全の警戒は期せられない、兇惡なる犯罪の頻發する度毎に惻々として恐怖の念に襲はれつゝある社會人が犯人が捕つたと聞いて安堵の胸を撫で下すと云ふのは、それが刑務所に送られて社會から隔絶せられると云ふ事を豫想するからの事である。

此點に付て刑務所の社會に及ぼす惠澤は他の何物にも讓るものではない。

斯樣に考へ來つて私は刑務所の創立紀念日と云ふものが一日も早く設定せられん事を希望すると同時に其紀念日を祝福するのは獨り其刑務所のみの行事に止まらず、更に進んで一般社會と共に之を慶福する時期の速に到來せん事を切望するものであります。

以上は刑務所内部に於ける創立紀念日設置の理由であるが、更に眼を大にして刑務所對社會の關係を考察するならば私は刑務所の創立紀念日なるものは、獨り其地方一般に之を行ふべきものであると思ふ。何故ならば社會は刑務所に由て偉大なる恩澤を蒙つて居るからである。此偉大なる刑務所の恩澤を否定するものがあるならば夫れは恰も提灯を借りた恩を知つて太陽の御恩を知らぬと同じ類である。

飽食し得ざる事件

横山利一郎

とつぜん小山舘の割引合圖が、夜店のひやかし客をおどろかせた、待ちわびて共處此處にうろついてゐた人々は、どつと木戸口に押し寄せた、かうして毎夜八時の割引時間をめがけて、活動寫眞を見に集る一群がある。

さうした人々は大抵どんな階級に屬するか——なんて考へる奴こそ、何と虫のすかぬ部類に屬する手合ひではないか。と考へながら、幸吉は今夜四五ケ月振りに常設舘に入つた。たまには一家揃つて之位の貧しい享樂にめぐりあつても罰はあたるまい。だから無論のこと、二人の子供と病みあがりの蒼白い妻とを伴れてゞある。

舘内はぎつしり詰つてゐた。やつと後方の座席に妻と子供達を掛けさせて、かれは其うしろに立つた。

いま劍劇「血煙荒神山」の終篇がスクリーンを走つてゐる。間もなく之が濟んで、あと「高田の馬場」が完全に見られる。たしかに貧しい幸吉達にとつて、二拾錢の入場券は割安な享樂に違ひない。子供らは早一角の劍客になりすましてゐる。阪妻氣取りで肩をいからせた處も素敵ではないか。妻も滿足さうだ。うしろから其樣子を眺めてゐると、幸吉も久し振りに肩の凝りがとけると云ふものだ。

それこそ愛すべき怠惰な秋の一日と言ふべきだらう。非番がたまさか日曜日にあたつたのだ。いつも刑務所で追つかけまはされてる下積だが、此處だけでは「貧しい幸福」ながら、落着いて自由に呼吸が出來る。人いきれのコンデンスした場末常設舘特有の空氣だが、それこそ又生活に疲れ切つた民衆がうだつて終うのにお誂向きの寮園氣だ。

暗、暗、暗におどる光と影の際どい連鎖、伴奏の交響共處にはなんと複雜な情感の漂つてゐる事だらう。急テンポナ素晴らしい畫面、スピーデーに薫たかい感覺を放送する畫面、はげしい觀客の息づかい、そして最後のヤマが殘した最高潮の感情に眩惑する。カット、暗、其途端にスイツチがひねられる。間の惡い明るさだ。觀衆は急にしら〳〵しく取澄して終ふ。そのプチブル的な狡猾さが何たる氣味わるさだ。

「えゝアイスクリーム、えゝパンにキヤラメル」

「えゝ、するめいかは如何？」

賣子の聲が世紀末的にしわがれて、一歩々々と近づいてくる。こざかしく眼ざとい子供たちは、何うして賣子の姿を見つけずにゐようか、幸吉はぎよつとした。

「母ちやんあたいはキヤラメルよ」

「僕アンパンが欲しいや」

だが、そんな申出に關はりなく幸吉の妻はするめいかを求めた。幸吉には、子供の要求も聞いてやれず、するめいかを買つて、細い指で引裂いてやる妻の心根がいぢらしく讀まれた。病みあがりの痩せ細つた肩先に眼をおとし、勘定高い貧乏故の仕草を眺めては、涙ぐましくてならなかつた。さうだ、貧乏故にこそ、賣子の聲までが憎々しく感じられるのだ。

だが次の瞬間、幸吉はその憎々しい賣子の立場に自分を置いて考へねばならなかつた。

と言ふのは、幸吉はいつも刑務所で被告人の差入や物品購入係を勤めさせられてゐるからである。薄暗い廊下を、次から次へと監房を覗きながら、毎日同じ樣に賣聲？　をあげて行く自分の姿を、何うして聯想せずにゐられやうか。殊に被告人の自由が擴げられて、日用品や飲食物の購入が思ふ儘になつてから、かれの仕事は幾層倍忙がしくなり、それだけ商賣氣たつぷりになつた事を——

「ダリアの插花は要らないか」「コーヒー、パン、牛乳は何うだ」

かうして毎日一定の時間に聞いて廻る。かれのお得意先も、いまこの寫眞舘の賣子が對手にしてゐるやうに、小金持もあれば貧乏人もある。その點でも刑務所はたしかに複雜な社會の縮圖だ。

金の有る奴はどし〳〵物を買ひ込んで行く。どん底の柵に閉ぢこまれてまで、ブルジョアを氣取らねば落着かれない對手を見ると、幸吉は心から苦々しくて堪らなかつた。この肥え太つた奸惡な男一人が贅澤をする爲に、幾万の貧しい男や女が、暗い工場のエンヂンで刻々に生命の鎖を刻んで行つたのではないか。そんな特權を誰から授かつたと云ふのだ。いま、この男の贅澤し過ぎてゐる金で、實に數十人の貧しい被告達が甘味しい間食に舌皷をうてるのだ。だが、そんな殊勝な反省のできる男なら、かれは恐らくこんな處に陷込みはしなかつたらう。

地獄の沙汰も金次第などと考へる奴が今でもふだんに居るのだ。かれらを餘りに圖にのらせたり、横柄にならせない樣に、しかしながら同時に賣上高も相當あがる樣に、なんて考へる刑務所の賣子もたしかに樂な仕事ではない。

ある被告人は、七圓五十錢の領置金を、几帳面に毎日拾錢位づつ饅頭にかへてゐる。かれは仲買をやつてしくじつただけに、プチブル的な仲々なしまり屋だ。多分領置金の無くなる頃にはかれの刑も決定するだらう。また中には綺麗に花を飾つて喜ぶ被告もあれば、監獄では花より團子だとしやれて、滿腹主義で行くのもある。

つい先だつての事。××事件であげられた新入被告Aの前に立つた幸吉は、物慣れた調子で、何氣なく註文取りをやつたものだ。之に對して、いきなり放たれたAの返答が奮つてゐる。

「馬鹿！そんな物が俺たちに買へると思ふのか。馬鹿も休み〳〵言つて呉れ、金で自由の購へるなあブルの特許ぢやないか。だから、生花やコーヒーやミルクまで買ひ込める監獄の自由も、結局は俺たち貧乏人のものでないのだ。ブルジョアが此處でもかれらの書物を自由に看讀できるのに、俺たちには俺たちの書物の看讀が拒否されてゐるのだ。止して呉れ！さうでせう。擔當さん、御用聞きは貧乏人の台所を素通りして行くものさ――」

たしかに幸吉はがあん！と腦天をぶちのめされた格好だ。しかし氣短かな彼は、このあけすけな言ひ草にむつとせずにゐられなかつた。

實際、かれも大震災後の不景氣で相當手廣くやつてゐた取引商を閉ぢねばならなくなつた時、金のある連中がどし〳〵大きな儲けを引つかけて行くのを見せつけられて、よく貧乏人の腹立たしさを味はつたものだ。そして今、安月給の看守を有難く奉職してゐる幸吉だ。Aの立場としては全く無理のない話と同感ができる。それを強ち貧乏故のひがみとして閉流されやうかと合點しながらも、刑務官の眼にブルもプロもあるものか、たゞ一樣に受刑者があるのみだ。とか何とかつけ〳〵言ひ放つたものだ。

それが今、自分の事になつてみると、金の無い餘りに常設館の賣子をまで憎つたらしく考へる幸吉だ。頑是ない自分の子供達が、おつかあにねだつても、要求通りのものを與へられたためしがない。分けられたするめいかの足に涎を流すのが精々なのだ。見よ！ふんだんに買ひ占めてるプチブルな母と子が、皮肉にもつい眼の前の座席に頑張つてるではないか。幸吉は家内に病みつかれてから、隨分金に詰つたが、やうやく枕をあげた喜びに、今日四五ケ月振りで、貧しいながらの享樂にやつて來たのだ。それだのに何と哀しく皮肉な約束だらう、かれは今賣子の聲にさへおびえる自分を見出して終つたのだ。

とつぜん、スイツチが切られた。憎つたらしい賣子の聲も消えた。暗、暗、そして再びスクリーンに光と影との交射がおどり始めた。幸吉は救はれた思ひにほつとした。かれの眼には意氣地なく熱い熱い涙がにぢんでゐた。胸底からぐん〳〵こみあげて來る力强い貧乏人の感情を、今夜こそ幸吉は、はつきりと體感できたのだ。

幸吉は刑務所の薄暗い廊下を歩きながらも、元氣よく明るい氣持で出掛けてきた今朝の自分に大滿足であつた。たしかに昨日までとは非常に違つた感情と意識とを持つて、被告達の御用をきいてやる事ができた。新らしい刑務所の賣子ができたのだ。恐らくかれの賣聲も、昨日までとはまるで調子が變つてゐたに相違ない。

それから數月も經つたらう。被告Aに同志の一人から差入があつた。かれはその日迄は大抵官給の弁當で濟してゐた。が、今日の差入弁當には饅頭まで添へてあつた。監獄にゐると、無性に甘い物が欲しくなるさうだからとの心づかひからであらう。

お晝時を待ちかねて、幸吉は早速Aの監房に差入れてやつた。

Aはいつになく「擔當さん、矢つ張り饅頭は甘いですね」「まだ〳〵プロレタリヤの信義は枯れませんよ」などと言つて、快活な笑ひを洩らしてゐた。「まあゆつくり上りたまへ！」そしてかれは丁寧にお茶をくんでやつた。「有難う御座いました!!」。幸吉はさうしたAの明るい氣持で、これまで彼等がこだはつてゐたプロとかブルとかのぎごちない感情が、すつかり拭ひ去られた樣にさへ思はれた。そして更めて、其處から刑務官としての自分の立場を泌々と見直すことが出來た。Aにとつても同じ樣なことが感じられたに違ひない。

貧乏人には貧乏人のみが体感できる世界があるものだ。その体感を生かして行つてこそ、ほんたうに人間道への直參ができるのではないか、お互に其處に徹してこそ、初めて素純に人間と人間との理解が生れて來るのではなからうか。

幸吉はほがらかな氣持にかへつて、次から次へと監房を訪ねて行くことが出來た。

――一九二九・九・一〇日稿――

炊爨用釜に就て

鹿兒島生

節約時代――現内閣の標榜する國を擧げての節約時代として「何を如何に節約する？」と云ふことは實際問題として論評され、諸名家の意見發表となる程眞劍に考究されてゐます。

政府の豫算緊縮は一國の財政に於て、個人の節約は家庭的にの差異はありませうが、政府の節約も家庭經濟の節約に歸する處となりませう。

節約時代として國家が其實現に力めつゝありますその九牛の一毛にも當らぬ僅かのの節約實驗でも述べますことは、必ずしも贅言でないと信じますのも、必ず此の實驗に對しては贊同して下さる方があると信じますからです。

節約時代――豫算緊縮と殊更ら日新しく申述べる迄もなく、平素私的家庭生活は勿論のこと、刑務所の豫算處理に付いては所長殿か始終考慮に累れて節約に節約と留意されつゝありますが、本年度頭初の豫算配賦に當つて、收容費の雜費は特に從來と異なり人員に制限され一人當り僅に年額九圓（各刑務所其額に差異あるか？）と指定されましたとは節約に節約を累ねて推移したる今日、各種の設備も不充分にして到底支賄の出來得るものに非ざることを豫想するも、尙此上に何とか節約の途を講ぜねばならぬ時機に直面しましては各所相當の方法を講ぜられつゝあることとは思料致してゐます。

雜費の間でも最も多額の支出を要しますは消耗品で、就中石炭の消費（電燈料は九圓の指定額より控除のため）は汽鑵の構造及之に附隨したる各種の點を改めざる限り、乃至は人員に著しき增減の差異無き限り、僅かの人員の增減にては石炭の消費量には大差は無いやうでありますから、第一着として炊爨用蒸氣二重釜を一重式の釜の內部に直接蒸氣を通ぜしめる裝置に改造して使用してゐます。現在刑務所或は其他多數人員の集團する場所にては蒸氣二重釜の使用が大部分で、殊に此の種の販賣に付いても各製造所は各々其特質を列記して懸命の努力を惜まぬのでありますが、二重釜使用程蒸氣の不經濟なとは、現在安東所長殿大阪刑務所在勤の十數年前既に之を改められたる實驗と、小生の前任地に於ける經驗とよりして確信してゐましたので改造した次第でありますが、其成績は左記の結果を得てゐます。

比較表

	二重釜	一重釜	備考
汽壓	自 九〇封 至 一〇〇封	自 六五封 至 七五封	二重釜ハ昭和三年度以前使用 一重釜ハ昭和四年度ヨリ使用
炊爨時間	自 二十七分 至 三十二分	自 十七分 至 二十分	始メ丸麥ヲ煮、後米ヲ混入シテ更ニ之ヲ煮ル二回分ノ時間ナリ
石炭使用量	昭和三年度四月ヨリ翌四ケ月間 二二四、三〇〇斤	昭和四年度四月ヨリ翌四ケ月間 二〇三、二〇〇斤	昭和四年度一ケ月約五、三〇〇斤消費減 本金額四十圓節約
備考	飯の出來具合は二重釜より良好にして、收容者は一般に一重釜の炊爨による飯の味を喜び居れり。當二重釜を改造するに當り當所は鍛冶工に技術者無き爲所外にて之を爲したる爲め一個約二十圓を要したり。		



海外異聞錄

◇百年の國外追放

パリのエリザベス・ベナベールと呼ぶ女は永年浮浪生活を續け、その間惡事の數々を重ね來つた結果として、遂に百年間の國外追放といふ珍無類の宣告を與へられた。ところでこのベナベールといふは當年すでに五十五歲になる婆さんなのであるから、此婆さんが刑期滿ちて再び故國フランスの土を踏むことの出來るのは、百五十五歲まで生きねばならぬ譯だ。

◇皇帝の懷中を狙ふ

最れ多くもベルギー皇帝アルベート陛下のポケットを狙つた圖太い海水浴場荒しがあつた。アルベート陛下は極めて平民的に在らせらるるのでその日もたゞ一人の武官をお連れになつたゞけで、マリアケル海水浴場にお出でになつて、移動脫衣場で衣服を更めて海に御入りになつた。一人のスリはその際に乘じて、陛下の金時計に鎖と、皇后陛下の肖像を刻んだメタルを失敬して了つたのである。損害は二千圓といふこと。

◇警官嘲罵される

ニューヨーク警察中央區の署長さんになつたマコマック氏、早速その晚から惡漢の寄る酒場へ大手入れを行つた。そしてラ・タヴエルネルと云ふフランス名のレストラントの前へ停まつてゐた自動車を怪しいと睨んで押へて見ると案の條ライ麥のウヰスキーの樽が三つ四つ轉り出した。其處で取り敢へず乘つてゐたレネクスンと云ふ人相の善くないのを禁酒法に照らして引致した。調べて見ると此奴は數日前に、そのレストラントで人殺しをしたマーローをフラッシングの墓地へ誘き出して殺した男と分つたが、實の所は群集の方が先にその事を知つてゐて、警官の間拔けさを嘲笑してゐたさうだ。

◇珍妙な執行猶豫

最近米國マリール警察我判所で、ハイ・ハルケット判事は、妻の手提袋を浚つた夫に對して、竊盜罪の判決を下したが、但し刑の執行を猶豫したさて、事件の內容はと云ふと妻の申立に依ると夫が餘りに賴りにならないので二ケ月前から別居してゐた。處が往來で妻が乘合自動車から降りた時、パツタリ夫に出逢はした。すると夫が金を貸せと云ふので拒むと、夫は突然五シルリング入の妻の手提を引ツたくつて逃げ出したので、後を追駈け、捕まへて用捨なく警察へ突出して了うたのである。其處で判事は警察醫の診斷に基き、夫の精神に異狀を來してゐるものとして、その刑の執行猶豫の條件として「十二ケ月間は妻と如何なる方法に依るも絕對に交通すべからず」と云ふ、頗る奇拔な條件古今未曾有の珍命令を下した。何と振つてゐるではないか。

◇犯罪も世界一の米國

米國辯護士協會犯罪委員會のウエド・エッチ・エリス氏は米國に於ける犯罪に關する狀況を發表したが、米國に於ける犯罪を金に換算すると、年々實に二百六十億圓といふ驚くべき巨額に相當するといふ。事件に就て云ふと、一年間に於ける殺人は一萬二千件で將に英國の五十倍に相當する。代表的大都市に於ける一年間の犯人數は、ニューヨークが三萬人、シカゴが一萬人に上り、殺人率について云へば、一九〇〇年度に比し實に三十五割の增加、換言すれば當時は每十萬人に二人の殺人犯が、今日は七人に增加してゐる。この驚くべき事實を見てエリス氏が國民的不名譽の最大なる生きた證據たと慨嘆してゐるのも至極尤もなことである。今日の米國は世界第一の富裕國、强國、法律國であることは智識階級の人は誰でも知つてゐる。同時に犯罪國であることも知つてゐる。成金國の半面實に斯の如しである。

◇五十三年目に出獄

アメリカの一農夫ジエス・ボメロイといふ男、青年時代にフトした若氣の誤りから殺人罪を犯して入獄、五十三年といふ長い間、マツサチユセツツ州チヤーレスタウンの刑務所に投ぜられ、最近刑期漸く滿ちて出獄となつたが、半世紀の長い間刑務所の生活を續けてゐる間に、いゝ老人になつて了つた。そればかりではない。その間にアメリカの文化は寸時も休まず急速に進歩しつゝあつたので、街頭にイキナリ投げ出された老人の驚異は、言語に絶してしまつた。自動車で自宅に送り届けられてびつくり、全く氣絶する程に驚いたものである。その上に、田園に蒸氣鋤が景氣よく動いてゐるのには一層驚きの眼を見張つた。そして「おいらの馬は何處へ行つた」とこの舊世紀の人物は悲鳴をあげたとある。

◇盜まれた王冠の謎

一昨年ウインナで盜難にかゝつたハンガリー國王の寶石の王冠が、この程佛領モロツコで發見された。モロツコの一寶石商の所へ、あるイタリー人が寶石を賣り込みに來たが寶石商は一見容易ならぬ貴重なものであることを看取しひそかに警察へ報告したので間もなくイタリー人は逮捕され、寶石は取返されたのであるが、取調べに對する辯解によれば埃國のある有名な貴族の所有だつたものを手に入れたものであるとのみで、紛失の眞相はまた謎そのまゝになつてゐるといふ。

※ 初心者の爲に ※

◆句評 その十

多花居士

◇

濱口內閣の緊縮宣傳は、誠によく行き届いた、財界の不振、失業群の浪、これも金解禁の途へ急ぐ一時の犧牲なれば致し方もあるまい、ところで鐵道省が月見の景勝地を選擇して乘客を勸誘するのは內閣の方針に背反するものであると抗議する忠義者が民間に現はれるやら、漫畫子は新聞に得意の筆を振つて、

「お月さま、金解禁になりましたら、あなた程の大きさの圍子を差上ます」

と小ぼけな圍子を傭かばかり、尾花二三本に添へて祀るところをものして居る。こゝには俳人の一座が

緊縮の月見圍子ですましけり

濱口さん以て御安心なさいませである。時局を捉えたところに天位としての生命が躍動するのである。

毎月募集

刑政俳壇

題意隱季 切每月卅日 締メ 紙官私製ハガキ 宛先田

◈椎廼本冬花先生選◈

汽車降りて歸鄉の一里花野哉　釜山　硯石
黃昏を戻る惜しさや花野原　金泉　梅雪
年寄も二十歳氣分や盆踊　水戸園部
萩の露墓參の袖を濡らしけり　靜岡　秋朗
三々五々人の去來や萩の寺　新潟　靜湖
服脫げば妻は蚊遣に勤めけり　海扇　秋峰
風鈴や夕風立ちし人通り　三池　みいづ
海に面して丘は麥の秋早し　諫早　闕松
鈴虫や種痘の痕の鮮かに　金泉　風秋
嬰寒に殘る哀話や虫の聲　八王子　貞次郎
萩の宿娘を露と申しけり　穗島　白鷺
種茄子の榮あせて秋の風　八王子　ぬのし
巡行の足音に止む虫の聲　旭川　長笑子
夕立や鬼も出さうな空模樣　市谷　露光
鐵窓にしみ込むやうな虫の聲　新潟　銀波
草むらの宿から出たる螢かな　宇郁宮　草光
啞蟬の小便たれて逃げにけり　福島　岳水
打水の灼に夕月這入り　兎　清州　一月

雨乞ふや三十二日上天氣　福島　白鵠

秋や先っ健康の力瘤　長野　裾月

賤が家の灯も細し虫の聲　三池　孤水

色鳥や日のさす枝へ鳴移る　小菅　珈琲

朝顔や素人作りの鉢幾つ　下關　田舍

夏を掃き込る門邊の一葉哉　三池　力丈

能く干て疊んで蚊帳の別れ哉　同　新士

手拭に素顔包んで踊りけり　同　同

月明や大空渡る雁の列　松山　辰月

佗住しや蚊なつかしや虫の聲　三池　雫笑

暫くは花に腰を休めけり　新義州　可峰

廢滅の寺趾寂として虫の聲　宇都宮　靈峰

夏痩の心にもなき笑ひかな　大牟田　東村

丹波栗散るや地面も凹む程　福島　海岳

梅干に味もかわらぬ茶のみ哉　三池　西海

魚の眼の生きた市場や今朝の秋　德島　砲聲

秋祭曉夢を破る煙花哉　宇治　五鈴

洗髪たれて夕立を眺めけり　三池　思子

劇場や一幕すみて扇波　平壤　旭水

獨り居の蜆汁に飯食ひ過ぎぬ　松江　磨佐緒

水打ちて夫の退けを待つ身哉　秋田　旭水

萩の花露の重みにこぼれけり　札幌　好月

山萩や崖の崩れにこぼれ咲く　岡山　龜友

秋待つや痩せたる膝を摑乍ら　德島　砲聲

御所柿や爭はれぬは氏素性　岡山原　水友

秋の夜の星數へけり子等寄つて　三池　三

吟者は無論旅人である。

◇

五客の吟、

鮓壓しの吟には信州にてと前書があつた、信州にこの風習があるのであらう。

田舍へ行くと、祭とか農家の公休日には鮓を作るところが、往々にある。何もこれを以て村の平和を祈るのではないが、平和な里人のさまが窺はれる、さうして事件のあるを好まない人々であることも明瞭である。

◇

涼み台の吟は格別趣向に新味はないが、實感的である。炭團干す鷄舍の吟も亦實感的である。片山家の内職にする養鷄と炭團製造、この炭團が暮れ易き日と關聯して情趣が生れる。

鳴子の吟は秋の收獲期を思はせる、收獲期には暴風雨がある。鳥虫害がある、一番農家の恐れるところが暴風雨である　今日も無事であつた。雨風靜かであれと念ずる心が現はれて居る。秋の雲は秋の空に出つ入りつ、それで富士の姿も時々變る。

炎天や千草匂ふ田舍道　西大門　龜友

コスモスの倒れ伏しけり秋の雨　三池　たいら

虫の音も馳走の數や艸の庵　三池　武子

馬肥ゆる村の祭の二輪加哉　三重　月峰

さゝがにの糸の縺れや秋の風　靜岡　湛水

秋雨や訃に接したる獨居房　晉州　あらた

晩鐘の音の流れゆく秋の山　旭川　長笑子

柿の實の色つきて鵙來鳴く也　小倉　義仁

ありし日を語り明すや魂祭　姫路　呑海

里の子の礫の的の案山子哉　神戸　靈雪

萩の露さわらぬ袖に纏れけり　鎭南浦　梅廼舍

封切れば神風生る扇かな　水戸　麗月

○

五客　鮓壓して村の平和を祈りけり　八王子　波山

涼み台に咄取られ鳧　水戸　香村

炭團干す鷄舍の日陽暮れ易き　德岸　天水

鳴子引て日々の入日を歡べり　三池　久子

秋の雲富士色々に飜りけり　靜岡　一心

○

（人）美しき石賣る村や竹の春　熊本　蒼村

（地）畑一面南瓜のしかむ暑さ哉　金澤　綠峯

（天）緊縮の月見團子で濟ませけり　三池　雲龍

○

里の秋鼠賊叱つて赦しけり　選者



◇看守教習所の充實を議す

豊多摩　長谷場生

行刑の改善には今更めいて贅言する迄も無く、自ら凡ゆる個々の具体的善處の企圖があらう。就中收容者に直接する官吏、殊に擔當戒護者に就いてのそれが其最も焦眉緊急なるものである點に、今日誰しも異議を挾む者はないであらう。

何となれば如何程物的組織若くは設備に行刑眞使命の完璧を期さうとも、其の人を得るに非ざれば、到底よくそれが達成を望むこと至難事であるからである。然り而して一面行詰りの無き樣、彈力性に富ましむる爲め吾人が渇仰して斯界に求めて止まぬは、手腕力量兼備の所謂練達の士を廣く網羅するに在る。即ち現行看守教習規則の訓令する趣旨も亦刑務官練習所の存續する意義も、此處に出發してゐると見てよい。

行刑今日の成果に幾分の見るべきものがあるとせば、其は慥かに此の兩者の貢献に負ふところ甚大なるは謂ふ迄も無い。而かも尙ほ刑政が理想の多々を未來に殘してゐる事實に想到する時、吾人は刑務官吏教養の充實も更に一層目覺ましき進展の下に、適切なる改善の過程を辿らしめねばならぬと痛感するに吝かならざる者である。

凡そより善なる事に善なり過ぎる道理は無い筈である。各所に於ける現行看守教習所の實際が果して大正十二年八月司法省訓令第六號に基き、嚴格に施行されて來たか否かは暫く別問題として、人は其仕事に從事する最初のインプレッションが如何に肝要であり、同時に姑息的弛緩な訓練の第一歩が如何に多く其人を而して其道を誤らせるかの事例に鑑み、苟しくも忽諸に附し形式に墮する事の無きやう、看守拜命の教習をして、從來のそれに比し一段の刷新味と充實味を加ふる要がある。

殊に今後の行刑が愈々多事多端を極めんとして、時代に適應する法規の精通と實務の熟達とを刑務官吏たる資格上必須條件とするの趨勢下に於ては、此れが修業を最も有效に且徹底せしむる爲め、百尺竿頭一歩を進めて、現行看守教習所制度の根本的改革——專任教官を設け、或は教習期間を延長して、履習修得の十全を期するの案、控訴院管轄區域内に一ツの獨立せる教習所を新設するの案等々、幾多の具体案——の實現化を希望して止まぬ次第である。

× ×

◇登らんとする者

市ヶ谷　桑の弓生

愚かな私は又迂つてしまひました。登らない人達は迂つた私を、あれあの樣にと嗤つてゐます。

然し然し——

あの人も登りました、又あの人も越えて行つた山ですもの、どうして私丈に登れないわけがあるでせうか。いくら嗤はれても無謀と罵しられても、私は登つて見たいのです。

登らぬ人に辿る危險は有りません。でも山の頂に囀る青い小鳥の歌は聞かれません。

雨の朝、風の夕べと味氣ない日の日記が私達には續きました。そして又更に向じ思ひの月を重ねなければなりません。

登らぬ人に、かうした私達受驗者の苦しさは判りません。迂つた痛手を耐らへ乍ら又立ち上らうとする勇氣を挫かないで下さい。

お互です〳〵。どうか嗤はないで下さい。

登る危險を冒さなくても勤めに缺けるところは有りません。

登る危險を敢てする私達もやはり變りはないつもりです。

あの大空から落つる數萬滴の雨の雫がみんな別々に木葉を叩き、大地に滲みるのもやがて潤となり、あの黒鐵の艦も浮べる大海原となる樣に、お互の流れ入るべき所はたつた一つの行刑なのです。

嗤はないで下さい、そして私達をして來年こそと勵まして下さい。

四、八、二五、

◇膽力の養生

廣島　高井生

尊き誌上を藉り膽力の養成に就き聊か私意を述べさして戴き、誌友の御笑讀を仰ぎたい。昔から「男は度胸女は愛嬌坊さんお經」といふ程に、度胸即ち膽力といふものは大事なものとされてゐます。苟も男子として膽力の据わらぬ人間は活社會に處して堂々たる戰は出來ませぬ。と申しますれば私は如何にも膽力の据わつた男のやうでありますが、耳の側でズドンと大砲を放されても「ハハア今のは何ですかナ」といふ程に落ちついて居るかのやうですが、實は恥し乍ら尻餅つくかも知れませぬ。心細い話です。實はその位心細いから大いに膽力の養成に就いて工夫をして見る必要が生じたのであります。何事も知らぬを知らぬとし、出來ぬを出來ぬとして、向上の一路を工夫するのが男らしい事だと考へます。昔非常に臆病なる武士がありましたさうです。この武士は晩になると一人で便所に行き得ない、それで奥方が毎夜手燭を持つて見張り役を仰せつけられると言ふ、まつた

く臆病な武士でありましたさうです。或る夜のこと、便所に這入つた武士は用事をやりながら立番してゐる奥方に向つて「どうぢや奥や、淋しいとはないかのう」と尋ねますと、奥さん泰然として「イーエ少しも淋しくは御座いません程に御ゆつくり遊せ」すると便所の中から「ウーン流石は武士の女房だけある、そちや頼もしい奴じや」といつたといふ話を聞きましたが、負け惜み程みにくいものはありません。負け惜みと自慢は人道の終點ではないでせうか。さてこの膽力の養成と云ふことは實際問題であり、經驗であり、錬磨であります。嘗、私は軍隊に在りし時、某事件に依り初年兵の身を以て出兵に加り、滿州の深野に於て蕃人討伐ありし夜、數人の死骸の側にて單哨勤務に服した時は、全く恐怖に攫まれ殆んど喪心せんばかりでありましたが、此に於て私は大いに決する處ありました。身は「帝國の軍人である臆病ではいけない」此の二つであります。以來數十日、或る夜のこと、便所に這入つた武士は用事をやりながら立番してゐる奥方に向つて「どうぢや奥や、淋しいとはないかのう」と尋ねますと、奥さん泰然として「イーエ少しも淋しくは御座いません程に御ゆつくり遊せ」すると便所の中から「ウーン流石は武士の女房だけある、そちや頼もしい奴じや」といつたといふ話を聞きましたが、負け惜み程みにくいものはありません。負け惜みと自慢は人道の終點ではないでせうか。さてこの膽力の養成と云ふことは實際問題であり、經驗であり、錬磨であります。嘗、私は軍隊に在りし時、某事件に依り初年兵の身を以て出兵に加り、滿州の深野に於て蕃人討伐ありし夜、數人の死骸の側にて單哨勤務に服した時は、全く恐怖に攫まれ殆んど喪心せんばかりでありましたが、此に於て私は大いに決する處ありました。身は「帝國の軍人である臆病ではいけない」此の二つであります。以來數十日、或は野に或は川に服務しましたが更に臆することなく、寧ろ愉快に却て危險地に望んで勤務する事を得ました。此の恐ろしさの經驗が私の膽力養成の第一階梯であり、亦男となり軍人となり得たのであります。禪宗などでも動中の工夫は靜中の工夫に勝る幾千萬倍、と申しまして、閑裏に工夫した膽力はイザといふ時には案外役に立たぬものであります。御承知の通り心理學者は人間の人格は智、情、意、の三つで構成されて居ると申します。例へば衣類を見て何品かと判斷するは智であり、模樣が美しいとか氣に入らぬとか判斷するは情、持つて歸るか歸らぬかと決斷するは意の方面の作用だ、膽力の養成と云ふことはこの情意の方面の陶冶、錬磨、經驗、に屬するものであります。世の中に何より恐ろしいものは人間がどうして膽力の養成をするかに就ては次號に於て述べさして戴きます。

◇行刑の前途

悲觀生

私は今日計らずも某刑務所の某看守と數時間談笑するの機會を得た。談偶々收容者の處遇に及んで某は次の樣に話した。

「昨夜泊りで舍房勤務中、奴等は相撲を取つてゐた。癪に障つたので今朝戒護に引張り出して竹刀で四つ五つ擲りつけたところ、野郎は手を合せて勘辨して下さいと泣き出したので止めたが、實に痛快であつた。」

私はこれ以上玆に私達の談話の内容を擧げる勇氣はない。某の話は常にかうした暴力的實際處遇（?）を以つて誇らしげに語るに終始したことであつたから。私は實に不愉快であつた。一分も居たまらぬ不愉快であつた。然も某の取扱つてゐる收容者は精神變調者のみであることに於て殊更にその行爲を憎ねばならぬ。あれ丈に高調されてゐる目的刑主義が、漸次行刑の實際を支配しようとする今日に於て、これはまた何といふ矛盾であらう。

「何か事故があると所長はいつも收容者のかたを持つ。やり切れないから吾々は時にはその鬱憤をかうして晴らさねばならぬ」

何んといふ情ない、悲しい理由であらう。かうした人々に戒護される收容者こそ、いゝ迷惑であり、引き合ひに出される所長こそお氣の毒の至りと言ふべきである。

私はつく〳〵考へたことであつた。どうしたならこの樣な人に今日の行刑思潮を理解せしめることが出來るであらうかと。聞けば某は三十年前に看守を拜命したものであるとか。恐らく某の今抱く行刑なるものはその時代のものであらう。

成る程その當時はそれで良かつたのかも知れないが、惜しいことに彼はその後に於て刑政の一頁も繰ることを惜しみ、行刑思潮の趨くところを察知するに吝であつた爲めにその年齡の如く古く取り殘されたものであらう。全國數千の同僚の中に今尙ほかうした舊來の弊習を固持するを以て、これ唯自己の天職なりと思ふ人達はないか。思ひ一度玆に至る時、私は行刑の前途に對して暗い影を認めなくてはならぬ。一体行刑は何處から改善に着手すべきものであるか。先づ收容者に對して爲すべきか、或は職員に對すべきものか、その將來たるや實に多難といふべきであらう。

私はこの一文を讀者棚に投ずることを逡巡からず躊躇したものである。けれど私は、私達の現在の使命を顧る時どうしてもお互の自覺を促さなくてはならぬ。その爲めには多數の同僚に呼びかけなくてはならぬ。さうしてお互の自覺により私達の使命として最も合理的に遂行すべく努力しなくてはならぬものであることを考へて、これをポストに投ずるのである。

四、八、三一、

◇路傍にて

北支　まさじ生

人が大勢たかつてゐる。何事かと思つて人垣の間からのぞいて見ると、一人の支那人が何かしやべりながら手品のやうなことをやつてゐる。面白さうだから私もたちどまつて觀ることにした。

ひとしきり手品をやつてしまつた支那人は「こんどは蛇を鼻から入れて口へ出します」

と言ひ乍ら赤い袋の中から、一匹の小蛇を出してきた。

彼はのろ〳〵と手首にまとひつく蛇を片手に持ち乍ら

「これなかなか氣味わるい、錢、さきくれる、よろしい」

とあいた片手で指をまるめてしきりに要求してをつたが、誰も一錢のお金もやらうとしない。

「そんなら、さき、蛇を鼻からいれます。錢（ぜに）、あとからくれる、よろしい」

支那人は小さな眞鍮の金だらひを持ち出して、觀衆の前へ置いた。その中へお金を投げてくれろとの意味らしい。

やがて彼は傍らのバスケットの中から一つの瓶をとり出して、小蛇の口を開き、その瓶の中の液体を飲ました。そして彼は滑稽な顏つきをして

「なかなか、氣味わるい」

とつぶやき乍ら、小蛇の頭を鼻腔へと押しこんでゆき、とうとう口腔から、その小蛇を引き出してきた。觀衆は氣味わるがつて聲をたて、逃げたした。

「一錢（ぜに）、錢（ぜに）、錢（ぜに）……」

支那人は顏を眞赤にして、指をまるめつつ叫んでゐる。

私は正直な彼が可哀想になつて、一度は手を懐にさしこんだが、情ないことには、その日は一錢のお金も持ちあはしてをらぬのに氣がついて、しかたなく、私も逃げだした。顏を眞赤にして苦しさうな彼の表情を氣にしながら――。

◇糧食賞遇私見

山口　姫山夕暮

收容者の規律違反に對して懲罰を科すると共に、改悛の狀明かなる者に對しては賞遇を行ふ規定あり。之れ即ち其の自由剝奪を寬恕し漸次自由生活に接近せしむる目的にして、其適用如何は行刑成績に影響する處大なり。然して其の施行方法は監獄法施行規則第百五十四條に擧示せられたり。即ち

一、第百二十三條に定められたる接見の度數及第百二十九條に定められたる信書發受、度數を一回宛增加すること

二、襯衣の自辨を許すこと

三、作業の變更を許すこと

四、第百七十一條に依る作業賞與金計算高を賞表一個每に十分の二增加すること

五、特別の糧食及飲料水を給與すること

吾人は前第一項より第四項に至る方法は適切なる賞遇方法にして、其の効果に於てもまた見る可きものあれ共第五項、即ち特別の飲料水及糧食を給與することは行刑上一考察を要することゝ思料し、私見を右第五項に就て述ぶ可し。

行刑の目的の一端が累犯防止にある以上は　少く共、在監中に於ける彼等の敎化が一時的の物にあらず、永久的ならざる可からざることは今更に論をまたざる所なり。之が爲には彼等を敎化善導する上に於て其の品性を高潔に導かざる可ちず。

然るに彼等在監者を賞遇するに糧食を

以てせんか、普通給與せらるゝ糧食は彼等をして決して滿足せしむる可き程度のものにあらざるに關はらず、同一の舍房又は工場に於て之が差別を行ふに於ては、之を給與せられざる一部分の者をして羨望の心さへ起さしめ、改悛の狀ある者に對して行ふ賞遇が反つて、賞遇を得んが爲の一時的改悛となり、之が賞遇は或は累犯再起の遠因ともなる可し、勿論普通給與せらる可き糧食が營養上特に缺陷あるにあらざれば此の糧食賞遇を廢し前一、二、三、四、の範圍を緩和し又は戒護上差支なき社會の時事讀物（雜誌『人』の如き）を供し、無學のものには特別に敎育を行ひ、社會の狀態等を聞かしめ、又は運動時間を延長し、機械体操等ある程度までは許す等、適當なる賞遇方法をなすことは實に意義あることゝ謂ふ可し。

要するに糧食賞遇を廢し他に適切なる賞遇方法を選びて、受刑者をして多少なりとも高潔なる敎養をなさしむ可き一助となさんことを痛感し私見の一端を述べ諸賢の高評を乞ふ次第なり。

◇殖民地刑務官と語學

臺中　南金山生

余玆に殖民地の一刑務官として語學の必要なる所以を臆面なく草する次第なり。

抑々刑務官の使命たるや、今更余が愚見を披瀝する迄もなく屢々識者の報導し、且つ實務家として既に、諸彦の知悉し居る事なり、而して行刑法規の運用適否は行刑の効果獲得上重大なる影響を齎すものなり、良藥も匙加減とやらにて其投合よろしきを得ざれば効を奏せざるのみならず、却て身體の健全を損ふ事は事實の證明し得る所なり、故に刑務官吏は常に刑務に關する法規類に通曉し以て之が運用の過誤なきを期し刑罰觀念の世相に順應して處遇の變移適實を期せねばならぬ、而して殖民地刑務所に職を奉ずる刑務官に於ては之が實行當否は一つに語學の力に俟たざるべからず。

殖民地刑務官の執務上語學の必要なるは此處に再記を要せざるも何事も言ふに易く實行に難きは世人の一般の共通性なりと信ず、殊に殖民地たる新領土は民情風俗言語を異にし文化の程度稍々低き罪囚の感化上內地刑務官に比し一倍の困難を感ずると共に殊更他の學科と異り肝要にして、之が修得には如何に才能學識ある者と雖一朝一夕にして習得し得難きは言を俟たざる所なり。

執務上先立つものは語學にして受刑者をして改過遷善に導き刑務官たるの使命を果さんとするには克く其言語に精通し而して、其情僞を洞悉するに非ざれば焉んぞ能く犯罪者をして國家の恩威を体

し、率ゐて善導する事を得んや、語學に不通の結果は應々にして誤解を招き、改過は變じて反感、自暴自棄に陷らしむるの弊害なしとせず。余體驗せる一失敗あり、或受刑者間に於ける感情の軋轢より双方將に腕力に訴へんとしたるに付、余其眞想を取調べたる際言語に不通の結果双方の辯解をして抗辯なりと誤認し、威嚇方法を採りたるに、却て受刑者をして反感を抱かしめたる一例あり、之一つに語學に不通の結果が齎らせる所謂罪惡なり、犯罪者に對し且つ社會に對して改過遷善を標榜する刑務官吏として第一線に立ち戒護勤務に服する吾等は熟考せざるを得ざらんや、然し刑務官の職務上に於ては時に雄辯の却て害あり、沈默の有効なる場合無きにしもあらずと雖、現今作業が行刑の要素として最も重要視せられつゝあると共に惡を改めて善に兒暴を變じて從順に怠惰より勤勉に、薄志弱行より堅忍不拔、質實剛健に導くに就いては須く言語を以て指導せざるべからず。

昭和三年九月十三日附訓令第六十五號を以て臺灣總督府刑務所看守及女監取締精勤證書授與規程改正せられ、同規程第二條中『事務熟達の』下に『臺灣總督府警察及刑務所職員語學試驗規程に依る合格證書を有する者』を加へられ、及同訓令第六十六號に依り大正十年訓令第百十九號に關する看守部長設置命免規程中第四條第二號に『臺灣總督府刑務所看守及女監取締精勤證書授與規程に依る、精勤證書を有する者』と改正せられたり。

精勤證書授與規程及試驗規程中に語學の二字を挿入せられたる所以も如何に當局が語學を重視、奬勵し居るかの一端を察すると共に受刑者をして克く薫陶し、完全に職務を遂行し、行刑の成績を擧げんとせば一つに語學の力に有るを思ひ、之が研究に努むるの必要を希望して止まざる次第なり

（完）

◇受刑者の護送に就て

青森　雲助生

私は初めて甲看守長殿と共に受刑者三名引取りの爲め、或る刑務所へ出張を命ぜられた。八甲田颪の未だうら寒い春先き故、彼等の衣類は三名分で約七キログラム位もあつた。それに拳銃もあるので中々の荷物で半分位も看守長殿にやりたかつたが、まさかさうもならんし、自分一人で七キロの荷物を持つて、二十何町もある停車場に急いだ、途中ですつかり汗を流して閉口しました。

漸く或る汽車の人になり、暫くして目的地に著いたが、刑務所まで約一里もあるさうだ。タクシーも頼みたくないし、前述の荷物を持ちながらぼつ〳〵歩んで行つた時は、荷物が重くて實に痛切に感じた。

早速三名の受刑者を引取り、再びステーションに來たれば、あの淺葱色の着物、あの手に掛けた手錠、あの頭に冠つた編笠、あの附添ひ役人の拳銃を見やうではないかと言ひながら、忽ちの群集、私はその時無闇に群集を叱咤もならないし、ひたすら汽車の來るのを待つて居りました。群集中には隨分慘酷なことをするものだ、まるで猛獸でも送る樣なことをするものだと、口々に罵詈するのであつた。

之を聞いて、輓近受刑者の待遇改善は社會の最も注目の的となつて來たからだと、私はむしろ群集の罵詈に贊成したかつた。

抑受刑者の護送に就ては、彼等の慙愧心より考へても、時代の進歩から見ても、且つ吾人の護送途中の荷物の手數を省く上から考慮しても、改良してほしいと思ふ。所謂刑事被告人を護送する如く、彼等に自衣を着用せしめ手錠も使用せず（特殊の者は別として）捕繩して護送する樣になつたならば、所謂明るい行刑の道程に外ならぬと思ふのである。

◇質疑應答

發松作第四〇號

昭和四年七月二十日　松山刑務所長

司法省行刑局長殿

伊豫絣優良品織製者ニ對シ奬勵金給付ノ件照會

當所受負作業中伊豫絣織製品ニ對シテハ契約賃金以外ニ伊豫織物同業組合ニ於テ優良品一反ニ付三錢特別優良品一反ニ付五錢ノ奬勵金ヲ交付スルノ規定ヲ設ケ本年四月ヨリ之ヲ實施シツヽアリ而シテ當所收容者ニ於テ織上ゲタル製品中之ニ該當ノモノ多々有之組合ヨリ右奬勵金交付方申出居候右趣意ハ製品向上ノ一助トシテ効果アルモノト認メラルヽニ付テハ之ヲ許可致度同業組合ヨリ差入ノ形式ヲ採リ本人ニ交付領置金ニ組入差支無之候哉御意見拜承致度候條何分ノ御指示相煩度

行丙第一、二七〇號

昭和四年八月八日　行刑局長

松山刑務所長殿

伊豫絣優良品織製者ニ對シ奬勵金給與ノ件

客月二十日發松第四〇號ヲ以テ照會相成候標記ノ件ニ關シテハ貴見ノ通リ御取計相成差支無之

刑政第42巻第10号
矯正図書館



映畵と子供

どれ程疲れるか

秋と共に映畵シーズンがやつて來る。映畵は子供の情操教育に、理解に、推理に、想像にいろ〳〵な點で充分効果的なものであるが、その映畵の内容の善惡は別問題としても、亦子供の體質の問題もしばらくおくとしても、考へなくてはならないことは、映畵が子供の頭をどの位つかれるかと云ふことであつて、よしどんなによい内容の映畵でも、子供の頭を疲らせてしまつては何にもならないことになる。

年齢によつて疲れ方が違ふ

この問題について内務省の谷口技師が調査した所によると、年齢によつてその疲れ方にひどい差違があるばかりでなく、一年のうちでも月によつて疲れのひどい月と少い月とのあることが分る。無論年齢の少い子供のはうが年齢の多い子供より疲れ方が多いのは分り切つた話であるが、延人員四十五人の十一歳より十五歳の子供によつて、加算をさせ、それで疲勞の度合を調べた結果によると、疲勞の度の甚だしかつた子供の平均年齢は十一年三ケ月で、疲れ方の少かつた子供の年齢は十二年と五ケ月で、その間に一年と三ケ月の違ひがあるさうである。これによつて見ると、十二歳以下の子供は今日の常設館などで、今日のやうに長い時間の映畵を見せては、よしその内容がどんなによくても好結果は得られないと云ふことが分る。

一年のうちで何月が疲れる

また一年のうちどの月が一番子供の頭を疲らせ、どの月が一番疲らせないかと云ふとこれも延人員四十五人の子供によつてやはり加算をさせて疲勞程度の試驗をした結果によりますと、八月が一番疲れたものが多くて、一番少いのは九月、十月、十一月、四月の四ケ月でそのうちでも、九月と四月が一番少かつたさうである。これを割合で云ふと八月は四月や九月の三倍も子供の頭を疲らせることになつてゐる。これによつて視ると子供に映畵を見せるのは四月と九月とがよいと云ふことになる。

見せる時間も三十分が精々

次に時間であるが、これも試驗の結果理想的に云へば二十分位であるが、せい〳〵長くても三十分位でやめなくてはならない。夜は長くなり他に娯樂のない所から、これから映畵にしたしむ機會が多くなるが、以上のやうなことを親たちは參考にして、映畵を利用すべきであらう。

米一粒の値段

無駄には出來ぬこの數字

私共は小さい時から、ごはんを粗末にしてはいけないとよく教へられて來たものですが、それはごはん——米粒ばかりでなく他の何物でも同じ事で、一枚の紙一本のマッチでも、これを米粒に換算してみますと無駄遣ひといふ事、物を粗末にする事のいけない事がよく教へられます。一体白米一升の米粒はいくらあるかといふと六万一千五十粒で、若これを一升三十二錢とすると一錢につき千九百〇八粒あります。處がこれを私共の日常用品に比較するとマッチ一本が米粒十三粒に價し、割箸一對は五百九十六粒、酒一升一圓五十錢として盃一杯二千八百六十二粒、敷島（煙草）一本が千七百十七粒、鉛一本二錢が三千八百十六粒、ツマ楊子一本が三十八粒といふやうに價してゆきます。これから考へても家庭ではたとへちり紙一枚でも無駄にしない樣にすべて生かしてつかふ事を習慣づけてゆきたいものです。緊縮時にふさはしい數字として掲げます。

食物の溫度

夏は冷めたいものが口當りがよく、冬は溫かいものが好まれますが、食物の溫度が寒冷に過ぎたり、熱過ぎたりすると胃を害しますから注意しなければいけません。

溫度の冷めた過ぎる食物は胃の神經を害し胃液の分泌を少くする爲に消化不良に陷るのです。夏氷水を飲み過ぎると食慾が進まなくなるのもこれがためです。また、あまり熱過ぎる食物は齒をいためるばかりでなく胃潰瘍の誘因となることがあり、一般に體溫即ち三十六七度位の溫度が最も適してゐるのであります。

これは三度々々の食事にも大切なことであつて、味噌汁や食後のお茶などをフウ〳〵いひながら飲んでゐるのをよく見かけますが、健康上惡いことはいふまでもありません。

藥効のある秋草

すゝきは感冒に菊は胃腸に

◇…朝顏　朝顏の種は下劑として用ひられます。用量は一日一匁から三匁位を煎じて呑むので、漢方醫は梅毒または度々はれ物の出來る人の毒を下すに用ひたものです。

◇…女郎花　秋の七草の一種です。これを煎じてのむと鼻血、婦人のこしけにきゝます。一日二匁乃至五匁を用ひます。

◇…白粉花　白粉花の葉をもみつぶして塗ると、かいぜん小さう等によく、またこの果實の殼を破ると白色の白粉のやうなものが出ますが、これをアセモにぬるときゝめがあるといはれてゐます。

◇…ききやう　これも秋の七草の一つです。ききやうの根はたんの妙藥で、これをかはかしてきざんだものを約三四匁せんじて一日の分量とします。

◇…菊　菊にはいろ〳〵の種類がありますが藥用としては長生殿種が一番きゝます。この葉は漫性の胃腸病によろしく、一日分一匁五分乃至五匁です。また蚊にさゝれてかゆい時に菊の葉を齒でもんで塗つけると、たちまちかゆ味が去ります。

◇…葛　葛の根を乾燥してきざみ、煎じて呑むと熱を去る効があるので、感冒その他熱のある病氣によい。一日分三匁乃至八匁。

◇…げんのしようこ　この葉や莖は下痢どめとして有効であることは誰でも知つてゐますが、ちやうど今頃根を掘つて貯へておくのです。

◇…紫苑　紫苑「おにのしこ草」「しおに」「のし」「十五夜花」などともいはれてゐますが、その根を煎じて呑むと氣管支カタル、肺病等、すべてせきの出る病氣にきゝます。せきを鎭める特效があるのであつて、一日分は一匁から五匁位までを用ひます。

◇…すゝきの根は感冒の藥となり、またでき物にもよろしいので、やはり煎じて呑むのですが、一日分は二匁から五匁位です。

◇…のうせんかつら　これは有毒植物の一ですが、この花を煎じたものは通經藥としてよろしいさうです。一日分二三匁。

◇…鷄頭　鷄頭の花及び實は下痢によく、また、ち持ちの人にききます。やはり煎藥です。

以上度々煎じて呑むといふことを申上げましたが、煎藥は普通水一合二勺から一合五勺位を、とろ火にかけて約半分に煎じつめ、布でこして一日に二回か三回に呑むのです。

寫眞の汚れを除く法

寫眞や油繪などの汚れを取るには、まづ表面のほこりをよく拂つてから、二日ばかりたつた食パンをいゝ加減の大きさに切り、その柔かい部分で、靜かに面を撫でおろします。撫でおろす時は必ず一方からのみ始めて、縱横に手を動かしてはなりません。數回繰返して一部分づゝ綺麗にしてから他の部分に移るやうにいたします。

一度擦つてよごれたパンはその都度新しいのと取替へねばなりません。この方法は書籍の表紙などに用ひても面白いでせう。別法としてヌカを熱くしてこすつてもよいし、ウドン粉か麥粉に小量の水をまぜてかたまらせ、これを面に指先で塗付けながらこすつて行き、最後に柔かいきれできれいにふきとつてしまひます。また單に溫湯にアンモニアを少し加へ、これを柔いきれにつけて輕くこすり後をかはいた布で押さへてほしてもよろしい。

日本桐と支那桐は色と光で分かる

箪笥や下駄の材料の桐材はその目筋が裏にまで眞直に通つてゐる柾目の、裏の目筋と並行しないで、裏面は半月形の線が現はれてゐる板目との二種類です。

◇

いづれにしても材質が硬いのがよいとされ、また柾目は板目よりは値段が高いことはいふ迄もありません。

◇

近年夥しく輸入され、廣く使用されてゐる支那桐との見分け方は、支那桐は色が白つぽく、少し黃ばんで光澤がありません。

◇

また光線に向けると目筋が見えますが、これを反對に光線を避けて見ますと、日本桐よりは目筋がボンヤリと見えなくなり、又日本桐よりは油氣が少いから、使用するに從つて次第に光澤を失つて、且つ目離れといつて目筋の處から割れ易いといふ缺點があります。



秋の漫談　目と口

なるんご生

◇菊

櫻三月、菖蒲は五月
菊は九月の土用に咲く

俗諺でまでちやんと定まりきつた事も、咲いた時はキツト人間は驚いたやうに「今日になり菊作らうと思ひけり」と作つた人間に對して八百長を述べる。

日本には古來野生の菊があつた、野菊がそれであつて、この野菊も今は培養植物となつて居る。

婉麗幽雅なる菊は、支那から渡來したものであるそれも朝鮮經由で來て居る。「キク」の名の起源を求めると、花の形が恰も物をククツタやうな姿をして居るから、これを「ククル」と云つた、それが「キク」と轉訛したのであるといふ。

又天子樣は日本を統べ括り給ふ所から菊を皇室の御紋章にお用ひになつた。英語で菊を「クリサンチマム」といふ、これは日本から菊を移植して、これに名付けるのに「禁裏樣の紋」といつたのが轉訛したものであると。しかしこれは說明童話に過ぎぬもので、チトお目出たすぎる。希臘語の「クリソス」黃金と「アンセモン」——花とをくつつけて、リンネといふ男が命名したといふ說が本當である。命名は千七百五十三年であつた。

支那に菊が見出されたのは至極古い昔のことで、百草をなめて藥を知つたといふ神農が、藥用に發見したに始まる。後西曆紀元前三百年、この支那に屈厚といふ學者が出て、この花を聖人君子に譬へた。その後、陶淵明といふ詩人が「菊を東籬の下に採る」などと專ら風流一方のものに引入れてしもうた。これが西曆四百二十年である。

前にもいうた通り西洋の菊は日本から行つて居る、「西曆千六〇八十九年にプレーエン氏が日本の菊六種を和蘭に將來す」といふが發端で、降つて千七百十二年にはドイツ人のケンフエルノ氏が日本の菊九種に就て解說を發表した、以來培養に努め新種も生れて居る。

日本が支那から菊を輸入したのは、いつの時代か、「本朝通紀」に仁德天皇の七十三年に、百濟から青、黃、赤、白、黑の菊種を貢ぐとある記錄が、一番古いから、まづこの時代ときめる外はない。

この貢物として輸入されたといふことが面白いではないか。さうしてこの菊が我國での風流の始めは、天武天皇の十四年九月、岡本宮で菊花の宴を催されて居る。又桓武天皇の延曆十六年十月に菊の御製がある。

このころの時雨の雨に菊の花

散りぞしぬべきあたらその香を

等々以後數多を算し得る。

近時の菊花展覽會の魁をなすのは菊合せの催しであらう、これは千年の昔からである、即ち寛平三年十月がその最初である。菊合せの方法は流石に風流であつた、左右に各十種を並べ、その夫々に歌を詠んで、花の美と共に歌の巧拙を競爭した。これも德川時代となると墮落して今日の品評會と同じであつた。

◇紅葉

高雄、龍田の紅葉は古來有名である、けれども紅葉の美は二三ヶ所に限られたものでなく、日本のやうな天然の風景に惠まれた土地はこの美を觀賞するに敢て名所を必要とせない。

紅葉する樹木は、楓、櫨、柞、白膠木、蔦、檀、柏、櫧、柿、梅、櫻、柾等多い。

山とか溪とかを一つの風景として紅葉を觀賞するには紅葉する樹の交錯するほど美は勝るのであるが、樹一本を觀ると

なると、楓、蔦であらう。楓、蔦に就てもその種類は數ある。

和歌の三十六歌仙に因んで、伊藤伊兵衛が「もみぢ」の三十六歌選を編み、その名と共に歌を添へてある、その名丈けを擧げると、

小倉山、高尾、八染、笠取山、赤地錦、手向山、名月、七五三の内、ときわ、切錦、青葉、かぎり、紅の波、紋錦、佐保山、神の内、鹿紅葉、業平、かよひ、朝鮮、奥州獨採、しから み、時雨山、九重、武藏野、嵐山、立田、わび人、待風、白波、深山楓、通天、飛鳥川、村雲、唐錦、裏紅。

これはもみぢといつても楓の種類を分けたものであつて、栽植家の一種の符號にとゞまる。

「もみぢ」を床に生けるに當つて、その水揚げ法として砂糖水を塗ることをする。枯凋してゆく紅葉の壽命を今少し保たせるカンフル注射である。人間と違つてこれは又あまく見られたものである。

諸曲に「紅葉狩」がある。一種豪快な趣があつてこれを風景にとると妙義山の紅葉を聯想させる。

峰は散り麓のいろは濃かるれど
まだ庭もせにうすきもみぢ葉

下もみぢかつちる山の夕しぐれ
ぬれてやひとり鹿のなくらん

しぐれ行くかたのの原の紅葉狩
たのむ蔭なくふくあらしかな

◇果實と魚

庭に、背戸に、黄紅色の珠をつらねて秋の情景を作る柿の二三本。柿は日本の特有物といつてよい。

東西分け目の合戰、關ヶ原の役が今や始らうとするとき、土地の者から柿を贈られた家康公、大垣（大柿）が手に入つたともぢつて士氣を鼓舞したといふ話がある。

柿は緣喜のよいものとされて居る、正月の三寶に飾られる、南画の「百事如意」と題した画の中に柿の實が描かれてある柿の澁は單仁である、單仁は蛋白質を不溶解にするので胃腸の消化力をにぶらせる、しかしこの澁が下痢止めの醫効を奏する。

秋の果物の中に栗がある、毛色の變つたものの一つである。

外よりは手のつけられぬ要害も
内よりわるゝ栗のいがかな

我國では柿栗梨は同列の果物で扱つて居るが、西洋では柿梨などはフルート。栗、胡桃の類はナットといつて區別して居た。

梨柿は八十パーセント以上の水分を有し、栗胡桃は五六パーセント以下の水分に過ぎぬ。又柿、梨は糖分が多くて甘く、酸がある。栗は糖分が少なく酸は殆んどない、栗の主成分は澱粉である。これ丈相違があるから科學の國の人間は區別をつける。

人間の口に這入るものに、秋は魚が豊富にある。

都市の魚市場に山をなす「さんま」は一目みただけで食ふ氣をなくする。

今一つ「さば」がどつさり獲れる。脂のりきつた肥え太つたものが。

「さんま」は網でとり、「さば」は釣でとる。（了）

偶感

裁判官が行刑及び保護にまで心をかけ、自分が裁いた者の終結まで責任を感じ。

刑務官が收容者の家族のことまで心配し、收容者の釋放後の處遇まで責任をもち。

保護事業者が被保護者の目鼻のつくまで責任を以て配慮する。といふやうに行けば大變結構のことであります。

ところが、被告人には自分の不法行爲を反省して、潔く刑に服してせめても贖罪しようとの心がなく、緣日で盆栽を買ふやうに一錢でも値ぎりたい氣もちで、刑が高いの安いのと、てんで自省反照の態度のない者がある。

收容受刑者は行刑を通ぶしてひく天籟の聲を聞かうとはしないで作業に衰することを忘れ、歸住地が無くても保護を厭ひ、釋放後の方針は夢の如く空想獨斷は雲の如く、そして自信がある、抱負があるとて、危險かしい獨立自營で濟ましこんでゐる者がある。

賞與金の多少を算勘する。妻の貞操を憂慮するが、親の老しかけの保護志願者はあるが、それは一種の渡り者である。保護會といひながら仕事にも就けてくれぬ、保證もしてくれぬ、資本も出してくれぬ、羊頭狗肉の營業者だと、果ては新聞社に惡口してゆく者もある。

賞與金は費ひ果した。仕事にはありつけぬ。歸國することもできぬとて押

さても世の中は能所平角、ちぐはぐになることの多いものだ。その間に手間や苦勞がどれほど無駄になることであらう。（富生）

矯正図書館

刑務官の待遇改善

藤井音次郎氏談

私は定めた家憲によつて會社事業に關係をしません。投機もやりません。政黨に關係することも嫌ひであります。ただ社會事業には一身を賭してつくしたいと考へ、今迄警察官の後援や刑務官吏の方のためにお世話をやつてまゐましたが、私が刑務官の方々の爲に心をつくしたい。力をつくさねばならぬと考へましたのは、いつか刑務所を參觀し、種々とお話しを承り親しくその勤務の有樣をみてからのことであります。



實際社會をさはがした犯人を相手に、敎化遷善のために身命をわすれて働いてゐられる看守達の方達が、余りにめぐまれてゐない立場にあります。世の中の人達は多く失業問題のみが社會問題であるが如く考へてゐるが、皮相な觀察であります。正しい閑却された社會問題は、眞面目に職責を果して居るものが社會的に認識厚遇されないことであります。

いかに刑務所の施設が完備しても、刑務官吏の方々の優遇を忘れるのは、佛を造つて魂入れずの諺の如きものであると考へるのであります。それに司法部内の方々は實に謹直で、全ての方が人格者であります。これが私をひどく司法關係の方々に心を惹くことゝなり、親しく御交際を願ふことゝなりました。

それで、さきには、警察官のための後援會にも力をつくしましたが、それ以上に惠まれない刑務官のために、更に力をつくさうと、京都福堂會の設立に及ばずながらはたらきました。が昨秋、御大典に際し、破格の勳六等の恩賞にあづかり、これも司法部内からの奏請と承り、全く感泣、今後は一生の事業として、刑務官のために、力をつくしたいと心に誓つたのであります。

そこで、刑務官のために、全國的な救濟をおこすべくそれには、刑務協會の内容を充實する計畫を樹て、前司法大臣原嘉道閣下に建議したところ贊成を得、今度の渡邊法相閣下も之を引繼がれ、同法相も心から贊同されたので、實行にうつつり、聽てその事業の遂行のため全國に行脚もしたいと思つてゐます。

世間では、巡査に對しては相當考慮を拂ふ樣になり、町や區でも表彰法を講じたり、慰安法が種々催されたりしてゐますが、それ以上に劇務であり、又重要な役目をはたしてゐられる刑務官は、全く見忘れられてゐる感があります。これは非常に遺憾至極のことで、大いに啓蒙する必要があります。

——文責在記者——

昭和四年五月末大藏省主計簿ニ依リ調査シタル國庫歲入歲出統計及比較抄錄左ノ如シ

歲入

經常部		
官業及官有財産收入		
刑務所收入		
昭和四年度	(四年五月末)	二三四、四七一
昭和三年度	(三年五月末)	三四九、五〇四
此較增減	(△印ハ減)	△一一五、〇三三

靜岡賤機會（續）

茶摘

里遠き深山の奥もにぎはひぬ木の芽つむべく　機月
人のつどひて

少女子がうたおもしろくきこゆるは畑の木の芽やつみそめにけむ　蘇雪

茶摘する少女の弱き手わざにも國を富まさむちから見えけり　蘇山

苗代

幸あれといのれるさまも見ゆるかなをたの苗代しめかざりして　機月

豊かなるみのりを神にいのるらむ苗代小田にみしめはへつゝ　蘇雪

いさゝ川ながるゝ音の絶えたるは小田の苗代水やせきけむ　蘇雪

昨日までうつれる不二の山影もみえずなるまでしげる苗代　蟬月

五月雨に小田の苗代色そひて引くしめ繩に露のこぼるゝ　濱濤

第二十一回刑務官練習所入所試験に就て

這般の入所試験は七月十六日例に依り各刑務所に於て擧行せられ受驗者總員二百六十二名で共問題は

普通科目

未知の人に交際を求むる文

（註）普通往復文體とし――口語體とせさること

實務科目

戒具に就て

（註）少くとも左の點に付き論述すべし

一　戒具使用の目的

二　戒具使用の場合及其制限

三　戒具の種類

四　戒具規定改良の意見

答案審査の結果入所生四十二名候補者十二名と決定せられた。

將來應試者の爲め普通科目に付き氣付きたる點を掲げ參考に資せんと思ふ。普通往復文は主件、文語、禮儀の三要件を具備せざれば體裁を成立せしむること能はさるが答案中之に適應せざるものがあつた。殊に文語は思想、言語、文語の三者の關係を考へねばならぬが往復文は言語の傳令使とも申すべきものなれば敢て難澁の文字や確かな覺へなき文字を用ふる要なく可成誤字のなきことに注意を望む。誤字の實例は隨分多數あるが其幾分を擧示せば

誤	正	誤	正
末知	未知	以然	依然
捧職	奉職	同惑	當惑
遇生	愚生	意感	遺憾
主命	使命	交祖	交誼
狐獨	孤獨	綿地	錦地
警歎	辭欵	名舉	名譽
親藉	親戚	指遵	指導
感腹	感服	萬足	滿足
當低	到底	確言	確言
招介狀	紹介狀	素要	素養
覺召	思召	供鳴	共鳴
好期會	好機會	盡粹	盡瘁
扼介	厄介	封家	邦家

誤	正	誤	正
一編ニ	偏ニ	通繞	通曉
診談	珍談	氣億	翼裕
記臆	人財	結請	結構

そして常に繁劇なる職務に從事せらるる看守諸君には特に文語の研究する時間とても尠からむと推察する所から日々新聞雜誌類を看讀するときに此の點に注意されば誤字を正す位は敢て難きにあらざるべく前年某に向て斯る注意を與へた結果好成績を得たることがあつた。

外に實務科目に付最も重要なる法規の改廢に氣付かざる答案があつたとのことで即ち執務の根據を忘却したので大に注意を望む所である。

左に入所生中の二科目答案の一例を掲載すべし。

普通科目

拜啓梅雨後の暑氣漸く相加へ候處正に人をして水戀しさを感ぜしむるの候、筆硯益々御清適の段奉賀上候扨て未だ拜顏の榮を得ざる貴殿に對し突然愚書を呈し嘸かし御不審の儀とは存候も實は〇〇雜誌に於て每號特別の靈筆を振はれ天下有數の〇〇大雜誌を獨壇上の感あるが如く雄飛遊ばさるゝは常に同好者渇望の的たるは勿論小生も幼少より文學愛好の者にて〇〇雜誌等には投稿を續け居候、斯く申さば一かどの文士らしく解せらるゝも實のところ入選はまだしも佳作にも入らず選外佳作として七號或は八號活字にて當選欄の一隅に物淋しく現はるゝを頂上としその半數は沒書籠とやらへ暗から暗へ葬らるゝ事屢々といふ成績に有之右雜誌に於て潮風或は精也等は小生の匿名に御座候につき最近の同雜誌御覽賜り度く申すもお恥しき事のみに候それに引かへ貴殿は隨筆、小品、詩歌、川柳、俳句等八方美人式にその才筆を縱橫に振はれ殊に川柳に於ては最も感佩の至りにて小生この書を差上る動機も〇〇誌七月號一等入選作品「〇〇〇……」に全く共鳴したるものにてその考察の銳敏、手法の艷麗、表現の妙、先づ以て當代唯一と稱するも過言に無之候

右樣の次第にて御高名は腦裡に泌みこみ是非拜顏致し種々御高說を承り御指導を仰ぎたき念勃々たるも何分遠隔の事とて意に任せず且つ又申遲れて恐縮に候得共小生目下徵祿を以て官に仕へ五躰の羈絆を自由に脫するを得ざる身の上に候間せめても御交なりといたゞきて文學上の事は勿論、何かと御指導御批判を仰ぎたく斯くは失禮とは存じ乍らも御高名に憧れて御願申上ぐるものに候間御差支なくば是非將來御交誼に預り度伏して御願申上候

尙末筆乍ら貴地方よりは每年秋季、當市黃花園の菊人形觀覽の團体あるとの事はかね〳〵黃花園關係の知人より承り居候

若し万一幸ひにして右様の御催しに御加入の際又は單獨、何れとも當市へ御越しの節は前以て御通報賜らば萬障如何様とも繰合せ驛まで御迎ひに上り御案内可申上候
右唐突の御願にて甚だ御迷惑の儀とは存候も何分事情御推察の上御返り言賜り度鶴首して待居り申候　拜具

實務科目

戒具とは刑務所に於て收容者の統御に資する目的を以て使用せらるゝ自由剝奪の用具なりと謂ふを得べし、故にその客体は收容者にして、收容者の身体の自由を奪ふ時に於てのみ合法的に戒具なりと謂ふを得べく、その使用は法が認めたる範圍内たる事を要するは勿論なるも、收容者の戒護上是を認められたるは、斯の如き器物の力を借るに非されば統御し難き場合を豫想せる故にして、人力を以て（暴力の意味にあらずして物的に對する意志力の意）能ふ限りの措置を盡したる後猶御し難きに於て初めて戒具の力を借るべく、當初より一の制壓、一の懲戒の意味を以て取扱ふべき性質のものにあらず。

戒具使用の目的

戒具は收容者の統御に資するの目的を以て制定せられたるは既に述べたる所なり、玆に統御に資するとは刑務所内の安寧秩序を維持し、適當なる規律の行はるゝ反面、法が命じ或は禁止したる日常の刑務が完全に遂行せらるゝ上に何等の支障をも來さずと確證を與ふるの意なり、故に之等の禁止命令に背馳し若くは規則を犯し、收容の目的に違反するの事ある場合は法は之を善處すべきを命じたるを以て相當の靜止策（積極消極）を講ずべく、即ち統御するものなり、戒具は即ちこの目的を添ふべく制定されたものにして、前述の如くその使用は既に戒具の力を以てするに非ざれば他に人爲の如何とも爲し難きに於て初めて使用せらるべきにして、假りにも或る行爲（作爲、不作爲）の代償として科せらる可きものに非ず假へば怠惰なりしが故に、命令に從はざりしが故に、暴言を吐きたるが故に、之を以て以後を戒しむるに非ずして、今現に喧噪にして制止するも肯ぜず、他の收容者に對し面白からざる結果を見るの虞あるが故に使用さるゝに於て始めて法が認めたる目的に副ふと謂ふを得べし

戒具使用の場合

一般に戒具使用の概念は前項に略說したるも（種類別使用の場合は暫く措き）概括的戒具使用の場合は、目的の爲已むを得ざるに至りて始めて是が適當なる使用を見るに至るべく、徒に職責上なりとして犯則取調の用に供するが如き或は過去に至りたる事項に對して尙戒具を使用するが如きは濫用と謂ふを得べく、且つその適當なる場合の使用と雖も徒に長きに亙りて身体に過大の痛苦を與へて累を他日に及ぼすが如き、或は酷に失して統御の目的を超へて累をその生命に及ぼすが如きは、合法的なる使用と謂ふを得ずして過般行刑局長の達

示されたる戒具使用に關する注意事項にも反し戒具制定の趣旨に反するの大なるものと謂ふを得べし。

種類別使用の場合竝使用上の制限の如きは、種類を明かにしたる後に於て述ぶるを至當と思はるゝに依り本項に略す。

戒具の種類及使用上の制限

イ、戒具の種類は左の如し

一、鎭靜衣

制式は圖示されたるを見たる事あるも未だ實物を見ざるを以てその人体に及ぼす痛苦、後日に如何なる影響あるや等不明にして改正の當否（意見の謂）に及ぶを得ざるも、窄衣に比し人体、生命等を攻撃する程度の軟化されたるものと信ず。

二、防聲具

三、聯鎖

四、手錠

五、捕繩

種類を述ぶるに當りその制式の一般を述ぶるの要あるを以て附記す

防聲は木、革、尾錠たる金屬より成り、革に裝したる木（護の加工あるもの）を腔中に入れて發聲の自由を奪取する如く作られたるものにして聯鎖は金屬を以て造られたる鎖なりその兩端に施錠する如く加工して二人連する如く制定せられ

單獨行動の自由を奪ふものなり、手錠に護姿用の金屬製手錠と革手錠とあり、金屬製は手の自由を奪ひ、二人に用うる時は單獨行動の自由を、奪ふ如く造られ、革手錠は劇革に手を結束する如く作りて双手の自由を奪ふ、捕繩は麻を以て造られたる繩にして大小二種あり各々縛る效能を有し、小は常に携帶する如く作らる。

ロ、使用上の制限

一、鎭靜衣、暴行、自殺の虞ある收容受刑者にのみ使用することを得るものにしてその使用時間は十二時間を起ゆることを得ず

二、防聲具、騷擾を爲す收容者大聲を發して制止に從はざる一般收容者に使用することを得るも六時間以上繼續して使用することを得ず

三、聯鎖、逃走の虞ある者にして房外作業、構外作業に從事する收容受刑者に對して使用することを得尙ほ期間に對する制限なきも必要ある場合に限りて使用するものと解す

四、手錠、自殺の虞逃走の虞ある者（一般收容者）に對して之を使用することを得、尙ほ革手錠を除きては護姿の場合に之を使用し一般に暴行の虞ある者に用ふ

五、捕繩、略手錠に對すると同一に解す

以上收容受刑者とせしは單に懲役、禁錮、拘留の意味なるも

鐵靜衣又は聯鎖使用は懲役受刑者のみを指稱し一般に收容者とせるは死刑待命中のもの被告人、被疑者、勞役場留置者の如きものをも指稱

尙ほ場所に對しては特定のものを除くの外はその居房、調所內、罰室內に於て使用するを得べく、護送中のものに對して鐵靜衣の使用を禁じ、法廷に於て戒具の使用を禁じ、病者の如き健康に害を及ぼす者に付き妥當ならざる戒具の使用を禁ずるは即ち特定のものと謂ふを得べし

戒具規定改良意見

戒具の使用規定に就て萬全を期しあるものと思料さるゝも過般行刑局長の達示事項中に包含されたる使用の場合を誤らざること及使用程度の過重ならざる樣の注意はもと人体に或は生命に及ぼす打撃影響なるを以て法令として具体的に規定するの要あるは既に自明の事なり。

尙ほ近來の如く詭激思想懷持者の增加日に多きを見るに至りては統御上遺憾なきに非ざるを以て確定的に成文中に一部の反撃（或は解釋上の開き）を生ぜざる樣規定し自由裁量に依り法の精神に戻らざる樣本末相違の感を抱かしめざる樣實行するの要ありと思料す。

健康に對する擁護として鐵靜衣の使用の場合には保健技師（醫務主任）の診斷を要する旨の規定を設けられんことを「附記」刑務官の携帶する銃劍の如きは特に戒具と別記しあるを以て除外されたるものと解せり。

練習生諸君に申す

刑務官練習所が例年の如く始まつた。選ばれたる俊秀が意氣さかんに入所せられた。六ヶ月の學習は、將來諸君を行刑界の中堅たらしむべき素地を與へることであらう。

學習は滋養食料である。滋養食料は健康體の人ほど營養價を發揮するやうに、品性高潔な人ほど學習の効力は增大するのである。

世のすべての業務は人を本位とせぬものはないが、わけても行刑はほんとに人を製造する作業だから、器械を扱ふ智識や法制を暗んずる學問だけでは役に立たぬことはもちろんである。

控訴院部長の某判事からわたくしへの私信の中に「行刑事業は何というても人が根本です。人を中心とし、人格を中心として初めて作用が行はれます。外國の制度を正直に移植し、法律規則の勵行を努めさせ、劃一整然たる組織秩序を保たせればいゝように行刑當局や保護の監督者が考へてゐられる樣なのが私には不滿です」といつてゐられるが行刑は人格の火で對手を人に鑄造するもので、其方法を有効適確たらしむるのに學習が役立つわけです。然れば行刑は人格的に作用するもので、職業的にはたらくべきものではないと思はれる。人格は自我の思慮でなく、深い信念によりて築かるべきものでありませう。

諸君の前途を祝福します。（富生）

見學記

多摩御陵——多摩少年院——八王子少年刑務所

去る十四日（土曜）本年度練習所最初の見學である。練習所としては毎年見學してゐるので今更こと新らしく記することもないがたゞ日記として、

多摩少年院

俗塵を離れた、高原の地にある同院は何時も氣持よく感ずる。

午前七時四十分新宿を發してより約一時間半余にして九時過ぎ同院に着いた。

太田院長よりお話があつてから院內を見せてもらつた。

少年の收容せられる寮舍が刑務所等と比較して非常に悪い。中には室と室との境壁が落ちて居るやうなのもあつてあまり粗末な建築のやうに思つた。

掃除と整頓ということは充分行き届いたものである。

最後に農園を見せてもらつて同院を辭した。

八王子少年刑務所

午前十一時頃同所を訪れた。

渡邊所長より特殊少年受刑者につきての處遇法其他の有益な話しがあつた。一同兼て依頼して置いた豫定の食事をして、所內を見學して、次のコースに移つた。

多摩御陵參拜

午後三時頃御陵を參拜した。歸途武州の名刹たる高尾山に登り藥王院有喜寺に詣で、靜かに暮れ行く初秋の夕暮を一同下山し、午後七時頃歸京した。

最後に、多摩少年院の職員方々八王子少年の職員方々に對し多大の御高配を蒙りしことを深く感謝す。

質疑應答追加

豐發第一、八八九號
昭和四年七月二十七日
豐多摩刑務所長

司法省行刑局長殿

考績調書記載方ノ件照會

過般刑務所長ノ會同ノ際ニ於ケル行刑局長指示事項中吏員ニ關スル事項ノ第三ニ「本人又ハ本人ト利益ノ享受ヲ同クスル家族」トアルハ利益ノ享受ヲ同クスル同居ノ家族ト解シ可然哉

昭和四年八月十二日
行刑局長

豐多摩刑務所長殿

考績調書記載方ノ件回答

七月二十七日豐發一、八八九號標記御照會ノ件了承御意見ノ如ク同居ノ家族ニ制限スルトキハ假令ハ同居セサル家族ニ金品ヲ仕送リスルモノ或ハ仕送リヲ受クル者等ヲ遺脫スル結果トナリ本人生活ノ全豹ヲ知ルコトヲ得ス記載事項追加ノ精神ヲ不徹底ナラシムル嫌有之候間右ハ同居ノ家族ニ制限セサル趣旨ニ解セラレ候樣致度候但シ不明ノモノヲ記載シ得サルハ已ムヲ得サル義ト存候

第廿一回刑務官練習所開所式

（自昭和四年九月十日 至昭和五年三月十日）

恒例の刑務官練習所は、九月十日午前十一時から本會大講堂で第二十一回目の式をあげた。

開會の辭　住江理事
訓示　松井練習所長
注意　住江理事
根本幹事（市ヶ谷刑務所長）

因に本年度の入所者並講師は次の如くである。

一、基礎科目

學科目	時間數	擔任講師	
行刑法（總則、收容、拘禁、戒護、領置）	三〇	司法省書記官	岡部常 市外澁谷町猿楽二
行刑法（作業、賞罰）	二〇	同	森山武市郎 芝、二本榎二ノ四（高輪四三九）
行刑法（教誨、教育、接見、信書、釋放）	二〇	同	正木亮 府下荏原郡矢口村字小林三一六
行刑法（衛生醫療給養死亡）	一六	司法省衛生官	芥川信 牛込市谷富久町二〇（四谷電話四二三）
刑事政策	二六	司法省行刑局長	松井和義 牛込市谷富久町六（四谷四一七九）
刑法總論	三〇	前九州帝大教授	木村龜二 市外代々木山谷二八六
刑法各論	六	司法省書記官	正木亮
刑事訴訟法（第一編及第二編第三章迄）	六	東京區裁判所檢事	秋山要 市外駒澤町下馬四七〇
刑事訴訟法（第二編以下四章）	六	司法省書記官	森山武市郎
法學概論（私法概要）	三	司法省書記官	齊藤直一 小石川、白山御殿町一〇九（小石川五、三〇五）
法學概論（公法概要）	三	東京地方裁判所判事	垂水克己 市外戸塚町上戸塚九三七
會計法	一〇	司法省書記官	岡部常

二、補助科目

陪審法、選擧法	一六	東京控訴院檢事	岩村通世 府下井荻、下荻窪三六四
少年法、矯正院法	一六	司法省保護課長	大原昇 府下入新井、新井宿於伊勢原三益（大森一五一〇）
治安維持法、思想問題	一六	司法省書記官	池田克 市外井荻上井草一四四九
工場法、工場管理、能率增進	三	煙草專賣局製造課長	神田孝一 埼玉浦和町岸町（浦和七二六）
社會教育及成人教育	一四	帝國大學教授	春山作樹 小石川林町六二ノ一二號（小石川六、〇〇九）
低能兒教育	三	帝國大學助教授	青木誠四郎 小石川久堅町七四
犯罪心理	一〇	文學士	石井俊喘 府下調布村田園都市三一一
犯罪社會學	三	平井學院長	勝水淳行 府下上練馬村練馬一八四
倫理學概論	八	日本大學教授	佐々木英夫 埼玉川越市二番町
保護概論	一〇	大審院檢事	宮城長五郎 市外戸塚、下戸塚三四九（牛込二七三五）
釋放者保護	三	輔成會理事	香川又一郎 麹町上六番町三七（九段三、七〇四）
社會政策	二	帝國大學助教授	戸田貞三 市外巢鴨町上駒込十番地
適性檢查	一〇		吉益脩夫 府下調布村下沼部字汐見台一〇六
行刑衞生	三	司法省衛生官	芥川信

三、行刑實務

教化	六	小菅刑務所長	吉田正律
作業	六	巢鴨刑務所長	佐藤乙二
階級處遇法	六	豐多摩刑務所長	椎名通藏
被告人處遇法及職制	六	市谷刑務所長	根本仙三郎

四、教養訓練

修養	三	東洋大學講師	加藤熊一郎 府下代々木山谷一〇八（四谷二六九）

訓育　刑務協會理事　府下駒澤町上馬六六〇　佳江敬義

操練　府立第一中學校教師　麻布霞町一ノ一九　水谷嘉市

劍道　市谷刑務所教師　白土留彦

柔道　同　伊藤四男

五、實習

刑務ニ就テ　行刑局事務囑託　和田岩雄

統計ニ就テ　司法省屬　泉英斌

經理一般ニ就テ　同　大原虎夫

作業契約ニ就テ　同　鍵山俊治

豫算ニ就テ　同　松岡民五郎

營繕ニ就テ　同　永原萬吉

指紋ニ就テ　同　仁科正次

作文ニ就テ　刑務協會主事　赤田眞了

救貧事業　東京市社會局囑託　草間十八雄

六、科外

國民經濟　明治大學講師　法學博士　小林丑三郎　本郷區曙町一三（小石川八〇七）

警察行政　警察講習所顧問　法學博士　松井茂　府下大井町三一四一（高輪三八六）

行刑建築　司法省技師　濱野三郎　市外澁谷町中澁谷三八一

財政講話　日本大學講師　法學博士　橋田丑吾　府下大森八景坂二二九四

未定　大審院檢事總長　小山松吉　赤坂青山高樹町〇（青山四〇七）

未定　司法省刑事局長　泉二新熊　府下澁谷町伊達三（高輪五二二五）

未定　帝國大學教授　法學博士　牧野英一　小石川大塚坂下一一〇（大塚八七）

未定　經濟學博士　太田正孝

第廿一回刑務官練習生名簿

（昭和四年度）

着席番號	官名	氏名	刑務所名	
1	看守	中克巳	小菅	23
2	看守	横山和義	同	24
3	看守	松本貞男	市谷	25
4	看守	田上義人	豐多摩	26
5	看守	西田直	同	27
6	看守部長	服部忠藏	巢鴨	28
7	看守	山上厚武	横濱	29
8	看守	何部源三郎	同	
9	看守	清水鵬太郎	千葉	30
10	看守部長	蓙島和吉	前橋（浦和支）	31
11	看守部長	山口重幸	靜岡	32
12	看守	市川鴻章	京都	33
13	看守	在木武喜	大阪（北區支）	34
14	看守	岡山正右衞門	奈良	35
15	看守	倉淵安市	德島	36
16	看守	浦口市之進	名古屋	37
17	看守部長	大矢竹三郎	同	
18	看守	戸倉一夫	同	38
19	看守	日山環	廣島	39
20	看守	岡田榮	岡山	40
21	看守	下田武夫	同	
22	看守	松尾秀雄	松江（鳥取支）	41
23	看守	高島鹿一	長崎（浦上支）	42
24	看守	高橋繁太	長崎	43
25	看守	今里末作	同	44
26	看守	中野眞一	福岡	45
27	看守	有馬奈翁嗣	同	46
28	看守	内野義隆	同（小倉支）	47
29	看守部長	牟田作一	熊本（佐賀支）	48
30	看守	田方義尙	宮崎	49
31	看守	照井明次郎	宮城	50
32	看守	小泉正一	青森	51
33	看守部長	中村力藏	同	52
34	看守部長	村田耕作	札幌（旭川支）	53
35	看守	江口堅	同（樺太支）	54
36	看守	藤田甚太郎	函館（汐見支）	55
37	看守	森川照雄	同（網走）	56
38	看守	今井登	釧路（帶廣支）	57
		小林捷造	小田原少年	58
		小田シツカ	廣島三次	
		金谷ユキ	金澤富山	
		恩田シヅ	宇都宮（栃木）	
		大内ソクエ	福岡	
		小澤シゲ	札幌大通	
		柳澤利喜平	川越少年	
		三井滿治	西大門	
		村本岩松	同	
		日減嘉見	同	
		井澁美	平壤	
		文致善	新義州	
		平賀一郎	大邱	
		先本恒輔	木浦	
		眞田常雄	光州	
		高橋鶴吉	久留米少年	
		岩橋繁	合北	
		梅太台	南	
		淺野靜一	新竹少年	
		岩國嘉	少年	

叙任辭令

高等官一等　行刑局長　松井和義
一級俸　典獄兼司法書記官　岡部常
三級俸　衛生官　芥川信
四級俸　司法書記官　正木亮
一級俸　仝　大原昇
三級俸　仝　池田克
（以上八月一日）

保健技師（秋田）十級俸　平野武一
（八月三日）

保健技師（奈良）十級俸　三好高彦
（八月十四日）

依願免官　看守長　伊藤嘉六（神戸）
（八月十五日）

司法技手兼屬四級俸　看守長兼屬　仁科正次
豐多摩勤務兼屬（行刑局）五級俸　看守長　金田榮三郎（大阪）
（八月二十日）

依願免官　保健技師　石田護兄（長崎）
（八月二十三日）

高等官六等（死亡）　典獄補　中島利吉（小田原少年）
（八月二十七日）

七級俸（八月二十七日）依願免官　教誨師　重松招雪（青森）
（八日三十一日）

保健技師（神戸）八級俸　陸軍三等軍醫正　高田小兵衞
八位
（八月二十九日）

小田原少年所長　典獄　赤城一雄（川越少年）
川越少年所長　典獄補　長谷川鐘太郎（小菅）
（九月四日）

保健技師（大阪）八級俸　坂本貞俊
教誨師（青森）十一級俸　教誨師　菅原唯定（豐多摩）
（九月九日）

叙勳辭令

叙從七位
叙勳五等授瑞寶章　保健技師　重信琢雄
典獄　向島鐵之助
從六勳六

叙勳七等授瑞寶章　看守長　中島新吉
正七勳八
（八月一日）

叙正七位　典獄補　中島利吉
從七勳六
（八月二十七日）

叙正七位　教誨師　重松招雪
從七勳七
（八月三十日）

叙從四位（九月二日）　行刑局長　松井和義

叙勳三等（九月四日）　同　同　人

叙勳七等瑞寶章　朝鮮總督府　江上直治（金泉）
教誨師
（八月一日）

陞敍高等官四等　朝鮮總督府　上野博（公州）
典獄

各　同　富田良吉（大田）

同　糞田長平（開城）

通　同　寺川鎭次郎（新義州）

陞敍高等官五等　朝鮮總督府　森德次郎（木浦）
典獄
（八月十二日）

司法省關係の國庫歳入出現計抄錄

大藏省調査に係る昭和三年度國庫歳入歳出現計が八月二十七日の官報に於て發表された。本省關係の狀況を抄錄すれば即ち左の如くである。

◇歳　入

刑務所收入

昭和三年度現計	（昭和四年七月末）	六、五〇五、八九三円五七〇
昭和三年度豫算		六、〇九五、三〇五円〇〇〇
昭和三年度豫算ニ比シ增減（△印ハ減）		四一〇、五八八円五七〇
昭和二年度現計	（昭和三年七月末）	六、五一〇、〇七二円二二〇
昭和二年度現計ニ比シ增減（△印ハ減）		△四、一七八円六五〇

次に昭和三年度現計を更に同年度實行豫算額と比較對照するときは左の如し。

刑務所收入

昭和三年度現計	（昭和四年七月末）	六、五〇五、八九三円五七〇
昭和三年度實行豫算額		六、四二五、三七三円〇〇〇
比較增減（△印ハ減）		八〇、五二〇円五七〇

刑務所は人生の終りでは無い

——「ウイリー・リバー」を觀て——

乙坂佳性



こんな事を書いてゐる間に、もう地方の常設舘ではさかんに上映されてゐる事とは思ふが、A君のすゝめによつて遲まきながらも牛込のM館で觀覽の機會を得たこの映畵「ウイリー・リバー」が、少くとも私にとつては近來に無く心よい印象を與へて呉れた感銘深い映畵の一つである、といふ事からしてその感想を、こゝにつらねて見る事も强ち無駄ではなからうと思はれる。から手前味噌をつけておいて、さて本筋へ這入つていく。

「敎誨研究」の九月號で、荒井氏が念入りにその筋を書いてゐるが、一口にいふと「惡漢の團長ジエリイが一女性アリスの熱愛と、慈しみ深い典獄の同情とによつて、あらゆる誘惑と排斥とを切りぬけて音樂家としての自己の天分に活きて更生する」といふ筋なのである。フアウスト・ナショナル社が提供したトーキーの最初の一本であるだけに、主役が名優リチヤード・バーセルメスであるし、くさ味のぬけた「刑務所もの」として極めて自然に觀衆をひきつけ「囚人」や「刑余者」に對しての理解が實に手際よく扱はれてゐる。この點、釋放者保護の宣傳映畵としてもつて來いの作品である。

□

話の順序としてどうしても一通り筋を踏んでゆかねばならない。勢ひ、荒井氏の「敎誨研究」にものした梗概から時折失敬して來る事になるんだが、勘辨して貰ひたい。

——文明の裏には犯罪がある。こゝニューヨークの暗黑街に牛耳をとつてゐるジエリイは、酒の密輸入團長として多數の部下を率ゐ、あるにまかせた豪勢な生活を送つてゐた。しかし、ジエリイはやる事に似合はない美しい魂の持主で殊にピアノは堂に入つたものだつた。靑春に充ちた女性アリスが、その住んでゐるアパートメントでいつでも心がたぎるほど悅ばされることは、ジエリイの喉からアノ輕快な流行歌を聞かされることであつた。

處が、ある日ジエリイは、相敵對してゐる一團の首魁スパドーニの爲めに、偶々團員のある一人が通りがかりに衝突して通行人を殺害したといふ事實からして密告をうけ、その翌日殺人の嫌疑者として引つ立てられる事になつた。そんな事は身に覺えのないことではあるが、元々ジエリイはスパドーニから敵視をうけてこの結果に陷るまでに不正な榮華を極めてゐた惡漢ではあり、存分に法網をくゞりぬけて來た無賴漢であつたので、探偵に踏み込まれたとき仲々尋常に縛にはつかなかつた。しかし、多勢に無勢、どうしようもなくて不機嫌に家を出る。黑ン坊の給仕が御前樣の飛んでもない姿を見て目を白黑させてゐるのに出會はして當惑の表情を浮べるジエリイ、こゝらあたりで先づリチヤード・バーセルメス

の藝が輝いてゐる。

□

遂に、ジエリイは赦はれずして十年の懲役に處せられた。相も變らず不平滿々で、粗暴なジエリイは刑務所に來ても亂暴をつゞけ、係員を困らせるのでいや應なしに典獄室に引つ張られて行く。百年の恨みでもあるやうにジエリイは典獄をにらみつける。

その時、二人の釋放者に懇々と訓戒を與へてゐた紳の如き溫容な典獄は、ドアの外に見送つた眼を靜かにジエリイに向けて、しばし沈默をつゞけた後で何を考へてか取りまく看守達を制した。戒具をはづしおまけに眼色を變へて憤つてゐるジエリイ一人を殘して全部退室するやうに命じた。不審さうに看守達は去つていく、手足の自由をゆるされたジエリイは半ば反抗の氣勢を殺がれた形ではあるが、それでも口をゆがめて不穩な態度をしめしてゐる。

「何んといふ名前だね、君は？」

「ラビー……ジエリイ、ラビーってんだ！」

典獄はこの不貞腐れたジエリイの言葉をうけてすぐにつゞけた。

「ジエリイ・ラビー？　惡漢の團長だな。暴れ者だな。しかしこゝで亂暴などすると獨房に拘禁されるんだぞ。此處は刑務所だ。刑務所が氣にくはないなら最初から這入らないやうに氣をつけるのが本當だ。大體、君等は法律に對して何か特典でもあるやうなつもりでゐるらしいが少しも法律を尊敬しないぢやないか。君等に引きかへて法律を尊んでゐる人間は世間には澤山あるんだぞ。お前は法律を破つたんだ。だから此處に入れられる事になつたんだ。いゝか。そして此處に當分ゐなければならない。」

斯う頭ごなしに强く出ておいて典獄はぐッと調子を和げ、今しがた出獄して刑務所の門を出て行つた二人の男を窓邊近く寄つて指した。

「……さあ、來なさい。あれを御覽。あの二人はお前さん同樣に惡い奴だつたんだ。つまりお前さんが自分で考へてゐるのと同じ樣に惡かつたのぢや。それでゐて今は刑期より早く出獄してゐる。悟るんぢや、いゝかな、悟るんぢや、ジエリイ！　刑務所は人生の終りではない。時として萬事を始めからやり直すところなのぢや。お前さんの氣持もよくわかる。しかし、こゝは

お前さんの心がけ次第でそんな惡い所でもないのだよ……しかし……心がけを直さないと……いや、お前さんは頭がいゝ、だからその頭を使つて考へるのぢや。」

いかなジエリイも、この眞實と熱情のこもつた典獄の訓諭には返す言葉が無くてうなだれる。——刑務所は人生の終りではない。おゝ、さうだ！　こゝに心氣の轉換が出來たジエリイは眞面目に服役する事となつた。しかし工場に出役して機械を修繕しながらも心をかすめるものはスパドーニに對する復讐の念である。日を經ると共にその度を强めてゆくことをどうする事も出來なかつた。聰明な典獄がジエリイのこの苦悶を見遁すわけはなかつた。

アリスがジエリイに面會にやつて來た時なども、この事を氣づかつて到頭會はせず仕舞ひでかへしてしまつた。

□

幾年かは過ぎた。慈愛に富んだ典獄の導きによつて、だんだんと有爲な人になり變つて來たジエリイは、音樂に精進して今日は刑務所の中央にある會堂で、囚人管絃樂團を指揮して自作の曲を演奏してゐる。一曲毎に拍手が起る。典獄は相好をくづしてニコ〳〵する。とても平和な氣分がスクリーン一ぱいに擴がる。さつきから溢れ出る喜びを抑へかねてゐた牧師は演壇に立つた。

「皆さん、只今私共はまことに美しい音樂會を開きました。作曲した者は四六〇三九號のジエリイ・ラビーだといふ事ですが、あの美しい曲を聞いてゐますうちに私は昔の偉い詩人の言葉に「我々の人生は谷間の流れのやうである」といふのがあるのを思ひ出しました。ある河は間違つたコースを取り、激流となつて社會を亂し秩序を脅かす。またある河はうねりうねつて緩りと注意深く平野を流れて橫切り、世界に平和と滿足を與へる。我々の生活も同じです。ある者は爭ひの生活を送り或る者は正しい生活を營む。しかし、如何なる流れも、遂には、海へ流れ込むのであります……。」

この意味深い訓話は、ジエリイにとつては忘れ難いものとなつた。初めは激流の如く、後に緩流となつて今日は得たジエリイはこの話が動機となつて一つの唄を思ひついた。名も「ウイリー・リバー」と

つけてさかんに練習をつむ事になつた。

□

場面は轉つてレストラントが現はれる。ジエリイの仔分やアリスがゐる。そのお隣りには仇敵のスパドーニも來合はせてゐる。騒然雑然としてゐる中にこゝの支配人が飛んで來て、只今からジエリイが監獄から音樂を放送するんだが聞くかとたづねて廻る。客は異口同音に「聽く聽く」と答へてしまふ。刑務所へ足を運んでまだジエリイに一度だつて會へないでゐるアリスは、ジエリイの音樂放送を聞いて雀躍としてよろこぶ。アナウンスが始まる——

「只今放送いたしましたのは、ラッドリング刑務所のオーケストラ演奏のオーヴアチュアでありました。引續いてこれから獨唱「ウイリイ・リバー」にうつります。獨奏者はこの唄の作曲者である囚人四六〇三九號ジエリイ・ララビーでございます。」

異常の緊張裡に、典獄に勵まされたジエリイはピアノに向ふ。初めてジエリイの唇が綻びる、高い塀も、固い鐵門も、この前には無敵である。なつかしい社會、戀しいアリス、凡ての人々に、……仇のスバドーニまでに。

水の流れと人の身は
　歌の文句に唄はれる
顔が違へば心も變る
　さかまく怒濤の流れやら
木の間流るゝ水ぢややら
　河の流れのやるせなき
行衛知らずに身もつらい
　神の心か惡魔やら
わたし悲しいさすらひ人よ
　水の流れも末は海
わたしの旅はいつまで續く

拍手のうちに放送が終る。アリスは久し振りできいたジエリイの聲に泪さへ浮べてよろこんでゐる。處がスバドーニは「なる程あの男のやりさうな事さラヂオですらふるえてやがるんだから、喧嘩にや餘り意氣地がなさすぎらあ」と散々にけなしてかゝる。之を傍で聞いた勝氣なアリスは「あの人が意氣地なしぢやないんだよ、お前さんがワナにかけたんぢやないか、……本當にイケ好かねいドブ鼠だよ」とむきになつてくつてかゝる。ひと時レストラントの空氣は妙にザワついて歡樂の胸をしめあげる。

一方、刑務所では放送の成功を喜んで典獄がジエリイの肩をたゝいてゐる。アンコオルに面くらつてゐる放送局の事務所。しきりに典獄に電話がかゝつて來る。再び勸めによつてジエリイは「谷間の流」れを獨唱する。こゝ刑務所と社會が一如の世界で、優劣の感じどころか却つて刑務所が、人生に本當のものをもち來す本舞臺となつてゐるのが、極めて自然にさうなつてゐるので見逃してはならない點である。單に好奇な心理を迎へられたといふだけではその評があたらない。

□

評判から評判、この「谷間の流れ」の曲はこの頃のジヤズのやうに民衆にくひ入つた。それと同時にジエリイの名は高まり「小唄の王」として全國に知られる事になつた。典獄のあつせんで或る興行師と契約の出來たジエリイはそれから間もなく特に出獄を許されたのであるが、事志と違ひ、ある寄席に出演したジエリイは痛く期待を裏切られて失望の底につき落されて仕舞つたのである。

舞臺に出やうとして半ば上氣した心られしい氣分を抑へかねた時に、受取つた一通の手紙は音樂のファンからでは無くて惡事のファンからであつた。機を見るに敏な惡漢からの誘ひ狀であつた。ゾットしたジエリイは恐ろしいショックをうけて眉をひそめた。出演の番が迫つて來た。觀客はさかんに拍手を送る。それにつられて舞臺にたつたジエリイは又もはしたない女共が口々に、

「御存知でせう、あの人は懲役に行つて出て來たホヤ〳〵なのよ、あつかましいわねえ、……ええ、さうよ。」

といふ囁きを聞いて失神せんばかりにおどろく。その日の出來が全く失敗に終つた事はいふまでも無い。事の意外にびつくりしてなじるマネジヤーを振り切つて飛び出したジエリイは、出口で惡い奴等にひつかゝる。

「兄貴！小唄の王！素晴らしい人氣ぢやないか、何んとかなりさうなものだ、兄貴！」

とダニのやうにくつついてせがむので、仕方なしに紙幣を握らせてその場を遁れる。典獄へあて一通の手紙が届いたのはそれから程經た頃であつた。

典獄樣！

あなたのお說は、刑務所で伺つた時には素的でした。しかし、その「友情」に充ちた溫い所といふものは未だ私は發見する事が出來ません。私は色々な事をやつて見ました。しかし、何時も早かれ遲かれ囚人扱ひにされてしまつたのです。尊敬すべき市民としての扱ひは私には全然見込がないと私は考へました。

ジェリイ・ラビー拜

□

元の古巢に戻つたジェリイは、やはり、仲間は世間の者よりも、親切であり、情を知るものと喜んだ。ブラツキイはじめ仔分の者が親分の歸來を衷心からうれしがつて、ジェリイが仇のスパドーニを復讐することについて一も二も無く手をあげた。しかし、こゝに一人、ジェリイを愛してゐるアリスは斷じてその企てに賛成しなかつた。

ジェリイがアリスの室に這入つて行く。

「妾、あんたがもつと變つてゐると思つたのよ、妾あんたがすつかり變つてゐると思つたの。」

「變つたつて、何のこつたい變つたてのは。」

「妾、何時もラヂオであんたの唄をきいたの、あんたは異つた人の樣に思つたの……それで……妾……」

アリスは戀しいジェリイに刑務所まで面會に行つたが典獄に斷られた。しかし、その斷つた典獄の心持はアリスはちやんと知つてゐる。それだからもう面會に行かないで出る日を樂しみに孤軍奮鬪をつゞけて來たのである。もつと變つてゐる筈のジェリイが——それはあの寄席での出來事は知つてゐるが——昔に變らぬ甘葉つきで丸つきり期待に反してゐるのが殘念でならないのである。

「ジェリイ、妾、あんたがあの唄をうたつてゐる時はたしかに違つてゐたと思ふわ。」

「違つてたつて?!　さう違つてた!　婆婆へ出てこんなひでえ目に合はうなんて夢にも知らなかつたんだからな……。」

「それなんのこと?」

「つまりさあ、俺が何を見たか、何を聞いたかお前は知らなからうが、俺は、出た時には元氣と希望で一ぱいだつたんだ。「小唄の王」だなんてチエッ笑はせやがる。ドブ鼠だ……生れ損ひの前科者なんだ……。」

斯ういつてジェリイは、

「結局は住みよい所に住むんだ、親分、親分つて慕つて呉れる昔の仲間のところに歸るより途がないんだ。」

と席を立つ、慌てゝアリスは前方を遮ぎる。

「いゝえ、行つてはいけないのよ、仲間のところなんか、ジェリイあんたは妾のものなの、誰のものでもない、妾のものなの。」

「いや、お前には分らない。」

「いゝえ妾には分つてゐる、すつかり分つてゐるのよ、妾は心からあんたを愛してゐる。」

「……」

極力もみ合つてる最中に、ブラッキイが飛び込んで來てスパドーニが返り討をやるといふ事を知らせる。たゞでさへ復讐の念に燃えてゐるのに火に油を注ぐやうなこの報を聞いてはたまつたものでは無い。結婚を迫つてゐるアリスをふりきつて例のレストラントにかけつける。アリスは呆然としてゐたのも一瞬時直ぐ典獄に電話をかける。典獄は、斷然、レストラントにかけつけた。物凄い射撃を浴びて典獄はジェリイをかばふ、そしてたゞの一發もジェリイにピストルをうたせなかつた。幾度か躓き、熱愛深き典獄の心にも悖るやうな行爲を敢てしようとしたジェリイは、危機一發のところで救ひあげられ、典獄の心に感激して善良な青年として復活したのである。

この映畫全篇を通じてうける感じは、さきにもいつた通り極めて自然であり、少しもいや味が無い。ともすると手前勝手に陷り易いかうした映畫にそれが無いのが何よりうれしい。刑務所の個人作業の現狀を見せたり、囚人音樂團が組織されて、會堂でその演奏會を催すあたり、殊にラヂオ放送の場面などは全く人心を引き立たせるものである。刑務所の製作品を市場に販賣して時に展覽會なども普通に催される事になつて來てゐる我國の行刑もたしかに進歩であるが、ラヂオまで行かなくても一つ社會の人々と呼吸の合ふやうな施設があつて欲しいと思ふ。

なほ、ジェリイの場合にも强く觀衆を打つのは、折角張りつめてゐる勇氣を、不用意な女共がぶち壞して仕舞ふことである。井戸端會議が近所近邊にゴタ〳〵を發生させてゐることは女性の無批判なおしやべりが因をなしてゐると同樣に、心のない發言は

いつも自他を傷つける。世に理解の無い言葉ほど罪作りなものは無い。此點、釋放者！刑餘者！前科者！いづれをもつて呼ばれるにしても神經は針のやうに鋭くなつてゐる人々である。その尖端に感受されるとこは實に刺戟が強い。刑務所で聞かなかつた聲を社會で聞いて失望する。社會がどうした態度でこの人々を迎へねばならないかといふ事は、すでにジエリイが典獄に送つた手紙や、アリスにいつてる言葉の中に充分盡きてゐる。

この映畫ではもちろん「愛」の絶對性を扱つて配するに老典獄の慈愛と一女性アリスの誠實をもつてしてゐるのであるが、私共の立場から見て「行刑の延長としての保護」の意味がこれ位明確に示されてゐるものを知らぬ。その反面、保護の不徹底といふ事がいかに大なる慘害を惹き起すものであるかといふ事を意識しないではゐられないのである。元の古巢に落ちついて「やはり俺はこゝがいゝ」とジエリイに云はせるあたり、理窟はさて措いて人間には「感情の滿足」が必要である。そこを底まで見ぬいてゐる老練な典獄は、時に應じ機に際して勇敢にくつゝいて來る。いかなる場合にも、保護は決して打ち切られる性質のものでないといふ事が、こゝではつきり證明されてゐる。

行刑は愛である。

保護はその完成である。

決して、

刑務所は人生の終りでは無い。

（終）



行刑局長通牒

◆刑務所作業成績表並同作業收支ノ作成方ニ關スル件

（昭和四年八月二日）
（行丙第一、二四八號）

標記ノ件ニ關シ京都刑務所長ヨリ別紙甲號ノ通リ問合有之乙號ノ通リ回答致置候

（別紙）

（甲號）

京作發第一二二號
昭和四年七月十七日

京都刑務所長

司法省行刑局長殿

作業事務處理方ニ關スル件

刑務所作業成績表並ニ同作業收支表作成ニ際シ素品受拂簿（消耗品共）ノ年度末殘高ヲ前記二表ニ計上スルニ當リ左記ノ三說アリ疑議相生シ候間何分ノ御回示相仰度候

記

一、甲　說

右ハ同表ノ作業用品區ノ高欄ニ出納簿ノ殘高ト同樣之ヲ合算揭上ニスルヲ正當トス

二、乙　說

右ハ殘高欄ニハ出納簿上ニ於ケル殘高ノミヲ揭上ス可キモノニシテ既ニ出納簿ノ拂出ヲ爲シタルモノニ屬スルヲ以テ拂出高ノ內生產中年度ヲ繰越シタルモノノ欄本年度末日分欄ニ合算揭上スルヲ正當トス

二、丙　說

甲乙兩說トモ正當ナラハ殘高欄ニモ本年度末日分欄ニモ該當セサルヲ以テ何レニモ揭上セサルヲ正當トス

（乙號）

司法省
行刑局　行丙號一二四八號

昭和四年八月二日

京都刑務所長殿

司法省行刑局長

刑務所作業成績表並ニ同作業收支ノ作成方ニ關スル件

客月十七日京作發第一二二號ヲ以テ問合相成候標記ノ件ニ關シテハ作業素品受拂簿ノ年度末殘高ハ各品目毎ニ總價格ヲ算出集計ノ上該表備考欄ニ揭記スルコトニ取計相成度

追テ該簿ノ整理ニ付テハ一ケ月若クハ數命令分ノ數量ヲ限度トシテ出納相成年度末ニ於テ過多ノ殘存品ナキ樣特ニ注意相成度候

◆備藥投與簿ノ運用ニ關スル件依命通牒

（昭和四年八月七日）
（行甲一、一八六號）

備藥投與簿ノ運用ハ從來收容者ノ願出ニ依リ備藥ノ投與又ハ下投與等ノ事項ヲ記載スルニ止メ醫師ノ診察ヲ要スルモノニ付テハ請診簿ニ依リ處理スル向多々有之候處斯クテハ診療ニ關スル處置及經過ヲ記載スヘキ調治簿又ハ病床日誌等トノ關係ヲ複雜ナラシムルノミナラス事務簡捷ノ趣旨ニモ副ハサル義ニ有之候ニ付來ル十月一日ヨリ備藥投與簿ノ樣式中「品種名」ヲ「投與藥名又ハ處置」トシ尙同記載例ヲ取扱例ト爲シ左記ノ通改メ請診簿ハ爾今之ヲ廢止致候條右ニ依リ御取扱相成度候

左記

取扱例

一　本簿ハ各工場又ハ房舍別ニ之ヲ設クルコト

二　診察又ハ備藥ノ投與ヲ願出テタル者アルトキハ擔當看守ハ主訴、番號、氏名ヲ本簿ニ記載シ保健助手ニ提出スルコト

三　保健助手ハ前項ノ記事ニ依リ本人ヲ視察シ備藥投與不投與又ハ醫師診察ノ要否等ヲ定メ其ノ處置ノ要旨ヲ投與藥名又ハ處置欄ニ記載スルコト

四　保健助手ハ醫師ノ診察ヲ要スル者ト認メタル者ニ付テハ其ノ調治簿ニ稱呼番號氏名年齡ヲ記入シ（既成ノモノハ之ヲ取揃ヘ）之ヲ醫師ニ提出スルコト

五　醫師診察ノ結果ハ投藥不投藥又ハ其ノ他ノ處置ニ區分シ保健助手ニ於テ醫師ノ指揮ヲ受ケ之ヲ本簿當該患者ノ備考欄ニ記載スルコト

六　本簿ハ少クトモ一週二回醫務主任ノ檢閱ヲ受クルコト

醫師ハ同一人ニシテ引續キ三回以上又ハ屢備藥投與ヲ受ケタル者ニ就テハ必ス之ヲ診察シテ適當ノ處置ヲ講スルコト

七　本簿ハ丙部記錄トス

○

◆作業助手定員設定ノ件依命通牒

（昭和四年八月九日）
（行甲第一、一九四號）

今般作業技手定員改正ノ件別紙ノ通リ訓令相成候處右ハ本年度ヨリ事務費支辨ト相成爲メニ從來作業技手定員ノ範圍內ニ於テ適宜作業助手ヲ置キ處理シ來リタルモ斯クテハ統一上支障有之候ニ付此際各刑務所ニ於ケル作業規模等ヲ斟酌シ其所作業助手（作業傭人）定員ヲ別記ノ通リ定メラレ候條左記事項御留意ノ上處理相成度尙爾今之カ定員改正ハ總テ認可ヲ要スル義ト御了知相成度候

追テ作業技手ニ對スル俸給豫算ニ付テハ後日何分ノ通牒可相成筈ニ付御了知相成度

記

一、作業助手（作業傭人）定員　　人

二、改正定員ニ對シ過員トナリタルモノハ本年度內ニ

○

ニ提出スルコト

三　保健助手ハ前項ノ記事ニ依リ本人ヲ視察シ備藥投與不投與又ハ醫師診察ノ要否等ヲ定メ其ノ處置ノ要旨ヲ投與藥名又ハ處置欄ニ記載スルコト

四　保健助手ハ醫師ノ診察ヲ要スル者ト認メタル者ニ付テハ其ノ調治簿ニ稱呼番號氏名年齡ヲ記入シ（既成ノモノハ之ヲ取揃ヘ）之ヲ醫師ニ提出スルコト

五　醫師診察ノ結果ハ投藥不投藥又ハ其ノ他ノ處置ニ區分シ保健助手ニ於テ醫師ノ指揮ヲ受ケ之ヲ本簿當該患者ノ備考欄ニ記載スルコト

六　本簿ハ少クトモ一週二回醫務主任ノ檢閱ヲ受クルコト

醫師ハ同一人ニシテ引續キ三回以上又ハ屢備藥投與ヲ受ケタル者ニ就テハ必ス之ヲ診察シテ適當ノ處置ヲ講スルコト

七　本簿ハ丙部記錄トス

第二卷　第三號
昭和四年九月發行

犯罪學雜誌

顧問　法學博士　原　嘉道
主幹
法學博士　三田定則　法學博士　泉二新熊
編輯
醫學博士　古畑種基　法學士　正木亮

論說
犯罪と科學……法學博士　原　嘉道
兇器と創傷……金澤醫科大學教授　醫學博士　古畑種基
指禁者の性慾問題……司法省參事官　法學士　正木亮
同一指紋問題……金澤醫科大學助教授　醫學博士　岸　孝義
犯罪研究
女兒殺の一精神病者……北海道大學助教授　醫學士　北條春光
人の作りたる器具
血液型檢査が判決の主要な根據とされた私生兒認知に關する懸案事件……醫學士　コロンチー
血液型の遺傳に關する問答……金澤醫科大學助教授　醫學博士　岸　孝義
講演
血液型の分布より見たる日本民族……金澤醫科大學教授　醫學博士　古畑種基
史料
十九世紀の法醫學……故　醫學博士　黒田啓次
雜錄
水中の屍ござる學者……故　小酒井不木
怨像力……故　小酒井不木
最終の決闘裁判……岸　孝義
指紋と書指……滿川政次郎
新刊紹介
紫錦臺便り

年四回發行　購讀料一ケ年貳圓貳拾錢（送料共）
發行所　金澤醫科大學法醫學教室内
（振替口座金澤八三二八番）

漸次整理スルコト、シ其ノ間定員外トシテ處理スルコト

三、就業費支辨ニ屬スル作業囑託ノ如キモノニ付テハ有給無給ヲ問ハス假令臨時名義ヲ以テ採用スル場合ニ於テモ内議相成タキコト

矯正図書館

編輯餘錄

□ この頃は囚人の法律上の地位といふことが大分問題になつて來た。八月號の本誌に正木君が紹介されたプェンニーガーの論文は其一端であるが、今またドイツの刑事學雜誌第五〇卷第三號にルドウイツヒ・ヤコビ君がその論文をかゝげて居る。

□ かくして奴隷的に扱はれつゝあつた囚人が法律的に人に進化さゝられてゆくのがうれしいではないか。事務家が無意識のうちに行刑してゆくのに學者は議論で囚人の地位を恢復しつゝあるのである。行刑の教育化はかくして學者に負ふところが尠くない。

□ ウエルナー・ゲンツ君が囚人の性慾問題を上述の雜誌にかいて居る。同君は今や性慾問題を基點としてその論調を進めて居られる。ベルリン大學で講義しつゝあられる同君の行刑學が一度聞いて見たい。

□ アメリカのニューヨークから出版されたシュラップとスミスの新刑事學はなかなか新しい實證論で益するところが少くない。氏等はいふ科學的知識に基くにあらざる裁判も行刑も持續的でないと。なんと、わが裁判官諸君刑務官諸君耳がかゆくはないか。

□ 中秋二八の月光雲間にときに明滅して居る。讀書の余暇その月を仰ぎ虫の聲を聞く編輯子には、今が一番能率のあがるときだ。少くとも彼任辭令だけを讀んでくづかごにたゝき込まれないほどな刑政たらしめんことを期待しつゝ。

定價表

一冊（稅共）	金五拾錢
六冊（稅共）	金一圓五十錢
十二冊（稅共）	金三圓

廣告料

五號活字半段一行	金一圓
一等一頁	金五十圓
二等一頁	金四十圓
普通一頁	金三十圓

註文規定

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和四年九月二十五日印刷納本
昭和四年十月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人 佳江敬義
東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三六四番地
印刷人 竹田益平
東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三六四番地
印刷所 刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町壹番地
發行所 刑務協會
電話 銀座 二三四四、三八二五番

刑政第42巻第10号

矯正図書館

Volume XLII Number 10

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

October 1, 1929

PRINCIPAL CONTENTS

The Death of Professor Freudenthal ..... (*Editorial*)
American Juvenile Courts ..... S. Ogonuki
Criminal Judges and Prison Officials ..... S. Tokiwa
Schools for Adults of Prisons ..... A. C. Hill
A Deterministic View of Criminal Responsibility
..... Willard Waller

Overseas News .....
Current Issues .....
Prison Statistics .....

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi
Tokyo, Japan.